

ディスクロージャーニュース

《金融商品取引法》

- ・有価証券報告書作成上の留意点について
- ・「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」等の解説
- ・「関連当事者の開示に関する会計基準」等の解説
- ・「資産除去債務に関する会計基準」等の解説
- ・有価証券報告書において注記すべき重要な後発事象
- ・改正金融商品取引法関連法令の概要
- ・XBRL形式による株主資本等変動計算書について
- ・有価証券報告書の基礎（第3回）
- ・ディスクロージャー実務Q & A

《国際会計基準》

国際会計基準を巡る日本の対応について

《会社法》

- ・平成21年6月開催の株主総会における各種書類の準備に向けて
- ・会社法コラム第38回

《取引所》

他社株式の公開買付けに関する適時開示について

《研究所活動状況》

総合ディスクロージャー研究所の活動状況について

《その他》

- ・金融商品取引法関連法令の改正日誌
- ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律(案)」について

総合ディスクロージャー研究所

 宝印刷株式会社

Contents

金融商品取引法	平成21年3月期における有価証券報告書作成上の留意点について ～訂正報告書の記載事例と有価証券報告書のチェックポイントについて～	1
	実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の解説と適用会社における開示状況	12
	「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)および同適用指針(企業会計基準適用指針第13号)の解説と早期適用会社における開示状況	16
	企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」について	22
	有価証券報告書において注記すべき重要な後発事象	25
	改正金融商品取引法関連法令の概要	32
	XBRL形式による株主資本等変動計算書について	35
	有価証券報告書の基礎(第3回)	41
	ディスクロージャー実務Q&A	49
国際会計基準	国際会計基準を巡る日本の対応について	65
会社法	平成21年6月開催の株主総会における各種書類の準備に向けて —会社法施行規則の一部改正と株券の電子化に伴う対応を中心として—	69
	会社法コラム第38回 荒れる株主総会も想定すべきか	89
取引所	他社株式の公開買付けに関する適時開示について	93
研究所活動状況	総合ディスクロージャー研究所の活動状況について	97
その他	金融商品取引法関連法令の改正日誌	99
	「金融商品取引法等の一部を改正する法律(案)」について	101

平成21年3月期における有価証券報告書作成上の留意点について ～訂正報告書の記載事例と有価証券報告書のチェックポイントについて～

公認会計士 山添 清昭

1. はじめに

有価証券報告書は、事業年度経過後3ヶ月以内に各財務局に提出することが義務づけられています（金融商品取引法24条①）。平成21年3月期の有価証券報告書を作成・提出する時期が近づいてまいりました。

有価証券報告書に訂正を必要とするものがあると認められたときには、訂正報告書の提出が求められています（金融商品取引法24条の2①）。有価証券報告書を作成するに当たって、提出後に訂正報告書を提出することのないよう、とくに留意する必要があります。直近の訂正報告書にどのようなものが提出されているかを確認しておくことは非常に大切なことであると思われます。

そこで、本稿では、「有価証券報告書の訂正事例」（注1）をもとに、有価証券報告書の各記載項目ごとの訂正事例について分析を行いました。有価証券報告書の全般的なチェックのポイントや個別チェックのポイントについてまとめています。平成21年3月期において、実際に有価証券報告書を作成される方にお役に立てばと考えております。

なお、本文中意見に関する部分は、私見であることをあらかじめお断りしておきます。

（注1）総合ディスクロージャー研究所で集計された平成20年7月1日～10月31日の間

に提出された平成20年3月期を中心とした有価証券報告書の訂正報告書を分析の対象としています。

2. 訂正報告書の記載事例について

（1）訂正報告書の提出件数

まず、2008年6月から2009年1月の間に提出された、「有価証券報告書」「四半期報告書」「半期報告書」「臨時報告書」「訂正報告書」のそれぞれの件数を、以下の【表1】に示しております。提出件数は、「JICPA Database」の「有価証券報告書検索システム（eSPERサーチ）」の提出件数をベースに集計しています。

【表1】の2008年3月期の有価証券報告書を提出された2008年6月以降提出されている訂正報告書の数に注目ください。2008年6月～2009年1月の間で実に3,523件の訂正報告書が提出されています。この8ヶ月間の訂正報告書の件数は、臨時報告書の同期間の提出件数の1.57倍にもなっています。

3月期の有価証券報告書が、6月末までに提出された後、7月～9月の間は、訂正報告書の提出件数が毎月増加傾向にある点も注目すべき点であると思います。

【表1】「有価証券報告書」「四半期報告書」「半期報告書」「臨時報告書」「訂正報告書」の提出件数（2008年6月～2009年1月）

（提出件数）	有価証券報告書	四半期報告書	半期報告書	臨時報告書	訂正報告書
2009年1月 提出	49	154	13	305	200
2008年12月 提出	163	86	423	290	286
2008年11月 提出	69	2,806	255	260	527
2008年10月 提出	39	97	98	314	294
2008年9月 提出	124	42	367	266	879
2008年8月 提出	97	2,720	70	250	431
2008年7月 提出	43	9	50	274	387
2008年6月 提出	3,180	-	166	279	519
計	3,764	5,914	1,442	2,238	3,523

(2) 訂正報告書の記載事例

2008年7月から10月の4ヶ月間に提出された有価証券報告書の訂正報告書を、【表2】「有価証券報告書の記載項目と訂正報告書の事例件数」に集計しましたので、ご覧ください。有価証券報告書の記載項目は、第三号様式の表題を並べています。また、訂正報告書の事例件数は、訂正報告書の各項目の事例を集計したものです。1件の訂正報告書で複数の内容の訂正を行っているものが多くありますので、訂正報告書の提出件数とこの記載事例の数とは必ずしも一致しません。

訂正報告書の事例件数が、有価証券報告書の各記載項目ごとに30件を超える項目について、【表2】の項目・件数に太字・下線を入れ強調

しています。どの記載項目で訂正が多く出ているかを、ご確認ください。

まず、【業績等の概要】、【生産、受注及び販売の状況】、【財政状態及び経営成績の分析】、【配当政策】、【役員の状況】、【コーポレート・ガバナンスの状況】など、定性的情報の箇所の訂正が、多いことがわかります（【表2】の*1）。とくにこの中で【コーポレート・ガバナンスの状況】の訂正は、4ヶ月間で1,797件と突出して多くなっています（【表2】の*2）。

また、第5【経理の状況】でも【連結財務諸表】関係の訂正が437件と多く（【表2】の*3）、その【連結財務諸表】の中では注記関連の記載誤りが288件ありました。

【表2】 有価証券報告書の記載項目と訂正報告書の事例件数

	有価証券報告書の記載項目	訂正報告書の事例（2008年7月～10月）件数	
	表紙	20	
主として連結情報	第一部 企業情報		
	第1 企業の概況		
	1. 主要な経営指標等の推移	76	
	2. 沿革	14	
	3. 事業の内容	15	
	4. 関係会社の状況	31	
	5. 従業員の状況	10	
	第2 事業の状況		
	1. 業績等の概要	71	*1
	2. 生産、受注及び販売の状況	50	*1
	3. 対処すべき課題	8	
	4. 事業等のリスク	25	
	5. 経営上の重要な契約等	17	
	6. 研究開発活動	2	
	7. 財政状態及び経営成績の分析	51	*1
	第3 設備の状況		
1. 設備投資等の概要	4		
2. 主要な設備の状況	30		
3. 設備の新設、除却等の計画	8		
主として単体情報	第4 提出会社の状況		
	1. 株式等の状況		
	(1) 株式の総数等	29	
	(2) 新株予約権等の状況	15	
	(3) ライツプランの内容	0	
	(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9	
	(5) 所有者別状況	12	
	(6) 大株主の状況	22	
	(7) 議決権の状況	8	
	(8) ストック・オプション制度の内容	14	
	2. 自己株式の取得等の状況	9	
	3. 配当政策	156	*1
	4. 株価の推移	1	
5. 役員の状況	185	*1	
6. コーポレート・ガバナンスの状況	1,797	*1・2	

	第5 経理の状況		
	冒頭記載		
連結	1. 連結財務諸表等	440	
	(1) 連結財務諸表	437	*3
	(2) その他	3	
単体	2. 財務諸表等	202	
	(1) 財務諸表	171	
	(2) 主な資産及び負債の内容	28	
	(3) その他	3	
	第6 提出会社の株式事務の概要	28	
	第7 提出会社の参考情報	22	
	1. 提出会社の親会社等の情報	9	
	2. その他の参考情報	13	
	第二部 提出会社の保証会社等の情報		
	監査報告書	23	

3. 全般的チェックポイント

提出された訂正報告書の個別の訂正内容を見ても、単純な合計計算誤りや記載事項の漏れによるものが多くあります。この点は、計算チェック、クロスレファー等以下に示す手法により、かなりの部分の事前確認が可能であると考えます。

また、平成21年3月期において、改正されているところを重点的にチェックしておく必要があります。

有価証券報告書は、非常にボリュームがあり、会社によっては、150頁に近いものもあります。有価証券報告書の各部分は、それぞれの担当者により、段階的に作成作業が進められると思われませんが、**完成される最終段階において、数字等の記載項目の照合や記載事項相互間の整合性の確認などを完全に行うことが非常に重要になります。**

基本的な留意ポイントですが、以下の作業が間違いを発見する重要なポイントであると考えます。

全般的チェックポイント

●数値の合計の計算チェックを完全に行う必要があります。

◎計算チェックの例示

- ・(連結) 貸借対照表、(連結) 損益計算書、(連結) 株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書等の各(連結) 財務諸表の計算チェック。

●有価証券報告書の中で相互に記載される数値の照合(クロスレファー)を完全に行う必要があります。

◎クロスレファーの例示

- ・【主要な経営指標等の推移】(ハイライト情報)と財務諸表数値、非財務情報(従業員の状況)等との照合。
- ・【業績等の概要】に記載されている業績数値と(連結)財務諸表との照合。
- ・【関係会社の状況】と連結財務諸表の連結の範囲や持分法の適用の範囲の記載とを照合。
- ・(連結)財務諸表に記載される注記番号と注記における番号の照合など。

●当期改正されている会計処理等に特に注意する必要があります。

◎平成20年4月1日以後開始年度より強制適用になっている事項

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が公表されました。棚卸資産を通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産に区分し、前者については収益性の低下による簿価切り下げという考え方に基づく評価基準が適用されます。
- ・「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)が公表されました。これまで所有権移転外ファイナンス・リース取引に関して、一定の注記を条件として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができましたが、改正後は、当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなります。
- ・「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)が公表されました。この改正により、関連当事者の範囲が拡大されるとともに関連当事者との取引等に関する注記の拡大もされました。

◎これら以外にも早期適用可能な会計基準も公表されていますので、ご注意ください。

●**第三号様式の（記載上の注意）**で記載が求められている項目や「作成にあたってのポイント」で示されている留意事項について、記載漏れ・対応漏れがないかを確実にチェックする必要があります。

◎平成21年3月期の主な改正点や記載上の注意・作成にあたってのポイントは、財団法人財務会計基準機構作成の「有価証券報告書の作成要領（平成21年3月期提出用）」や宝印刷株式会社作成の「有価証券報告書の作成要領（平成21年3月期提出用）」等が参考となります。

4. 個別チェックポイント

直近の訂正報告書の各個別事例（前述【表2】参照）と平成21年3月期の有価証券報告書の個別チェックポイントを、【表3】「平成21年3月期の有価証券報告書の個別チェック表」にまとめております。どのような訂正報告書の事例があるかをご確認いただくとともに、提出前の最終チェックにご活用ください。

なお、詳細な作成にあたってのポイントは、「第三号様式（記載上の注意）」や財務会計基準機構作成の「有価証券報告書の作成要領（平成21年3月期提出用）」に記載されている「作成にあたってのポイント」等もご参考にしてください。

【表3】平成21年3月期の有価証券報告書の個別チェック表

有価証券報告書の記載項目 (第三号様式)	●訂正報告書の個別事例 (2008年7月～10月に提出された訂正報告書より事例を抽出、記載しています。)	★個別チェックポイント (訂正事例に対応した個別チェックポイントを示しています。)
表紙	<ul style="list-style-type: none"> ●【提出書類】の訂正 ●【根拠条文】の訂正 ●【提出日】の訂正 ●【代表者の役職氏名】の記載誤りの訂正 ●【事務連絡者氏名】の訂正 ●【縦覧に供する場所】の一部記載漏れの訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★第三号様式記載上の注意で求められている項目がすべて記載されているか確認が必要です。 ★とくに、代表者の変更、事務連絡者の変更がないか確認が必要です。
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1. 主要な経営指標等の推移	<ul style="list-style-type: none"> ●自己資本比率の記載誤りの訂正 ●従業員数の誤りの訂正 ●平均臨時雇用人員の記載漏れの訂正 ●持分法を適用した場合の投資利益の金額訂正 ●配当性向の数値誤りの訂正 ●1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、株価収益率の訂正 ●潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の記載漏れの訂正 ●主要な経営指標等/複数の箇所の記載金額の訂正（訂正多い） 	<ul style="list-style-type: none"> ★ハイライト情報の記載項目について、連結財務諸表、個別財務諸表の各数値との照合が必要です。 ★ハイライト情報の「従業員数」の記載については、【従業員の状況】に記載されている連結、個別の人数と一致しているか確認が必要です。 ★(1株当たり情報)の注記と照合が必要です。 ★規則等の一部改正によりその定義や範囲に変更が生じ、数値等の継続性が確保できていない場合の注記について、過年度に記載された注記との整合性に注意が必要です。
2. 沿革	沿革の記載を一部訂正	<ul style="list-style-type: none"> ★企業集団に係る重要な事項について簡潔に記載が必要です。企業集団とは、提出会社及び子会社を指します。とくに当年度変更のあった内容について注意が必要です。
3. 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●関係会社の会社数の訂正 ●当社の業務の内容を一部訂正 ●事業系統図の一部訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★「提出会社及び提出会社の親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は関係会社の当該事業の位置づけ等について、事業の種類別セグメントとの関連を含め系統的にわかりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと」とされています。当年度変更のあった内容について注意が必要です。

<p>有価証券報告書の記載項目 (第三号様式)</p>	<p>●訂正報告書の個別事例 (2008年7月～10月に提出された訂正報告書より事例を抽出、記載しています。)</p>	<p>★個別チェックポイント (訂正事例に対応した個別チェックポイントを示しています。)</p>
<p>4. 関係会社の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●議決権の所有割合の%を訂正 ●連結子会社の資本金の額の訂正 ●関係内容の記載の訂正 ●注記に記載の「非上場であり株価収益率は記載していない」の対象年度の誤りの訂正 ●会社名、関係内容等の訂正 ●その他の関係会社が2社記載漏れの追加訂正 ●その他の関係会社について、議決権の被所有割合を所有割合と訂正 	<p>★記載の対象は、非連結子会社及び持分法非適用関連会社を除く「関係会社」全体とされています。関係会社を『親会社』『子会社』『関連会社』『その他の関係会社』に分けて、①その名称②住所③資本金又は出資金④主な事業の内容⑤議決権の所有割合⑥関係内容を記載します。</p> <p>★連結財務諸表の連結の範囲の記載との整合性の確認が必要です。</p>
<p>5. 従業員の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平均年間給与の単位誤りの訂正 ●平均年間給与の金額誤りの訂正 ●従業員数の誤りの訂正 ●事業部門の名称の訂正 ●平均勤続年数の訂正 	<p>★従業員の定義、臨時従業員の範囲等に関する基準が明定されていないので、各社の実態に応じて記載することになります。その場合、従業員数の算定方法等に関する内容を脚注において記載することが適当とされています。注記漏れにご注意ください。</p> <p>★従業員数は、ハイライト情報の記載の数値と一致しているか確認が必要です。</p>
<p>第2 事業の状況</p>		
<p>1. 業績等の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●記載金額の訂正 ●キャッシュ・フローの状況に記載の金額の訂正（訂正多い） ●当事業年度の金額訂正 ●業績の自己資本比率の数値の訂正 ●経営方針についての記載の訂正 	<p>★業績については、「前年同期と比較して分析的に記載すること」とされています。このため、前年同期との数値の比較増減、当該実績に至った背景、要因等について具体的に記載することが適当と考えられます。またキャッシュ・フローの状況について、「前年同期と比較して分析的に記載すること」とされています。</p> <p>★連結財務諸表、財務諸表の数値との照合が必要です。また、ハイライト情報との数値の照合も必要です。</p>
<p>2. 生産、受注及び販売の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生産実績の前年同期比の比率誤り ●生産実績、販売実績の記載金額の訂正 ●受注状況の受注高、受注残高等の訂正（訂正多い） ●仕入実績の金額訂正 ●受注状況に記載の商品名の訂正 	<p>★生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業の種類別セグメントに関連づけて記載することが求められています。</p> <p>★販売実績の合計額は、当期売上高との照合が必要です。</p>
<p>3. 対処すべき課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対処すべき課題の一部を削除する訂正 ●文言の訂正 ●基本方針を定めている会社の「会社法施行規則第127条各号に掲げる事項」の記載の訂正 	<p>★「連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること」とされています。</p> <p>★前連結会計年度において課題として記載した重要な事項について、その後の経過等も合わせ記載することが望ましいとされており、前年度の記載との整合性に注意が必要です。</p>
<p>4. 事業等のリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●リスク項目の記載漏れ追加訂正 ●記載文字の訂正及び記載漏れの追加訂正 ●法的規制等について追加訂正 ●訴訟事件の件数及び金額の訂正 ●特定顧客の販売割合の訂正 	<p>★将来に関する事項を記載した場合には、判断した時点に記載することになることにご注意ください。</p>

有価証券報告書の記載項目 (第三号様式)	●訂正報告書の個別事例 (2008年7月～10月に提出された訂正報告書より事例を抽出、記載しています。)	★個別チェックポイント (訂正事例に対応した個別チェックポイントを示しています。)
5. 経営上の重要な契約等	<ul style="list-style-type: none"> ●経営上の重要な契約の記載漏れ ●より詳細な記載に訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★重要な合併や営業譲渡・譲受け等については、連結会社以外の会社との間で行われるか否かによらずすべて記載することとされています。 ★記載事項が完全か、漏れがないか注意が必要です。
6. 研究開発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発活動における記載の開発商品名の訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★連結ベースで、研究開発活動の状況に加え、研究開発費の金額を事業の種類別セグメントに関連づけて記載します。 ★連結損益計算書の研究開発費の金額との整合性に注意が必要です。
7. 財政状態及び経営成績の分析	<ul style="list-style-type: none"> ●記載の金額単位の誤りの訂正 ●記載文章の一部訂正 ●記載金額の一部訂正（訂正多い） ●自己資本比率と記載すべきところを株主資本比率と記載したものを訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★作成要領の作成にあたってのポイントに、「単なる客観的事実の羅列」では、いけない旨示されていますので、ご注意ください。 ★将来に関する事項を記載した場合には、判断した時点に記載することになることにご注意ください。
第3 設備の状況		
1. 設備投資等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●帳簿価額の一部訂正 ●除却金額の訂正 ●設備投資の金額の一部訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★設備投資の目的、内容及び投資金額や重要な除却等の金額について、事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に記載します。 ★設備投資の金額について、固定資産の増加額・減少額との整合性の確認が必要です。
2. 主要な設備の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●帳簿価額の一部訂正 ●帳簿価額の合計額記載誤りの訂正 ●提出会社の店舗名の訂正 ●提出会社に係る土地面積の訂正 ●従業員数の訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★「主要な設備」について、提出会社、国内子会社及び在外子会社の別に設備の内容、帳簿価額、従業員数等について、事業の種類別セグメントに関連付けて記載します。 ★主要な設備の帳簿価額について、固定資産の増加額との整合性の確認が必要です。 ★「従業員の状況」に記載の従業員数との整合性の確認が必要です。
3. 設備の新設、除却等の計画	<ul style="list-style-type: none"> ●設備の新設における着手年月の訂正 ●設備の新設計画が一行記載漏れがあり訂正 ●設備の新設における金額の訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載します。 ★前年度の記載内容との整合性を確認することが必要です。
第4 提出会社の状況		
1. 株式等の状況		
(1) 株式の総数等	<ul style="list-style-type: none"> ●提出日現在の株式発行数を訂正 ●注記に記載の株主総会開催日の訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★財務諸表等規則第61条の規程により、貸借対照表の注記として記載される「会社が発行する株式及び発行済株式の総数」と一致しているか確認が必要です。
(2) 新株予約権等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●新株予約権の行使の条件の記載を訂正 ●新株予約権の目的となる株式の数の訂正 ●新株予約権の行使時の払込金額を訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★旧商法に基づき転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合、当事業年度の末日及び有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債又は新株引受権の残高等を記載する必要があります。 ★新株予約権を複数回発行している場合には、例えば、株主総会の特別決議日ごとに所定の様式に記載するなどの方法が考えられます。
(3) ライツプランの内容		<ul style="list-style-type: none"> ★いわゆる買収防衛策の一環として、新株予約権を発行している場合には、【ライツプランの内容】に記載することとされています。該当がない場合でも、項目自体は省略せず、該当のない旨を記載することになりますので、ご注意ください。

有価証券報告書の記載項目 (第三号様式)	●訂正報告書の個別事例 (2008年7月～10月に提出された訂正報告書より事例を抽出、記載しています。)	★個別チェックポイント (訂正事例に対応した個別チェックポイントを示しています。)
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	●資本金等の推移、年月日の記載誤りを訂正	★資本金の推移のほか、発行済株式総数及び資本準備金の増減・残高を併せて記載します。 ★附属明細表の「資本金等明細表」の数値との整合性に留意してください。
(5) 所有者別状況	●「株式の状況」欄における所有株式数等を訂正 ●株主数の人数の訂正	★「実質主義」により記載を行う点にご注意ください。 ★表の計算チェック重要です。 ★(1)の「株式の総数等」に記載の株数との整合性確認が必要です。
(6) 大株主の状況	●大株主の名称記載誤りを訂正 ●大株主の住所を誤りを訂正 ●所有株式数の記載誤りを訂正	★所有株式数欄は、「実質主義」により多い順に10名程度について記載します。 ★大株主の入れ替わり、名称変更等がないか確認が必要です。 ★「個人株主の住所を市区町村名までで差し支えないとする」旨の(記載上の注意)が公表されていますので、ご注意ください。
(7) 議決権の状況	●株式数、議決権の数の訂正	★証券保管振替機構名義の株式に名義書換失念株式や名義人以外からの株券喪失登録のある株式がある場合には、注記が必要となります。
(8) ストックオプション制度の内容	●新株引受権の行使の条件の記載を訂正 ●ストックオプション制度の内容の記載が全部記載漏れの訂正 ●注記の文言、一部記載誤りの訂正	★【ストック・オプション制度の内容】は、提出日現在で記載することとされていますので、本年6月の定時株主総会においてストック・オプション制度の採用を決議した場合も記載が必要となりますのでご注意ください。 ★旧商法に基づくストック・オプション制度を採用している場合、権利行使期間が終了するまでは継続して記載することになるのでご注意ください。
2. 自己株式の取得等の状況	●保有自己株式数を訂正 ●取締役会決議による取得の状況の数値訂正	★当事業年度及び当事業年度の末日の翌日から報告書提出日までの期間における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載するとされています。
3. 配当政策	●配当の回数についての基本的な方針：回数の記載漏れの訂正(訂正多い) ●配当の決定機関の記載漏れの訂正(訂正多い)	★配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途について記載することとされています。 ★会社法454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨定款で定めているときは、その旨を記載することとされています。 ★これら項目の記載漏れにご注意ください。
4. 株価の推移	●最高・最低株価の金額記載誤りの訂正	★記載された株価に異常性がないか確認が必要です。
5. 役員の状況	●略歴変更の記載を訂正(訂正多い) ●役職名の記入を訂正(訂正多い) ●略歴の一部を訂正(訂正多い) ●取締役の記載事項の誤りを訂正 ●役員の状況/生年月日等の誤りを訂正 ●役員の任期の訂正 ●任期についての説明(注記記載)の記載漏れの訂正 ●社外監査役である旨の注記の誤り訂正 ●所有株式数を訂正(訂正多い)	★記載時点は、有価証券報告書の提出日現在であることに特に留意が必要です。平成21年6月の定時株主総会において役員の改選が行われ、その直後の取締役会において代表取締役の異動及び役職、担当等が決定される場合には、その決定事項を織り込んだ記載を要することになるのでご注意ください。 ★所有株式数の欄は、いわゆる実質主義により記載を行うことが明確化されていますのでご注意ください。 ★会計参与についても記載することが適当と考えられます。

有価証券報告書の記載項目 (第三号様式)	●訂正報告書の個別事例 (2008年7月～10月に提出された訂正報告書より事例を抽出、記載しています。)	★個別チェックポイント (訂正事例に対応した個別チェックポイントを示しています。)
6. コーポレート・ガバナンスの状況	<ul style="list-style-type: none"> ●株主総会の特別決議の要件についての記載漏れ訂正 (訂正多い) ●取締役の選任決議要件についての記載漏れ訂正 (訂正多い) ●自己株式の取得についての記載漏れ訂正 (訂正多い) ●取締役の定数についての記載漏れ訂正 (訂正多い) ●中間配当の決定機関についての記載漏れ訂正 (訂正多い) ●取締役及び監査役の実任免除についての記載漏れ訂正 (訂正多い) ●自己株式取得の決定機関の記載漏れ訂正 (訂正多い) ●責任限定契約の内容の概要の記載漏れ訂正 (訂正多い) 	<p>★コーポレート・ガバナンスの状況については、とくに記載項目が多岐にわたるため、記載項目漏れにご注意ください。</p> <p>★項目は、原則として事業年度末で記載することが考えられますが、制度の趣旨から考えて、その後の状況もフォローした記載とすることが望ましいとされていますのでご注意ください。</p>
第5 経理の状況		
冒頭記載	<p>★連結財規及び財規の改正に該当する場合、改正前及び改正後の連結財規及び財規に基づいている旨を記載することになります。新会計基準の適用・早期適用が当期もありますので、表現にご注意ください。</p> <p>★監査人の交代があった場合、その旨を記載することとされています。該当する場合ご注意ください。</p>	
1. 連結財務諸表等		
(1) 連結財務諸表	<p>★表の計算チェック重要です。</p> <p>★連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書の数値の整合性(税金等調整前当期純利益、当期純利益等)の確認が必要です。</p> <p>★前連結会計年度に比べて項目別に異常な変動がないか確認が必要です。</p> <p>★当連結会計年度の改正点に、ご注意ください。</p>	
①【連結貸借対照表】	<ul style="list-style-type: none"> ●土地勘定の残高の誤りの訂正 ●固定資産の金額を訂正 ●投資その他の資産の関係会社出資金の金額を訂正 ●注記番号の記載漏れ訂正 	
②【連結損益計算書】	<ul style="list-style-type: none"> ●売上高と売上原価の同額訂正 ●売上原価の金額を訂正 ●販売費と一般管理費の金額の入り繰りを訂正 ●特別損失の一部金額を訂正 ●特別損失の「賃金制度精算金」の科目、金額の記載漏れを訂正 ●百分比欄の記載誤りを訂正 (訂正多い) 	
③【連結株主資本等変動計算書】	<ul style="list-style-type: none"> ●連結株主資本等変動計算書の金額一部訂正 (訂正多い) 	
④【連結キャッシュ・フロー計算書】	<ul style="list-style-type: none"> ●連結キャッシュ・フロー計算書の金額一部訂正 (訂正多い) ●科目誤りを訂正 	
継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	<ul style="list-style-type: none"> ●継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の訂正 	<p>★該当される場合、留意が必要です。</p> <p>★他の記載事項との整合性に注意が必要です。</p>
連結財務諸表作成のための基本となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●会計処理基準に関する事項の記載訂正 ●連結の範囲、持分法の適用に関する事項の訂正 	<p>★記載漏れがないか確認が必要です。</p>

有価証券報告書の記載項目 (第三号様式)	●訂正報告書の個別事例 (2008年7月～10月に提出された訂正報告書より事例を抽出、記載しています。)	★個別チェックポイント (訂正事例に対応した個別チェックポイントを示しています。)
表示方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●連結貸借対照表の「役員退職慰労引当金」を当連結会計年度よりその他に含めて表示した旨の表示方法の変更の記載を訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ★連結キャッシュ・フロー計算書の科目を変更した場合には、表示方法の変更としてその内容を記載することとなりますのでご注意ください。
追加情報		<ul style="list-style-type: none"> ★記載漏れがないか確認が必要です。
注記事項	<ul style="list-style-type: none"> ★注記事項については、記載漏れがないか確認が必要です。 ★連結貸借対照表、連結損益計算書の注記番号と一致するか確認が必要です。 	
(連結貸借対照表関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●保証債務の記載金額を訂正 (訂正多い) ●担保提供資産/対応債務の注記の金額を訂正 ●土地再評価法の時価と再評価後の帳簿価額との差額の金額訂正 ●偶発債務の注記の金額を訂正 	
(連結損益計算書関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●貸倒引当金繰入額の金額訂正 	
(連結株主資本等変動計算書関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●連結株主資本等変動計算書の注記がすべて漏れていたため訂正 ●配当金に関する事項/配当金支払額の基準日の記載誤りの訂正 	
(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●連結キャッシュ・フロー計算書の注記がすべて漏れていたため訂正 ●投資活動と財務活動のそれぞれのキャッシュ・フローの支出金額の訂正 	
(その他の注記事項)		
(リース取引関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●リース取引関係の注記/受取利息の金額を訂正 ●リース取引関係の注記/未経過リース料の金額訂正 	
(有価証券関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●時価評価されていない主な有価証券の内容の金額訂正 	
(デリバティブ取引関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●デリバティブ取引関係の注記/取引の時価等に関する事項の誤りを訂正 	
(退職給付関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●退職給付債務に関する事項/金額を訂正 ●未認識数理計算上の差異に係る注記の追加 ●数理計算上の差異の処理年数の記載漏れを訂正 	
(税効果会計関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●発生の主な原因別の内訳の金額を訂正 	
(セグメント情報)	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地別セグメント情報/金額の訂正 (訂正多い) ●事業の種類別セグメント情報/外部顧客に対する売上高又は営業利益の金額訂正 	
(関連当事者との取引)	<ul style="list-style-type: none"> ●取引金額を訂正 ●取引条件等の注記記載事項を訂正 ●関連当事者との取引/記載漏れを訂正 	
(企業結合関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●記載なしから記載に訂正 	
(1株当たり情報)	<ul style="list-style-type: none"> ●1株当たり純資産額の訂正 (訂正多い) ●1株当たり当期純利益の訂正 ●算定上の基礎の数値訂正 	
(重要な後発事象)	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な後発事象 (訴訟事件) の記載漏れ ●重要な後発事象の記載事項 (減資) の記載漏れ 	
⑤【連結附属明細表】	<ul style="list-style-type: none"> ★連結附属明細表に記載の残高が連結貸借対照表と整合性があるか確認が必要です。 	
【社債明細書】	<ul style="list-style-type: none"> ●株式の発行価額の金額訂正 	
【借入金等明細表】	<ul style="list-style-type: none"> ●当期末残高の合計額訂正 ●返済期限、返済予定額の訂正 	
(2) 【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ●訴訟事件の記載の訂正 ●訴訟事件の記載の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ★企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときはその概要を記載するとされています。記載もれに注意してください。
2. 財務諸表等		
(1) 財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ★表の計算チェック重要です。 ★貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書の数値の整合性 (当期純利益、繰越利益剰余金、期末商品たな卸高、期末仕掛品たな卸高等) の確認が必要です。 ★前事業年度に比べて項目別に異常な変動がないか確認が必要です。 	

有価証券報告書の記載項目 (第三号様式)	●訂正報告書の個別事例 (2008年7月～10月に提出された訂正報告書より事例を抽出、記載しています。)	★個別チェックポイント (訂正事例に対応した個別チェックポイントを示しています。)
①【貸借対照表】	<ul style="list-style-type: none"> ●未払消費税等の金額の訂正 ●その他の関係会社有価証券の追加 ●貸借対照表の構成比の誤りを訂正 ●貸借対照表の注記番号の誤りを訂正 	
②【損益計算書】	<ul style="list-style-type: none"> ●損益計算書/営業費の「運用営業費」の金額訂正 ●損益計算書の営業外収益の「雑収入」の金額訂正 ●関係会社株式売却損の金額訂正 ●損益計算書に記載している百分比の記載誤りの訂正 ●損益計算書に記載している注記番号の記載誤りの訂正 ●製造原価明細書/金額の誤りを訂正 	
③【株主資本等変動計算書】		
継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況		<ul style="list-style-type: none"> ★該当される場合留意が必要です。 ★他の記載事項との整合性にご注意ください。
重要な会計方針	●重要な後発事象の記載事項の記載漏れ	★記載漏れがないか確認が必要です。
会計方針の変更		★記載漏れがないか確認が必要です。
表示方法の変更		★記載漏れがないか確認が必要です。
追加情報		★記載漏れがないか確認が必要です。
注記事項		<ul style="list-style-type: none"> ★注記事項については、記載漏れがないか確認が必要です。 ★貸借対照表、損益計算書の注記番号と一致するか確認が必要です。
(貸借対照表関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●偶発債務の注記を訂正 ●担保提供資産の対応債務額の訂正 ●注記の記載漏れの追加 	
(損益計算書関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発費の金額の訂正 ●減損損失についての文章の追加 ●注記の記載漏れの追加 	
(株主資本等変動計算書関係)		
(その他の注記事項)		
(リース取引関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●減価償却相当額 of 金額訂正 ●期末残高相当額 of 訂正 ●ファイナンス・リース取引の記載漏れ訂正 ●リース取引関係/注記金額を訂正 	
(有価証券関係)		
(デリバティブ取引関係)		
(退職給付関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●退職給付関係の注記の記載漏れを訂正 ●法定実効税率の内訳の訂正 	
(ストック・オプション関係)		
(税効果会計関係)	●税効果会計関係注記の一部を訂正	
(持分法損益等)		
(関連当事者との取引)	<ul style="list-style-type: none"> ●取引金額を訂正 ●役員及び近親者との取引の記載漏れを訂正 	
(1株当たり情報)	<ul style="list-style-type: none"> ●1株当たり純資産額 of 金額訂正 ●1株当たり当期純利益 of 金額訂正 	
(重要な後発事象)	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な後発事象/記載文言を訂正 ●重要な後発事象/株式移転の日程の訂正 	
④【附属明細表】		★附属明細表に記載の残高が貸借対照表と整合性があるか確認が必要です。

有価証券報告書の記載項目 (第三号様式)	●訂正報告書の個別事例 (2008年7月～10月に提出された訂正報告書より事例を抽出、記載しています。)	★個別チェックポイント (訂正事例に対応した個別チェックポイントを示しています。)
【有価証券明細表】	<ul style="list-style-type: none"> ●有価証券の金額を訂正 ●投資有価証券等の金額を訂正 ●銘柄の一部を訂正 	
【有形固定資産等明細表】	<ul style="list-style-type: none"> ●有形固定資産の金額訂正 ●注記の記載漏れ追加訂正 	
【借入金等明細表】	<ul style="list-style-type: none"> ●返済期限の訂正 	
【資本金等明細表】		
【引当金明細表】	<ul style="list-style-type: none"> ●引当金明細表/注記の記載漏れ追加訂正 ●引当金明細表/記載金額を訂正 	
(2)【主な資産及び負債の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ●受取手形の金額訂正 ●貸付金の相手先の訂正 ●繰延税金資産についての訂正 ●保険積立金についての訂正 ●長期借入金の内訳金額を訂正 ●短期借入金の相手先の訂正 	<p>★記載の対象となるその他資産、負債科目に係る重要性の基準は、100分の5です。</p> <p>★「関係会社株式」、「長期借入金」「繰延税金資産」、「退職給付引当金」等についても、その額が資産総額の100分の5を超える場合は記載対象となるので留意が必要です。</p>
(3)【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ●関係会社名の訂正 ●決算日後の状況についての記載について訂正 	<p>★提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときはその概要を記載するとされています。記載もれに注意してください。</p>
第6 提出会社の株式事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●定時株主総会の期日の訂正 ●公告掲載の方法の記載訂正 ●剰余金の配当の基準日の訂正 ●株式の名義書き換えについての訂正 ●単元未済株式の買取についての訂正 ●注記の記載漏れの追加訂正 	<p>★記載漏れ、記載誤りがないか確認が必要です。</p>
第7 提出会社の参考情報		
1【提出会社の親会社等の情報】	<ul style="list-style-type: none"> ●提出会社の親会社情報の記載漏れの訂正 ●資本金の金額の訂正 	<p>★「親会社等の情報」の記載漏れにご注意ください。</p> <p>★該当がない場合にもタイトル、該当がない旨の記載は省略できないので注意が必要です。</p>
2【その他の参考情報】	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時報告書の提出日の訂正 ●臨時報告書の提出の記載漏れを訂正 ●訂正発行登録書の提出の記入漏れを訂正 ●自己株券買付状況報告書の提出日の訂正 ●訂正報告書の提出の記入漏れを訂正 	<p>★提出会社の参考情報の記載対象となっている書類が提出されている場合、記載漏れがないか注意が必要です。とくに、臨時報告書、訂正報告書等の提出の記入漏れが多くあります。</p>
第二部 提出会社の保証会社等の情報		
添付書類		
監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●公認会計士の氏名の記載漏れを訂正 ●監査報告書日付誤りを訂正 ●追記情報の記載内容を訂正 ●監査報告書/本文中の会社名の訂正 	<p>★監査報告書の基本的な記載事項が漏れなく記載されているかご留意ください。</p>
定款・招集通知・決議通知	<ul style="list-style-type: none"> ●定款添付漏れの訂正（訂正多い） ●定款の一部記載誤りを訂正 ●招集通知/決議通知の訂正（訂正多い） 	<p>★定款等の添付漏れに特にご留意ください。</p>

実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の解説と適用会社における開示状況

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 平岡 美紀

1. 公表趣旨

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)では、債券の保有目的区分の厳格化により判断の恣意性を排除することとし、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の

変更を認める場合を限定しています。

しかしながら、最近の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会が「金融資産の保有目的区分の変更」を公表したことを受け、我が国でも早急に対応する必要があることから、企業会計基準委員会から当面必要と考えられる取扱いが公表されるに至りました。

2. 主な変更

(1) 売買目的有価証券からその他有価証券への振替

	改正前	改正後
変更の可否	<p>下記①②のいずれかに該当し、有価証券のトレーディング取引を行わないとした場合には、変更可。</p> <p>①資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合</p> <p>②法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合</p>	<p>左記の①②に加え、下記の場合も変更事由として追加された。</p> <p>↓</p> <p>想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにして該当する債券の保有目的区分を変更した場合</p>
会計処理	振替時の時価をもって振り替え、評価差額は損益計算書に計上する。	同左
注記	—————	<p>保有目的区分を変更した有価証券について、①～⑤を注記する。</p> <p>①その概要(当該有価証券の内容や振替時の時価等)</p> <p>②保有目的を変更した日と理由(その前提となった稀な場合と判断するに至った概況を含む。)</p> <p>③当事業年度における損益</p> <p>④貸借対照表日における貸借対照表計上額</p> <p>⑤保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額</p>

(2) 売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替

	改正前	改正後
変更の可否	変更不可。	想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで該当する債券の保有目的区分を変更した場合、変更可。
会計処理	—————	振替時の時価をもって振り替え、評価差額は損益計算書に計上する。
注記	—————	保有目的区分を変更した有価証券について、①～⑤を注記する。 ①その概要（当該有価証券の内容や振替時の時価等） ②保有目的を変更した日と理由（その前提となった稀な場合と判断するに至った概況を含む。） ③当該事業年度における損益 ④貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額 ⑤保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額

(3) その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

	改正前	改正後
変更の可否	変更不可。	想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたとき、変更可。
会計処理	—————	振替時の時価をもって振り替え、評価差額はその他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替えることになる。 なお、純資産の部に計上されたその他有価証券に係る評価差額については、通常の場合と同じように、税効果会計を適用する。
注記	—————	保有目的区分を変更した有価証券について、①～④を注記する。 ①その概要（当該有価証券の内容や振替時の時価等） ②保有目的を変更した日と理由（その前提となった稀な場合と判断するに至った概況を含む。） ③貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額 ④貸借対照表日における貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額

(4) 会計方針の変更

本報告に従って行われた債券の保有目的区分の変更は、適用初年度における会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当し、当面の取扱いを適用した旨、その理由及び影響額を記載する必要があります。

(5) 適用時期

公表日から平成22年3月31日までの適用とし、その後の保有目的区分の変更の取扱いについては、改めて検討することとされています。

経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意味決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それを確認できる場合には、当該意思決定を行った時点（ただし、当該意思決定が平成20年10月1日前行われているときは、平成20年10月1日に行ったものとみなす。）から、本実務対応報告を適用することができるとされています。この場合、保有目的区分の変更の会計処理は、平成20年12月31日までにを行う必要があります。

3. 開示上の留意事項

(1) 翌期以降に保有目的区分を変更した有価証券の期末残高がある場合

下記事項については保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する必要があります。

区分変更	継続注記が必要となる事項
売買目的有価証券からその他有価証券への振替	上記2（1）改正後の注記事項④及び⑤
売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替	上記2（2）改正後の注記事項④及び⑤
その他有価証券から満期保有目的の債券への振替	上記2（3）改正後の注記事項③及び④

(2) 連結財務諸表作成会社における個別財務諸表上の注記の取扱い

連結財務諸表が作成されている場合には、上記2（1）から（3）に掲げられている注記事項及び上記3（1）に掲げられている注記事項については、個別財務諸表において記載は不要となります。

(3) 四半期財務諸表における注記事項

四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて上記2（1）から（3）に掲げられている注記事項を注記する必要があります。ただし、四半期財務諸表等規則ガイドラインにより、当四半期会計期間において有価証券の保有目的を変更した場合には、重要性が乏しい場合を除き、重要な変更又は著しい変動が認められるものとして注記する必要がある旨が規定されていますので、ご留意ください。

また、四半期連結財務諸表規則における注記事項についても同様の取扱いとなります。

4. 開示分析

平成21年2月末日現在までに上場会社により提出された四半期報告書を対象として、適用している会社の開示例の分析を実施致しました。なお、四半期報告書の検索範囲の網羅性については、確保されていないことを申し添えます。

(1) 適用会社と変更内容

第3四半期報告書で当面の取扱いを適用していた上場会社は6社であり、すべて「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への区分変更でした。振り替えられたその他有価証券の内容は、変動利付国債、ユーロ円債及び事業債、高格付の外国債券の一部、及び、日経平均連動債でした。

業種別適用会社数

銀行業	4社
保険業	1社
その他金融業	1社
合計	6社

(2) 開示例

ソニーフィナンシャルホールディングス(株)

<p>【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】</p>	<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」 国内の生命保険子会社においては、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が公表されたことに伴い、当第3四半期連結会計期間から同実務対応報告を適用し、「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、有価証券は498百万円減少、繰延税金資産は180百万円増加、その他有価証券評価差額金は318百万円減少しております。なお、区分変更した債券の概要等については、(有価証券関係)の「3 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>
<p>注記事項</p>	<p>(有価証券関係) 3 保有目的を変更した有価証券 「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)に基づき、当第3四半期連結会計期間において、一部有価証券につき、その他有価証券から満期保有目的の債券へ保有目的の区分変更を行っております。 (1) 有価証券の概要：日経平均連動債 (2) 振替時の時価：41,266百万円 (3) 変更日と事由：昨今の市場環境の著しい変化によって、同債券の流動性が極端に低下しており、適正な価格で売却することが困難な状況が相当程度継続しているため、平成20年12月17日に変更を行いました。 (4) 当第3四半期連結会計期間末の時価：41,805百万円 (5) 四半期連結貸借対照表計上額：41,306百万円 (6) 四半期連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額：△8,735百万円</p>

以上

「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号) および同適用指針(企業会計基準適用指針第13号) の解説と早期適用会社における開示状況

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 平岡 美紀

I. 「関連当事者の開示に関する会計基準」および同適用指針の解説

1. 新会計基準及び適用指針の公表趣旨

我が国における関連当事者の開示は証券取引上の規則に基づき行われてきました。しかし、米国会計基準や国際財務報告基準などの国際的な会計基準では、関連当事者の開示に関する規定が会計基準の1つとして位置づけられていること、また、関連当事者の定義や開示する取引範囲なども差異が見られたため、国際的コンバージェンスの観点から会計基準として整備されたものです。

2. 従来からの主な変更点

新会計基準等の適用による関連当事者の開示の主な変更点は、以下の通りです。

- (1) 関連当事者の範囲の拡大
- (2) 開示すべき取引の範囲の拡大
- (3) 関連当事者との取引に関する開示内容の追加、及び、開示する条件の変更
- (4) 関連当事者の存在に関する開示の追加

以下、上記変更点について主な内容を記載します。

3. 関連当事者の範囲の拡大

関連当事者として、以下の者が追加的に明示されています。

- (1) 財務諸表作成会社の共同支配投資企業
- (2) 共同支配企業
- (3) 親会社の役員およびその近親者(【図1】⑧)、及び、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社(【図1】⑩)
- (4) 重要な子会社の役員及びその近親者(【図1】⑨)、及び、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社(【図1】⑩)

(5) 従業員のための企業年金(企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る)(【図1】⑪)

(6) 会計参与及びその近親者、及び、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社

新会計基準等では、関連当事者に該当するかどうかは、形式的に判断するのではなく、実質的に判断することとされているので、留意が必要です。

関連当事者の範囲について、会社との関係から新適用指針に記載されている4グループ区分に分類すると、【図1】のようになります。

【図1】

グループ区分	関連当事者の種類 (①から⑩は会計基準第5項(3)①～⑩に該当)	連結財務諸表	個別財務諸表
親会社及び法人主要株主等（財務諸表作成会社の上位に位置する法人のグループ）	① 親会社	○	○
	④ その他の関係会社（※3）並びに当該その他の関係会社の親会社	○	○
	⑥ 財務諸表作成会社の主要株主（法人）	○	○
関連会社等（財務諸表作成会社の下位に位置する法人のグループ）	② 子会社	○ (連結子会社を除く)	○
	⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社	○	○
	⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）	●	●
兄弟会社等（財務諸表作成会社の上位に位置する法人の子会社のグループ）	③ 財務諸表作成会社が同一の親会社を持つ会社	○	○
	④ その他の関係会社（※3）の子会社	○	○
	⑩ 財務諸表作成会社の主要株主（法人）が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社	○	○
役員及び個人主要株主等（財務諸表作成会社の役員・個人主要株主等のグループ）	⑥ 財務諸表作成会社の主要株主（個人）及びその近親者（※5）	○	○
	⑦ 財務諸表作成会社の役員（※4）及びその近親者（※5）	○	○
	⑧ 財務諸表作成会社の親会社の役員（※4）及びその近親者（※5）	●	●
	⑨ 重要な子会社の役員（※4）及びその近親者（※5）	●	×
	⑩ ⑥から⑨に掲げるものが議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社	●	● (⑨が議決権の過半数を所有している会社及びその子会社を除く)

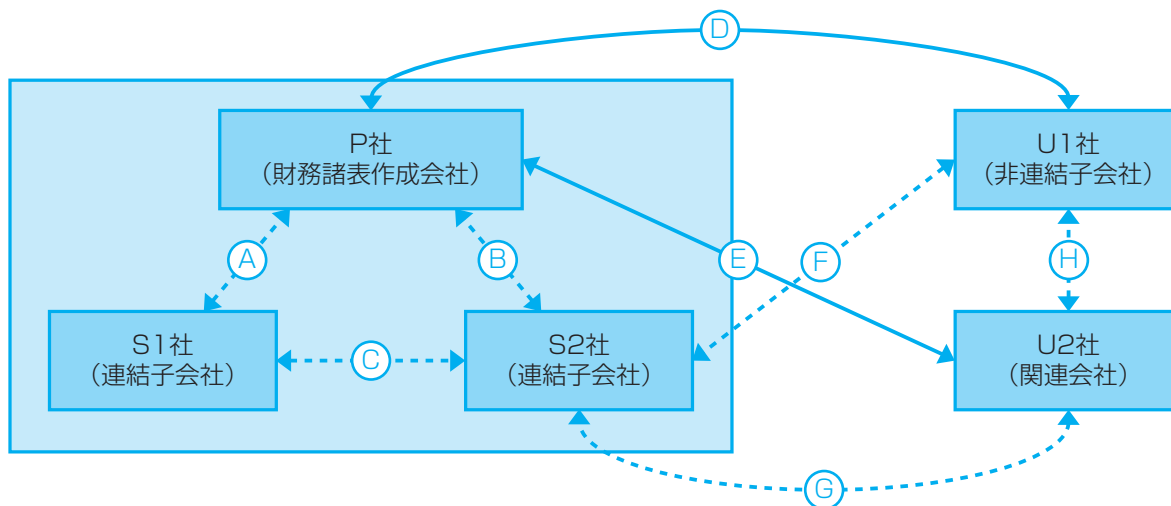
- ※1 ○は従来からの開示対象範囲、●が今回の改正により拡大した範囲、×は開示対象範囲外となります。
- ※2 上記①から⑥及び⑩に掲げる会社には、会社だけでなく組合その他これらに準ずる事業体が含まれます。
- ※3 上記④における「その他の関係会社」とは、「財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」を指します。また、その他の関係会社には「共同支配投資企業」が含まれ、関連会社には「共同支配企業」が含まれます。
- ※4 上記⑦から⑩における役員とは、取締役、会計参与、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、新たに会計参与が対象として追加されています。
- ※5 上記⑥から⑩における役員の近親者として二親等以内の親族を明示することとされています。

4. 開示すべき取引の範囲の拡大

連結財務諸表については、従来の開示対象取引（【図2】D、E）に加えて、連結子会社と関連当事者との取引（【図2】F、G）が新たに開示対象となりました。

ただし、連結子会社と関連当事者との取引のうち、連結消去した取引（【図2】A、B、C）は従来どおり開示対象外となります。また、連結会社が直接関わらない関連当事者同士の取引（【図2】H）についても、従来どおり開示対象外となります。

【図2】



- ※1 関連当事者の範囲
 - ・P社の個別財務諸表上：S1社、S2社、U1社、U2社
 - ・P社の連結財務諸表上：U1社、U2社
- ※2 開示対象となる関連当事者との取引の範囲

	新会計基準等	現行規則
個別財務諸表作成会社	ABDE	ABDE
連結財務諸表作成会社	DEFG	DE

5. 関連当事者との取引に関する開示内容の追加、及び、開示する条件の変更

(1) 貸倒引当金繰入額等の開示の追加

関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更生債権等に係る情報として、新たに【図3】に示した内容が開示項目として追加されています。

【図3】

	内容	留意事項
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・貸倒懸念債権及び破産更生債権に該当する関連当事者に対する債権 ・関連当事者に対する債務保証損失引当金の期末残高や繰入額等 	
開示項目	<ul style="list-style-type: none"> ・当連結会計年度末の貸倒引当金残高 ・当連結会計年度に計上した貸倒引当金繰入額等 ・当連結会計年度に計上した貸倒損失等 	
開示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則：個々の関連当事者ごとに開示。 ・容認：会計基準第5項（3）①～⑩に掲げられている関連当事者の種類ごとに合算開示可。 	当該情報の開示については、信用不安を発生させる可能性があるとの指摘も考慮して開示方法に容認規程が設けられています。

- (2) 開示対象外となる関連当事者取引の条件の明確化

新会計基準では、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引を除き、当該取引が第三者と同様の条件であっても開示は省略できない旨が明記されました。これは、一般的な取引条件に該当するかどうかの判断が難しく、恣意的な判断が介入する余地があることから、新たに追加された条件となります。

- (3) 重要性の判断基準の緩和

役員等の個人の関連当事者との取引に関する重要性の判断基準が、100万円超から1000万円超に引き上げられています。同様に、関連当事者が法人の場合も特別損益については、1000万円あるいは税金等調整前当期純損益の10%のいずれか大きい金額を超える取引について開示することに変更されました。

また、関係会社等以外の会社の代表者を兼務し、その代表者として会社と取引を行う場合についても、関連当事者が法人である場合の取引の判断基準により重要性を判断することに変更されています。

6. 関連当事者の存在に関する開示の追加

従来は、財務諸表作成会社と関連当事者との取引に関する開示のみが求められていましたが、国際的な会計基準と同様に下記の項目の開示が追加して求められています。

- (1) 親会社の名称等（名称、上場又は非上場の別）
- (2) 重要な関連会社の名称、当該関連会社の要約財務情報

上記(2)の要約財務情報については、重要な関連会社全ての合算ベースで開示することも認められており、その場合は、その旨および重要な関連会社の名称を記載することが必要となります。また、要約財務諸表を開示する重要性の判断基準は下記の①②とされていますが、適用指針では一時的に数値基準が下回った場合でも開示の継続性を検討するよう規定されていますので、留意が必要です。

- ① 各関連会社の総資産（持分相当額）が、総資産の10%を超える場合
- ② 各関連会社の税引前当期純損益（持分相当額）が、税金等調整前当期純損益の10%を超える場合、ただし最近5年間の平均値を使うこともできる。

II. 開示上の留意点

「関連当事者の開示に関する会計基準」及び同適用指針を適用した場合における、開示上の留意点は下記の通りです。

- ① 追加情報の記載

同会計基準等に基づく【関連当事者情報】の開示は、既に【関連当事者との取引】として開示されていた内容の拡充を図ったものであること等を勘案し、同会計基準等の適用は追加情報として取り扱うことが適当とされています。

- ② グループ区分による開示

開示に際しては、重要性の判断基準に従って開示の要否を判定し、開示を要する事項について上記I.3に記載した4グループに順に並べて開示することが必要となります。

- ③ 記載様式の変更

関連当事者の取引の記載様式が変更になり、「役員の兼任等」及び「事業上の関係」を記載していた「関係内容」の欄が「関連当事者との関係」に変更になっています。記載する内容は、変更前と同様です。

III. 開示分析

平成21年1月末日現在までに上場会社により提出された平成20年度の有価証券報告書を対象として、「関連当事者の開示に関する会計基準」および同適用指針を早期適用している会社の開示例の分析を実施致しました。なお、有価証券報告書の検索範囲の網羅性については、確保されていないことを申し添えます。

1. 平成20年度早期適用会社

分析対象会社のうち早期適用会社は61社であり、うち開示対象に該当する関連当事者との取引がないとする会社は25社ありました。

決算期別適用会社数

3月決算	53社
4月決算	2社
5月決算	1社
6月決算	1社
8月決算	1社
9月決算	1社
10月決算	2社
合計	61社

業種別適用会社数

サービス業	8社
銀行業	7社
建設業	7社
情報・通信業	7社
卸売業	6社
小売業	4社
電気機器	4社
化学	2社
機械	2社
金属製品	2社
食料品	2社
陸運業	2社
ガラス・土石製品	1社
ゴム製品	1社
繊維製品	1社
その他製品	1社
鉄鋼	1社
不動産業	1社
保険業	1社
輸送機器	1社
合計	61社

2. 早期適用による開示対象範囲の変更

早期適用会社61社のうち、追加情報で開示対象範囲の変更について記載がある会社は26社あり、うち早期適用による開示対象範囲の変更はないとする会社は13社でした。また、重要性の判断基準の金額が緩和されたことにより、関連当事者との取引が開示対象外となった旨の記載がある会社は5社ありました。

① 開示対象範囲の変更がない場合の記載例

【(株)野村総合研究所】

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を早期適用しています。これによる開示対象範囲の変更はありません。

② 開示対象範囲の変更がある場合の記載例

【有楽土地(株)】

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)および「関連当

事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を早期適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社、当該会社の子会社、重要な子会社の役員が開示対象に追加されております。

【DIC (旧大日本インキ化学工業(株))】

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を早期適用している。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結子会社と関連当事者との取引が開示対象に追加されている。

③ 重要性の判断基準緩和により関連当事者取引が開示対象外となった場合の記載例

【KDDI(株)】

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を早期適用しております。

この結果、当社の役員が他の法人の代表者として行った取引が開示対象外となりました。

3. 早期適用により追加された開示

(1) 関連当事者の範囲の拡大

早期適用により開示対象として追加された関連当事者は以下の通りであり、共同支配投資企業等及び従業員のための企業年金についての記載例はありませんでした。

早期適用により新たに開示対象として追加された関連当事者	会社数
①親会社の役員およびその近親者	1社
②重要な子会社の役員及びその近親者	5社
③上記①及び②が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社	5社

(2) 開示すべき取引の範囲の拡大

連結子会社と関連当事者との取引（相殺消去した取引を除く）を開示した会社は9社あり、対象取引の内容は下記の通りとなっています。

連結子会社の関連当事者	開示対象取引	会社数
その他関係会社	販売取引	1社
重要な子会社の役員及びその近親者	販売取引	2社
	資金の貸付及び利息の受取	2社
役員及びその近親者	資金の貸付及び利息の受取	2社
	建物の賃借料の支払	2社
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	保険料の支払	1社
	仕入取引	2社
	販売取引	2社
	リース料の支払	1社
同一の親会社を持つ会社等及びその他関係会社	リース料の支払	1社
	保険料の集金代行手数料の支払	1社
	保証料の支払	1社
	代理店手数料の支払等	1社
	業務委託料	1社
主要株主	仕入取引	1社

(3) 貸倒引当金繰入額等の開示の追加

貸倒引当金繰入額等の開示例はありませんでした。

(4) 関連当事者の存在に関する開示の追加

関連当事者の存在に関する開示について、親会社の名称等の開示例は6社あり、重要な関連会社の名称及び要約財務情報を開示例は3社ありました。

① 親会社の名称等の開示例

【大成ロテック(株)】

親会社情報

大成建設(株) (東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場)

② 重要な関連会社の要約財務情報の開示例

【(株)プラザクリエイト】

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はジグノシステムジャパン(株)であり、同社の連結財務諸表により持分法による投資損益を算定しております。その要約連結財務情報は以下のとおりです。

流動資産合計	7,995,089千円
固定資産合計	1,501,002
流動負債合計	1,354,147
固定負債合計	32,935
純資産合計	8,109,009
売上高	6,336,987千円
税金等調整前当期純損失	246,754
当期純損失	368,346

以上

企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」について

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 藤井 靖弘

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、2007年8月、日本基準と国際財務報告基準（以下、IFRS）のコンバージェンスを加速化することの合意（東京合意）を公表しました。当該合意において、ASBJと国際会計基準審議会（以下、IASB）は、日本基準とIFRSの間の重要な差異については2008年までに解消（短期コンバージェンスプロジェクト）、残りの差異については2011年6月30日までに解消（中期コンバージェンスプロジェクト）を図ることとしました。本稿では、短期コンバージェンスプロジェクトに含まれていた「資産除去債務に関する会計基準及び同適用指針」について、解説を行います。なお、本稿の意見にわたる部分については、筆者の私見であることを申し添えます。

（会計基準の解説）

1. 「資産除去債務」の定義（会計基準第3項、第24項、第25項）

「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいいます。有形固定資産の使用期間中に実施する環境修復や修繕は対象とはなりません。

2. 会計処理（会計基準第4項、第5項）

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上します。資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上します。

3. 資産除去債務の算定（会計基準第6項）

資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定

資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定します。各算定要素は、以下によります。

割引前の将来キャッシュ・フロー	合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく自己の支出見積りによります。
割引率	貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とします。

4. 資産除去債務に対応する除去費用の資産計上と費用配分（会計基準第7項、第9項、第48項）

資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加ええます。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分します。

時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理します。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定します。この調整額は、退職給付会計における利息費用と同様の性格を有するものといえます。

5. 資産除去債務の見積りの変更（会計基準第10項、第50項、第51項）

割引前の将来キャッシュ・フローに重要な見積りの変更が生じた場合の当該見積りの変更による調整額は、資産除去債務の帳簿価額及び関連する有形固定資産の帳簿価額に加減して処理します（減価償却を通じて残存耐用年数にわたり費用配分が行われま

6. 設例でみる会計処理のイメージ

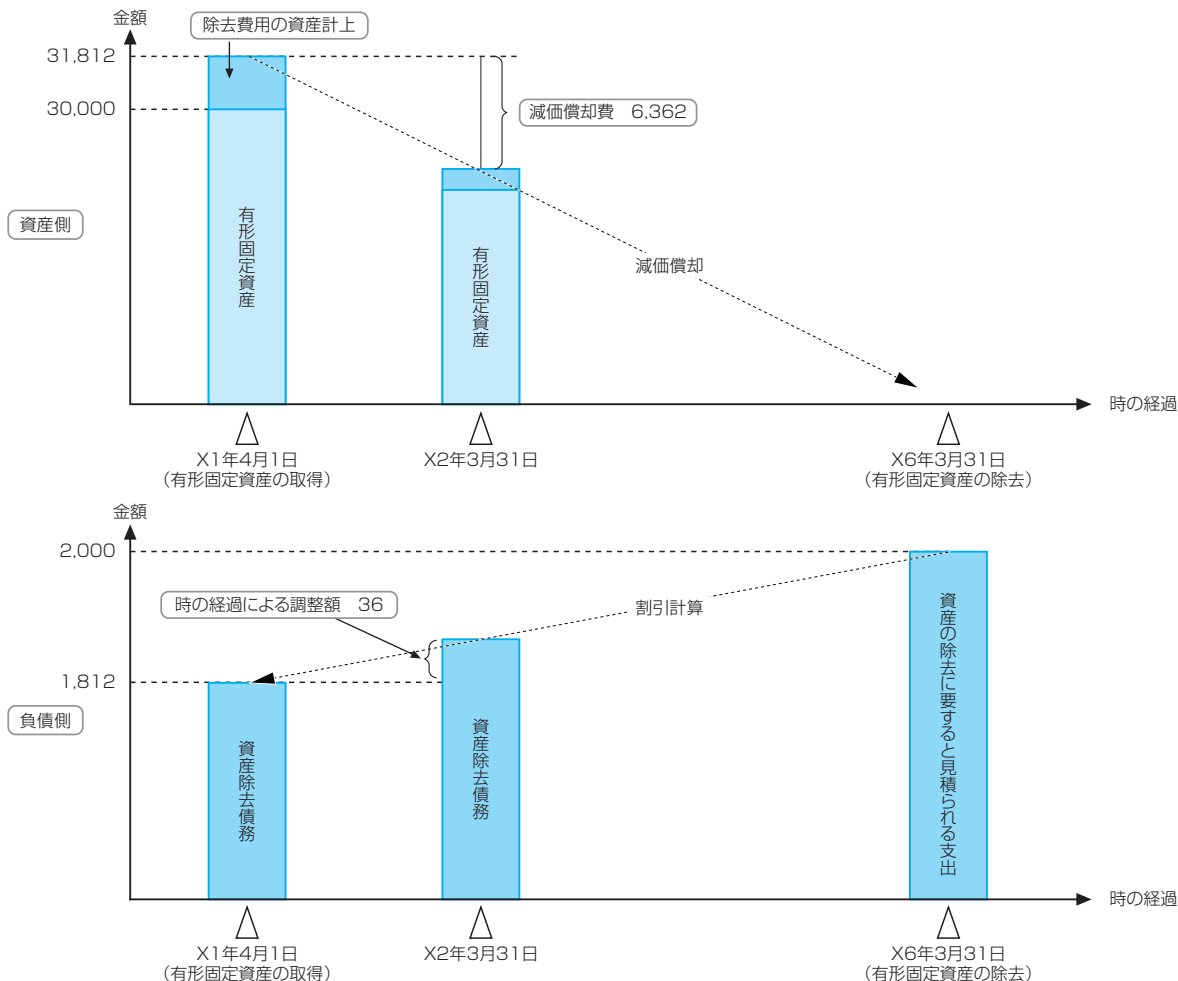
(前提)

T社は、X1年4月1日に設備を取得して使用を開始しました。設備の取得原価は30,000、耐用年数は5年であり、T社には設備使用後に除去する法的義務があります。T社が設備を除去するときの支出は、2,000と見積られています。

そして、X6年3月31日に設備が除去されました。

除去に係る支出は2,200でした。資産除去債務は取得時にのみ発生するものとし、T社は取得した設備について残存価額0で定額法により減価償却を行っています。割引率は2.0%とします。T社の決算日は3月31日です。

資産除去債務等に係る資産及び負債の動きを時系列で図示すると以下のとおりです。



(1) X1年4月1日

設備の取得と資産除去債務の計上

有形固定資産 31,812 / 現金預金 30,000
 資産除去債務(*) 1,812

(*) X1年資産除去債務: $2,000 / (1.02)^5 = 1,812$

(2) X2年3月31日

時の経過による資産除去債務の増加

費用(利息費用) 36 / 資産除去債務(*) 36
 (*) $1,812 \times 2\% = 36$

設備の減価償却と資産計上した除去費用の減価償却

減価償却費(*) 6,362 / 減価償却累計額 6,362
 (*) $30,000 / 5年 + 1,812 / 5年 = 6,362$

(3) X3年3月31日~X5年3月31日

「時の経過による資産除去債務の増加」と「設備の減価償却と資産計上した除去費用の減価償却」に係る仕訳処理が行われます。

(4) X6年3月31日

時の経過による資産除去債務の増加

費用(利息費用) 39 / 資産除去債務(*) 39
 (*) $1,961 (X5年3月31日における資産除去債務) \times 2\% = 39$

設備の減価償却と資産計上した除去費用の減価償却

減価償却費(*) 6,364 / 減価償却累計額 6,364
 (*) $(30,000 + 1,812) - 6,362 \times 4 = 6,364$

設備の除去及び資産除去債務の履行

減価償却累計額	31,812	有形固定資産	31,812
資産除去債務	2,000	現金預金	2,200
費用(履行差額)	200		

7. 開示

(1) 貸借対照表上の表示 (会計基準第12項)

資産除去債務は、期間により貸借対照表上、以下の区分に表示します。

期間	区分
貸借対照表日後1年以内にその履行が見込まれる場合以外のケース	固定負債
貸借対照表日後1年以内に資産除去債務の履行が見込まれる場合	流動負債

(2) 損益計算書上の表示 (会計基準第13項～第15項、第55項)

資産除去債務に関連する損益項目の表示方法は以下のとおりです。

損益項目	表示区分
資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額	当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上
時の経過による資産除去債務の調整額 (*)	当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上
資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額	原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上

(*) 実際の資金調達活動による費用ではないこと、また、同種の計算により費用を認識している退職給付会計における利息費用が退職給付費用の一部を構成するものとして整理されていることが考慮されて、有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上されます。

(3) キャッシュ・フロー計算書上の取扱い (適用指針第12項、第13項、第28項、第29項)

資産除去債務の履行に係る支出額は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に含めます。また、計上した資産除去債務に重要性がある場合、キャッシュ・フロー計算書に「重要な非資金取引」として注記することになります。

(4) 注記事項 (会計基準第16項)

重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。

- ① 資産除去債務の内容についての簡潔な説明
- ② 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件
- ③ 資産除去債務の総額の期中における増減内容
- ④ 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額
- ⑤ 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積ることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積ることができない旨及びその理由

(5) 四半期財務諸表における注記 (適用指針第30項)

四半期財務諸表における注記は以下のとおりです。

項目	注記事項
資産除去債務が前年度末と比較して著しく変動している場合	その簡潔な説明及び変動額の内訳を記載することが考えられます。
会計基準の適用開始による資産除去債務の変動について、その影響が重要である場合	「重要な会計処理の原則及び手続についての変更」として注記を行うこととなります。

8. 適用時期等 (会計基準第17項、第18項)

平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用します。ただし、平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができます。

適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務及び既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用の算定は、それぞれ以下の(1)と(2)のように行い、(1)と(2)の差額は適用初年度において原則として特別損失に計上します。

(1) 適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務	適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率により計算
(2) 適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用	資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額

有価証券報告書において注記すべき重要な後発事象

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 松苗 茂樹

1. はじめに

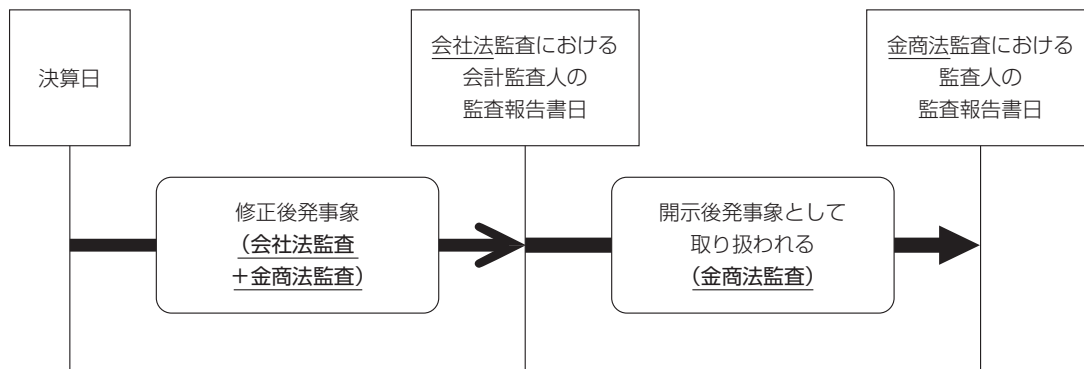
財務諸表等規則 第8条の4において「貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。」とされております（連結財規第14条の2 参照）。

後発事象には、修正後発事象¹と開示後発事象の二つがありますが、本稿で対象とするのは、有価証券報告書に注記されることとなる開示後発事象です。開示後発事象とは、「決算日後において発生し、

当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象」（委員会76号3（2））であり、かつ、投資家等が、会社の財政状態及び経営成績に関する確な判断を行うために必要な、「重要な」ものです。

なお、会社法上の会計監査人の監査報告書日後、有価証券報告書提出日までに発生した修正後発事象については、実務上財務諸表の修正が困難であることから開示後発事象として注記されます（委員会報告76号 付表1 2. 実務上の取り扱い 修正後発事象参照）。

図 財務諸表監査における、会計監査人の監査報告書日と修正後発事象



重要な後発事象の「重要な」をどのように判断したらよいかについては実務上問題になると考えられるため、本稿において明らかにするとともに、「監査・保証実務委員会報告第76号 後発事象に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）が

2008年7月9日に改正されているため、その改正の概要や内部統制報告書における後発事象の記載についても簡潔に述べることにします。本稿のなかで、意見にわたる部分については、筆者の私見であることを最初にお断りしておきます。

¹決算日後に発生した会計事象ではあるが、その実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをする上で、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない会計事象である（委員会76号3(1)）。

2. 重要性の原則

企業会計原則注解 注1において「企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によっても正規の簿記の原則に従った処理として認められる。重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。」（重要性の原則の適用）が規定されております。

「監査・保証実務委員会報告第76号 後発事象に関する監査上の取扱い（平成20年7月9日）」においては「重要な影響を及ぼす事象」とは、「経営活動の中で臨時的、非経常的に生ずる事象であって、その影響が質的・金額的に重要性があるもの（5（1）①）」と記載されております。

後発事象を注記すべきか否かの重要性の判断にあたっては、上記の注解1、委員会報告76号等に従って判断されることになると考えられますが、抽象的であり具体的な基準は示されておられません。

3. 注記すべき後発事象の重要性の判断に係る内部統制

財務諸表の作成責任は会社にあり、開示の重要性

～企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条抜粋～

十二 提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

- イ 当該事象の発生年月日
- ロ 当該事象の内容
- ハ 当該事象の損益に与える影響額

十九 当該連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

- イ 当該事象の発生年月日
- ロ 当該事象の内容
- ハ 当該事象の連結損益に与える影響額

有価証券報告書に注記すべき後発事象の量的重要性の判断に当たっては、上記規定も参考になるとは思われますが、臨時報告書の記載対象となる提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える、後発事象に相当する事象は、有価証券報告書に注記す

の判断は、会社が行うこととなります。

2008年4月開始事業年度より内部統制報告書制度（いわゆるJ-SOX）がスタートしておりますが、財務諸表の注記を作成するプロセスは、財務報告の評価の範囲に含まれます（実施基準Ⅱ2（2））。後発事象の注記を重要な虚偽記載が発生するリスクがあると考え、当該開示プロセスを評価対象としている会社も存在すると考えられます。

後発事象の開示のプロセスの中では、後発事象に関する情報を収集する体制（情報収集の網羅性）が整備・運用されていることが内部統制上最も重要なポイントと考えられますが、把握された後発事象のすべてを注記するわけではないため、その重要性を判断するプロセスも重要です。

実務的には、例えば、「税金等調整前当期純利益や総資産の×％に影響を与える事象や、当該会社にとって××等の質的に重要な事象を注記対象とする」といった重要性を判断するための内部規定を作成、運用することが内部統制上は必要と考えられます。

なお、以下のように一定の要件に該当する重要な後発事象に相当する事象は提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象として臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条参照）に記載し提出することが義務付けられております。

べき重要な後発事象の中でも「著しい影響を与える」事象と考えられ、その範囲が有価証券報告書に注記すべき後発事象と必ずしも一致しないことに留意が必要です。

4. 監査人の重要性の判断基準

会社側は注記の必要はないと判断したとしても、監査人から注記が必要です、といわれる可能性もあります。それでは監査人側はどのように重要性の判断をするのでしょうか。

監査法人等の内部で後発事象に関する開示の重要性の判断基準が存在しない限り、会社と同様に2.で述べた「重要性の原則」や「監査・保証実務委員会報告第76号 後発事象に関する監査上の取扱い(2008年7月9日)」に従って判断されることになると考えられます。明確な基準が明示されない以上、監査法人との間の期末監査時におけるサプライズを避けるためにも会社側で重要性の判断基準について3.で述べたような内部規定を作成し、事前に監査人と協議することが望まれます。

なお、重要な後発事象が発生し会社が注記した場合、監査人が発行する監査報告書において「追記情報」の記載が行われる場合があります。「監査・保証実務委員会報告第75号 監査報告書作成に関する実務指針」によると、追記情報とは、監査人が「財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する(Ⅲ1(1)⑤(ア))」ものであり、重要な後発事象は追記情報の記載対象(監査基準「第4 報告基準 7追記情報」とされており、監査人が追記情報として記載するか否かは「専門家としての監査人の判断」によるとされていますが、追記情報とするか否かの重要性の判断基準の実務上の目安として以下が記載されています(委員会報告75号Ⅲ1(1)⑤(エ))。

- | | |
|---|---|
| a | 経営者が連結財務諸表に必要な注記を行わないとしたら、不適正意見を表明することとなるほど連結財務諸表に著しい影響を与える事項又は事象が生じている場合 |
|---|---|

不適正意見を表明するか否かの判断は当然ながら会社側ではできませんが、少なくとも監査人が追記情報として記載するような「著しい影響を与える後発事象」について会社側で「重要な後発事象」の注記が必要ということが結果的にいえます。このため、重要性に関する内部規定を作成するにあたっては、この点についても、監査人と協議することが望まれます。

5. 後発事象に関する最近の改正点等

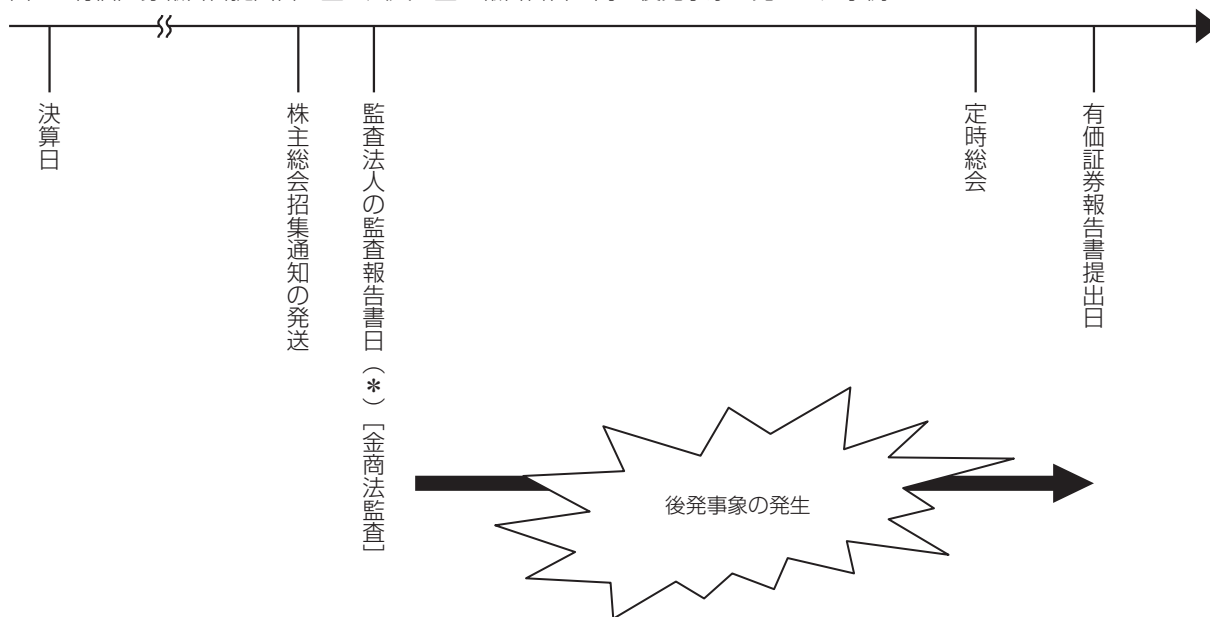
- (1) 金融商品取引法上の監査報告書日後、有価証券報告書提出日までに発生した後発事象「監査・保証実務委員会報告第76号 後発事象に関する監査上の取扱い」が2008年7月9日に改正されました(平成2008年7月9日から適用されております)。これは、2008年3月25日付で監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」が改正されて金融商品取引法監査の監査報告書日の日付に係る取り扱いが見直されたことによるものであります。委員会報告75号の改正により、監査人の年度の監査報告書日は「定時株主総会後の日付」とされていた文が削除され、監査報告書日は「通常、関与先での監査作業終了日」となりました。これにより、監査報告書の日付後から有価証券報告書提出日までの期間が、「監査報告書日は「定時株主総会後の日付」とされていた時に比べて、長くなることが予想されます。このため、委員会報告76号において監査報告書日後、有価証券報告書提出日までに発生した後発事象に対する取り扱いを明確にするための改正が行われており、会社及び監査人は留意が必要となります。

金融商品取引法上の監査報告書日後、有価証券報告書提出日までに発生した後発事象(図1参照)についての経営者の対応として、以下の二つが考えられます(委員会報告第76号6)。

a.	経営者が、当該後発事象を反映させた財務諸表を新たに作成し、かつ、有価証券報告書において開示する財務諸表として、既に監査報告書が付された財務諸表に替えて、新たに作成した財務諸表を開示する場合(当該後発事象について、臨時報告書が作成されるときもある)
b.	経営者が、当該後発事象について、「経理の状況」における「連結財務諸表等」又は「財務諸表等」の「その他」(*)に記載する場合

(*) 企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式記載上の注意 その他…a 当事業年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。(以下省略)

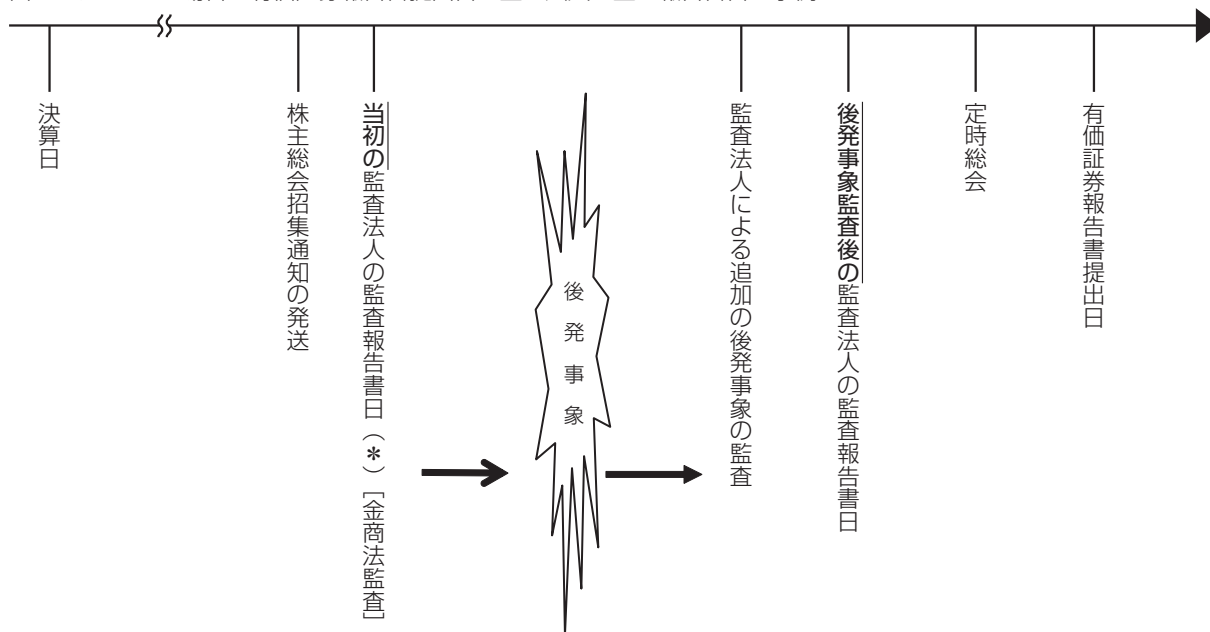
図1：有価証券報告書提出日と監査法人の監査報告書日の間で後発事象が発生した事例



(*) 監査報告書日とは、「監査対象となる財務諸表に対して作成される監査報告書に記載された日付であり、監査人が自らの責任において監査が終了したと判断したときの日付」をいいます。金商法の監査報告書の日付と有価証券報告書提出日との間に差異がある場合には、監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに後発事象が発生することが考えられますが、監査人は経営者から後発事象の報告を受けた場合、経営者がどのような対応をするかを確かめることとなります。

経営者の対応が上記a.の場合は、経営者は監査人の監査対象である「財務諸表」に後発事象の注記を加えることとなり、会社は追加で監査人の監査を受けることとなります。この場合、監査の終了時点は後発事象の監査終了後の日付となるため監査法人による監査報告書の日付は変更されることとなります。

図2：ケースaの場合の有価証券報告書提出日と監査法人の監査報告書日の事例



なお、四半期レビュー報告書日と四半期報告書提出日、および中間監査報告書日と半期報告書提出日の間に差異があるケースにおいて、当該差異の間に発生した後発事象についても上記と同様の取り扱いとなります（委員会報告76号 6（3）なお書）。

(2) 内部統制報告書に付記される後発事象

2008年4月開始事業年度から、経営者による財務報告に係る内部統制の評価（いわゆるJ-SOX）がスタートしております。経営者は、内部統制報告書に「財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象」を付記事項として記載しなければなりません。有価証券報告書で注記される後発事象は「貸借対照表日後、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」であるのに対して、内部統制報告書に付記される後発事象（開示後発事象）は「貸借対照表日後、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象」です。明文にはありませんが、付記される後発事象は、開示後発事象である以上、「貸借対照表日後、翌事業年度以降の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象」と考えられます。

金融商品取引法に基づく財務諸表監査のもとで、会計監査人の会社法監査報告書日後に発生した修正後発事象は開示後発事象として取り扱われますが、内部統制報告書の作成に当たり、会計監査人の会社法監査報告書日後に、当事業年度の内部統制に係る内部統制の有効性の評価を修正しなければならない修正後発事象が発生した場合の取り扱いが問題となります。

この点、財務諸表監査においては、会計監査人の監査報告書日後、修正後発事象が発生した場合、財務諸表の修正が実務上困難であるという問題がありますが、内部統制報告書に関しては、会計監査人の監査報告書日後経営者が内部統制報告書の有効性の評価を修正することが困難といった問題は生じないと考えられます。このため、決算日後、内部統制報告書作成日までに発生した修正後発事象は会社法監査報告書日に係らず依然として修正後発事象であり、金融商品取引法に基づく財務諸表監査のもとで、会計監査人の会社法監査報告書日後に発生した修正後発事象は開示後発事象として取り扱われる点とは異なる取り扱いになると考えられます（「監査・保証実務委員会報告第82号 財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」の改正（案）16③ 参照）。

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」第一号様式
（記載上の注意）

(9) 付記事項

- a 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象
事業年度の末日後、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。

(3) 内部統制報告書における後発事象の記載範囲と、財務諸表監査報告書日と有価証券報告書日の間に発生した後発事象の取り扱いを定めた改正委員会報告第76号の関係

監査人サイドの話となりますが、内部統制報告書における後発事象の記載範囲と、財務諸表監査報告書日と有価証券報告書日の間に発生した後発事象の取り扱いを定めた改正委員会報告第76号の関係に係る筆者の疑問点について簡単に述べさせていただきます。

内部統制報告制度においては「事業年度の末日後、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること」とされ、経営者の後発事象の記載範囲は内部統制報告書の提出日までに発生した事象となります。監査人の監査対象は内部統制報告書であり、内部統制監査は、内部統制報告書の提出日までに発生した後発事象が記載されているかどうかを確かめてから終了する、すなわち内部統制報告書提出日に終了するものと考えられます。

内部統制報告書は有価証券報告書と併せて提出される（金商法24条の4の4）ため内部統制報告書の提出日と有価証券報告書の提出日は原則的には一致するものと考えられます。財務諸表監査と内部統制監査は、同日に終了する（監査・保証実務委員会報告第82号 財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い17 参照）ということ踏まえると、①財務諸表監査報告書日＝②内部統制監査報告書日＝③内部統制報告書提出日＝④有価証券報告書提出日ということになり、①財務諸表監査報告書日と④有価証券報告書提出日との間に発生した後発事象の取り扱いを定めた、改正「監査・保証実務委員会報告第76号 後発事象に関する監査上の取扱い」の意義（上記（1）金融商品取引法上の監査報告書日後、有価証券報告書提出日までに発生した後発事象 参照）がどのようなものとなるかが注目されます。

6. おわりに

注記すべき「重要な」後発事象の、重要性の判断基準については既に会社で独自の基準を設けているケースも多いと考えられますが、内部統制報告制度が導入されることを契機に、既に存在する基準を見直すことや、基準が存在しない会社においては重要性の基準を策定し監査人と協議することもあると考えられます。

そもそも、企業会計は、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあり、必ずしもありとあらゆるすべての情報を開示することは求められておりません。重要性の判断は後発事象の開示だけでなく、

他の開示でも要求されるケースがあります。重要性の判断基準が、実務指針等で明示されていれば問題ありませんが、会社の判断に委ねられているケースも多いと考えられます。国際財務報告基準（IFRS）が導入されれば、会社の判断に委ねられる傾向はもっと強まると考えられます。重要性の原則を会社が安易に解釈し、あらゆる事象に対して“重要性がない”という判断を多用してしまうことは、財務諸表利用者をはじめとする利害関係者に不利益を与えかねません。適正な財務報告の観点からは、適切な重要性の基準を会社自身で設け（内部統制の整備）、それを遵守すること（内部統制の運用）が必要になるものと考えます。

～参考 委員会報告第76号における開示後発事象の例示～

I 財務諸表提出会社、子会社及び関連会社
1. 会社が営む事業に関する事象
① 重要な事業の譲受
② 重要な事業の譲渡
③ 重要な合併
④ 重要な会社分割
⑤ 現物出資等による重要な部門の分離
⑥ 重要な事業からの撤退
⑦ 重要な事業部門の操業停止
⑧ 重要な資産の譲渡
⑨ 重要な契約の締結又は解除
⑩ 大量の希望退職者の募集
⑪ 主要な取引先の倒産
⑫ 主要な取引先に対する債権放棄
⑬ 重要な設備投資
⑭ 新規事業に係る重要な事象（出資、会社設立、部門設置等）
2. 資本の増減等に関する事象
① 重要な新株の発行（新株予約権等の行使・発行を含む。）
② 重要な資本金又は準備金の減少
③ 重要な株式交換、株式移転
④ 重要な自己株式の取得
⑤ 重要な自己株式の処分（ストック・オプション等を含む。）
⑥ 重要な自己株式の消却
⑦ 重要な株式併合又は株式分割
3. 資金の調達又は返済等に関する事象
① 多額な社債の発行
② 多額な社債の買入償還又は繰上償還（デット・アサンプションを含む。）
③ 借換え又は借入条件の変更による多額な負担の増減
④ 多額な資金の借入

4. 子会社等に関する事象
① 子会社等の援助のための多額な負担の発生
② 重要な子会社等の株式の売却
③ 重要な子会社等の設立
④ 株式取得による会社等の重要な買収
⑤ 重要な子会社等の解散・倒産
5. 会社の意思にかかわらず蒙ることとなった損失に関する事象
① 火災、震災、出水等による重大な損害の発生
② 外国における戦争の勃発等による重大な損害の発生
③ 不祥事等を起因とする信用失墜に伴う重大な損失の発生
6. その他
① 重要な経営改善策又は計画の決定（デット・エクイティ・スワップを含む。）
② 重要な係争事件の発生又は解決
③ 重要な資産の担保提供
④ 投資に係る重要な事象（取得、売却等）
II 連結財務諸表固有の後発事象
① 重要な連結範囲の変更
② セグメント情報に関する重要な変更
③ 重要な未実現損益の実現

以上

改正金融商品取引法関連法令の概要

総合ディスクロージャー研究所顧問 小谷 融
(大阪経済大学大学院経営情報研究科長・教授)

本稿は、本誌巻末の「金融商品取引法関連法令の改正日誌」に掲載した平成20年12月1日～21年2月28日の間に公布された金融商品取引法関連法令の概要を紹介するものです。

I 開示府令関係

1. 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成20年12月5日内閣府令第79号）

【改正事項】

- ① プロ向け市場の創設
- ② 有価証券報告書等提出期限の延長承認手続
- ③ 種類株式の有価証券届出書等における記載事項
- ④ 種類株式発行に関する臨時報告書の記載事項

【改正の概要】

(1) プロ向け市場の創設

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）において、特定投資家（プロ投資家）のみを参加者とするいわゆるプロ向け市場の制度が創設されました。プロ向け市場は、市場への直接の取引参加者を特定投資家（プロ投資家）に限定することによって規制の柔軟化を図り、より自由度の高い特色ある取引の場を創設することを可能とするものです。

これに向けての開示府令等の改正です。プロ向け市場では、その参加者が特定投資家（プロ投資家）に限定されることから、現行の開示規制は適用されません。したがって、有価証券報告書提出会社には、直接関係のない改正ということになります。

(2) 有価証券報告書等提出期限の延長承認手続

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）において、継続開示書類の不提出も課徴金の対象とされました（法172条の3）。これに伴い、やむを得ない理由により提出期限内に継続開示書類を提出することができない場合について、期限の延長に係る制度が設けられています（法24①）。

この制度を利用して有価証券報告書等の提出

期限延長に係る承認申請を行う場合には、次の事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならないとされています（開示府令15の2、17の15の2）。

- ① 承認を受けようとする期間
- ② 事業年度終了の日
- ③ 承認を必要とする理由
- ④ 承認を受けた旨を公表する方法

なお、この承認申請書には、定款および承認を必要とする理由を証する書面を添付しなければなりません。

(3) 種類株式の有価証券届出書等における記載事項

イ. 種類株式

株式会社は、次の事項について権利の内容等の異なる株式の発行が認められています（会社法108①）。

- ① 剰余金の配当（優先株式、劣後株式）
 - ② 残余財産の分配（優先株式、劣後株式）
 - ③ 株主総会において議決権を行使することができる事項（議決権制限株式）
 - ④ 譲渡によるその株式の取得について会社の承認を要すること（譲渡制限株式）
 - ⑤ その株式につき、株主が会社に対しその取得を請求することができること（取得請求権付株式）
 - ⑥ その株式につき、会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること（取得条項付株式）
 - ⑦ その種類の株式につき、会社が株主総会の決議によってその全部を取得することができること（全部取得条項付種類株式）
 - ⑧ 株主総会・取締役会等において決議すべき事項のうち、その決議のほか、その種類株主の種類株主総会の決議があることを必要とするもの（拒否権付種類株式）
 - ⑨ その種類株主の種類株主総会において取締役・監査役を選任すること（役員選任権付種類株式）
- 種類株式の上場制度を含む諸環境の整備等

により、今後、種類株式の発行形態が多様化することが予想されることから、有価証券届出書および有価証券報告書等において、下記□のとおり、種類株式に関する記載事項の充実が図られています。

□. 「株式の内容」の記載

有価証券届出書における「新株発行株式」および有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書における「発行済株式」において、「株式の内容」を記載する欄が新設されています（開示府令第2号様式、3号様式、4号の3様式、第5号様式ほか）。この「株式の内容」の欄には、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法108条1項各号に掲げる事項について定款、株主総会または取締役会決議により定めた内容および同法322条2項（種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる）に規定する定款の定めの有無を記載することとされています。なお、会社が会社法107条1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的な内容を記載しなければなりません。さらに、新規発行株式とは単元株式数の異なる種類株式が定款に定められている場合には「新株発行株式」欄に、会社が単元株式数の異なる二以上の株式を発行している場合等には「発行済株式」欄において、その旨およびその理由を記載することとされています（開示府令第2号様式記載上の注意（8）、（40）ほか）。

また、新株予約権についても、その目的となる「株式の内容」を記載することとされています（開示府令第2号様式記載上の注意（12）、（41）ほか）。

（4）種類株式発行に関する臨時報告書の記載事項

海外において、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等またはこれらの権利を表示する預託証券の募集または売出しを行う場合には、その有価証券が国内に還流する可能性があり、国内の株券等の流通価格に与える影響も少なくありません。そこで、これらの有価証券について、発行価額または売出価額の総額が1億円以上の募集または売出しを海外（本邦以外の地域）で開始した場合には臨時報告書の提出が義務付けられています（開示府令19②一）。

上記（3）と同様の趣旨で、株券を発行する際には、臨時報告書に「株式の内容」を記載す

ることが追加されています（開示府令19②一□）。この「株式の内容」の記載項目は、上記（3）有価証券届出書等と同様の内容になっています（開示府令19⑦）

また、新株予約権証券および新株予約権付社債券についても、同様の改正が行われています（開示府令19②一□、⑦）。

（5）施行日

本内閣府令は、平成20年12月5日に公布され、20年12月12日から施行されています。

2. 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成20年12月26日内閣府令第87号）

【改正事項】

株券の電子化に伴う改正

【改正の概要】

（1）株券の電子化

株券の電子化が平成21年1月5日より実施されています。この株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、紙で印刷された上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止し、株券の存在を前提として行われてきた株主の権利（株主の議決権の行使、配当金の受取など）の管理を、証券保管振替機構と証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うものです。株券の電子化には、次のメリットがあるといわれています。

- ① 株券の保管に伴う紛失や盗難、偽造株券を取得するリスクがなくなる。
- ② 株式併合等における株券提出等の手続が不要となる。
- ③ 証券取引を迅速かつ効率的に行うことができる。
- ④ 発行会社等では株券の発行や管理コストが削減される。

（2）振替法を引用している内閣府令の改正

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行に伴い、①振替制度の根拠法令の名称が「社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」から「社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」（関係政令・府省令を含む）に変更されたため、②「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」（関係政令・府省令を含む）が廃止されたため、これらの法令を引用している内閣府令において、法令名の整理が行われています。

本内閣府令は、平成20年12月26日に公布され、21年1月5日から施行されています。

3. 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成21年1月23日内閣府令第1号）

【改正事項】

主幹事引受制限の緩和に伴う改正

【改正の概要】

（1）主幹事引受制限の緩和

証券会社は、親法人等または子法人等の発行する有価証券の引受主幹事会社となることを原則として禁止されています。これは、発行会社が引受主幹事証券会社の親法人等または子法人等である場合には、発行会社の資金調達を容易にするため、引受主幹事会社の引受審査が甘くなるおそれがあるためです。その結果、その有価証券の発行条件が歪められ、問題のある有価証券が市場に出回り、投資家保護に欠け、公正な市場の機能を害することになります。

この禁止の例外として、次の要件を満たす他の引受証券会社が、株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合、発行会社の親法人等または子法人等の証券会社が主幹事会社になることも認められるようになりました（法44の3④四、金融商品取引業者等府令153④四八）。

- ① 引受幹事会社として登録されていること
- ② 引受業務につき十分な経験を有すること
- ③ 資本・人的関係において独立性を有すること

（2）有価証券届出書における「株式の引受け」

株券の募集について、その発行者の親法人等または子法人等を主幹事証券会社とする場合に、その発行者と主幹事証券会社との関係の具体的な内容等を、有価証券届出書の「株式の引受け」に記載することとされています（開示府令第2号様式記載上の注意（11）dほか）。

本内閣府令は、平成21年1月23日に公布され、21年6月1日から施行することとされています。

II 財務諸表等規則関係

1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年12月12日内閣府令第80号）

【改正事項】

企業会計基準委員会「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」公表に伴う財務諸表等規則等の改正

【改正の概要】

最近の金融商品市場の状況および国際的な会計基準の動向等を受けて、平成20年12月5日に、企業会計基準委員会より実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」が公表されています。

この債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱いの公表に伴い、財務諸表等規則等において、流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合に、その有価証券の保有目的を変更したときの注記事項が追加されています（財務諸表等規則8の7③ほか）。

なお、売買目的有価証券またはその他有価証券から上記事由に該当する場合には、満期保有目的債券への変更が可能になったことに伴い、満期保有目的の債券の定義から、「債券の当初取得時に満期所有の意図がある場合に限る」とする部分が削除されています（財務諸表等規則8⑩ほか）。

本内閣府令は、平成20年12月12日に公布され、同日から施行されています。

（参考文献）

1. 宮下央ほか「有価証券届出書・公開買付届出書等の記載内容等の見直しについて」経営財務No.2904
2. 鳥居典正「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等について」経営財務No.2905
3. 谷口義幸ほか「プロ向け市場に関する政府令の概要」商事法務No.1856
4. 平成20年12月2日金融庁「平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」
5. 平成20年12月12日金融庁「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等について」
6. 平成20年12月26日金融庁「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の公布について」
7. 平成21年1月20日金融庁「平成20年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」

XBRL形式による株主資本等 変動計算書について

総合ディスクロージャー研究所 新井 晶美

はじめに

XBRL形式による書類の提出は、平成20年4月1日以後開始する事業年度または特定期間を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び有価証券届出書をEDINETへ提出する場合に適用されました。しかし連結会社を前提とすると「四半期連結財務諸表の範囲は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書とする。」（四半期財務諸表に関する会計基準第5項）となっており、株主資本等変動計算書はXBRL形式の対象にはなっておりませんでした。よって3月決算会社を例にとると主として平成21年6月提出の有価証券報告書の財務諸表より株主資本等変動計算書の本表が初めてXBRL形式となり開示されます。

ここで株主資本等変動計算書をXBRL形式にするに当たり、勘定科目を追加する事例を参考にすることでより分かり易く作成することが可能となると考えられるため、本稿の第1項から第4項まではその記載のある「2009年版EDINETタクソノミ及び関

連資料の公表について」（平成21年3月9日金融庁 <http://www.fsa.go.jp/search/20090309.html>）の企業別タクソノミ作成ガイドライン（12章）を転載しております。

続く第5項ではご参考までに連結財務諸表規則による連結株主資本等変動計算書の様子を記載しております。

なお、「おわりに」の項に関するの文中の意見にわたる部分には私見が含まれておりますことをご承知おき下さい。

1. 勘定科目追加時の設定項目

貸借対照表及び株主資本等変動計算書に「A積立金」を追加し、株主資本等変動計算書において「A積立金の積立」「A積立金の取崩」関連の勘定科目を設定する場合の表示リンク、計算リンク等のツリー構造を説明します。表1は「A積立金」、「A積立金の積立」、「A積立金の取崩」を追加した場合に必要な要素の一覧です。また、表2は表1の要素を追加する場合の対応関係を表しています。

表1 追加要素一覧

No	標準ラベル	冗長ラベル	データ型	貸借区分	期間・時点区分	抽象区分
①	A積立金 ※1	A積立金	monetary ItemType	credit	instant	FALSE
②	A積立金	A積立金、株主資本等変動計算書、タイトル項目	stringItem Type	—	duration	TRUE
③	当期変動額	当期変動額、A積立金、タイトル項目	stringItem Type	—	duration	TRUE
④	当期変動額合計 ※2	当期変動額合計、A積立金	monetary ItemType	—	duration	FALSE
⑤	A積立金の積立	A積立金の積立、A積立金	monetary ItemType	—	duration	FALSE
⑥	A積立金の取崩	A積立金の取崩、A積立金	monetary ItemType	—	duration	FALSE
⑦	A積立金の積立	A積立金の積立、繰越利益剰余金	monetary ItemType	—	duration	FALSE
⑧	A積立金の取崩	A積立金の取崩、繰越利益剰余金	monetary ItemType	—	duration	FALSE
⑨	A積立金の積立	A積立金の積立、利益剰余金	monetary ItemType	—	duration	FALSE
⑩	A積立金の取崩	A積立金の取崩、利益剰余金	monetary ItemType	—	duration	FALSE

※1 貸借対照表、及び株主資本等変動計算書の期首期末残高部分に使用します。期首・期末ラベル（期首ラベル：前期末残高、期末ラベル：当期末残高）を追加設定します。

※2 合計ラベルを追加設定します。（ラベルの内容は、標準ラベルと同一です。）

注意1：貸借区分（balance属性）について

株主資本等変動計算書等のうち、貸借対照表の純資産の部の要素を使用するもの以外の要素は、貸借の区分が特定できないため、貸借区分（balance属性）を設定しないものとします。

注意2：当期末残高と前期末残高について

株主資本等変動計算書等の科目のうち「当期末残高」と「前期末残高」は、貸借対照表で定義した純資産の部の要素を用いて表現します。その際には、「当期末残高」と「前期末残高」は、1つの要素になることに留意して下さい。

また、この要素を表示リンクに設定する場合、当期末残高と前期末残高に該当するそれぞれの箇所に要素を設定し、preferredLabel属性に、それぞれのラベルロールを設定します。

～(企業別タクソノミ作成ガイドライン第7章より)～

注意3：データ型（type）

勘定科目の金額は、データ型「monetaryItemType」で表現します。見出しとして値を持たない要素はデータ型「stringItemType」で表現します。

注意4：期間・時点区分（periodType属性）

勘定科目がフローの概念である場合、「期間（duration）」、ストックの概念の場合、「時点（instant）」と設定します。どちらの概念か判断できない勘定科目は、「期間（duration）」と設定します。

注意5：抽象区分（abstract属性）

見出しとして値を持たない要素を追加する場合、抽象区分（abstract属性）をtrueとします。上記以外の目的における要素の追加は必ず抽象区分をfalseとして下さい。

なお、実務上の便宜を考慮し、EDINETタクソノミで抽象区分がfalseとなっている要素を見出しとして用いることは可能とします。

表2 追加要素と株主資本等変動計算書等の対応関係

	株主資本								..	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式			株主資本合計
			A積立金 ②	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
前期末残高					①						
当期変動額					③						
A積立金の積立					⑤	⑦	⑨				
A積立金の取崩					⑥	⑧	⑩				
当期変動額合計					④						
当期末残高					①						

2. 表示リンクの設定

表3の矢印部分の表示リンクのツリーに、追加した要素を設定します。具体的な表示リンクのツリー構造は表4を参照して下さい。

表3 追加要素と表示リンクの対応関係

	株主資本								..	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式			株主資本合計
			A積立金 ②	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
前期末残高					①						
当期変動額					③						
A積立金の積立					⑤	⑦	⑨				
A積立金の取崩					⑥	⑧	⑩				
当期変動額合計					④						
当期末残高					①						

表4 表示リンクのツリー構造

No	表示リンク※1	preferredLabel※2	対応※3
1	その他利益剰余金		
2	A積立金		②
3	前期末残高	periodStartLabel	①
4	当期変動額		③
5	A積立金の積立		⑤
6	A積立金の取崩		⑥
7	当期変動額合計	totalLabel	④
8	当期末残高	periodEndLabel	①
9	繰越利益剰余金		
10	前期末残高	periodStartLabel	
11	当期変動額		
12	A積立金の積立		⑦
13	A積立金の取崩		⑧
14	当期変動額合計	totalLabel	
15	当期末残高	periodEndLabel	
16	利益剰余金合計		
17	前期末残高	periodStartLabel	
18	当期変動額		
19	A積立金の積立		⑨
20	A積立金の取崩		⑩
21	当期変動額合計	totalLabel	
22	当期末残高	periodEndLabel	

※1 「A積立金」、「A積立金の積立」、「A積立金の取崩」の追加に関わる部分を抜粋しています。
 ※2 preferredLabel属性値を示します。
 ※3 数値は表1、表3に対応しています。

3. 計算リンクの設定

株主資本等変動計算書等については、変動事由毎に純資産を構成する各勘定科目を横断した加減算関係と、純資産を構成する勘定科目毎に期中の変動を合計した加減算関係の2種類の加減算関係が、それぞれ別の拡張リンクロールで定義されています。株主資本等変動計算書等において、要素を追加し、計算リンクを設定する際には、それぞれの拡張リンクロールに対して設定します。

なお、純資産を構成する勘定科目毎に期中の変動を合計した加減算関係については、純資産の「当期

変動額」の要素（表5の「A積立金の積立」、「A積立金の取崩」等）を「当期変動額合計」に対して計算リンクを設定します。その際の計算リンクの加減算区分（weight属性）はすべて“1”と設定します。

なお、「前期末残高」、「当期末残高」及び「当期変動額合計」は、期間・時点区分が異なるため、これらの間に計算リンクを設定できないことに留意して下さい。

表5の矢印部分の計算リンクのツリーに、追加した要素を設定します。具体的な計算リンクのツリー構造は表6、表7を参照して下さい。

表5 追加要素と計算リンクとの対応関係

	株主資本								純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式		株主資本合計
			A積立金 ②	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
前期末残高					①					
当期変動額					③					
A積立金の積立					⑤	⑦	④			→
A積立金の取崩					⑥	⑧	⑩			→
当期変動額合計					④					→
当期末残高					①					

表6 計算リンクのツリー構造（縦）

No	計算リンク※1	weight	対応※2
1	当期変動額合計、A積立金		④
2	A積立金の積立、A積立金	1	⑤
3	A積立金の取崩、A積立金	1	⑥
4	当期変動額合計、繰越利益剰余金		
5	A積立金の積立、繰越利益剰余金	1	⑦
6	A積立金の取崩、繰越利益剰余金	1	⑧
7	当期変動額合計、利益剰余金		
8	A積立金の積立、利益剰余金	1	⑨
9	A積立金の取崩、利益剰余金	1	⑩

※1 「A積立金」、「A積立金の積立」、「A積立金の取崩」の追加に関わる部分を抜粋しています。計算リンク列は冗長ラベルで表示しています。
 ※2 数値は表1、表5に対応しています。

表7 計算リンクのツリー構造（横）

No	計算リンク※1	weight	対応※2
1	当期変動額合計、純資産		
2	当期変動額合計、株主資本	1	
3	..		
4	当期変動額合計、利益剰余金	1	
5	当期変動額合計、利益準備金	1	
6	当期変動額合計、A積立金	1	④
7	当期変動額合計、繰越利益剰余金	1	
8	A積立金の積立、利益剰余金		⑨
9	A積立金の積立、A積立金	1	⑤
10	A積立金の積立、繰越利益剰余金	1	⑦
11	A積立金の取崩、利益剰余金		⑩
12	A積立金の取崩、A積立金	1	⑥
13	A積立金の取崩、繰越利益剰余金	1	⑧

※1 「A積立金」、「A積立金の積立」、「A積立金の取崩」の追加に関わる部分を抜粋しています。計算リンク列は冗長ラベルで表示しています。
 ※2 数値は表1、表5に対応しています。

4. 定義リンクの設定

表8の矢印部分の定義リンクのツリーに、追加した要素を設定します。具体的な定義リンクのツリー構造は表9を参照して下さい。

表8 追加要素と定義リンクとの対応関係

	株主資本							自己株式	株主資本合計	..	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		利益準備金	A積立金 ②	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
前期末残高				①							
当期変動額				③							
A積立金の積立				⑤	⑦	⑨					
A積立金の取崩				⑥	⑧	⑩					
当期変動額合計				④							
当期末残高				①							

表9 定義リンクのツリー構造

No	定義リンク※1	対応※2
1	その他利益剰余金	
2	A積立金	②
3	A積立金	①
4	当期変動額	③
5	A積立金の積立	⑤
6	A積立金の取崩	⑥
7	当期変動額合計	④
8	繰越利益剰余金	
9	繰越利益剰余金	
10	当期変動額	
11	..	
12	A積立金の積立	⑦
13	A積立金の取崩	⑧
14	当期変動額合計	
15	利益剰余金合計	
16	利益剰余金	
17	当期変動額	
18	..	
19	A積立金の積立	⑨
20	A積立金の取崩	⑩
21	当期変動額合計	

※1 「A積立金」、「A積立金の積立」、「A積立金の取崩」の追加に関わる部分を抜粋しています。

※2 数値は表1、表8に対応しています。

5. 連結会社を例にとると、連結財務諸表規則第70条2項により「連結株主資本等変動計算書は様式第六号により記載するものとする」となっております。以下様式第六号を示します。

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：円)

	前連結会計年度 (自平成年月日 至平成年月日)	当連結会計年度 (自平成年月日 至平成年月日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
資本剰余金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××

利益剰余金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
自己株式		
前期末残高	△×××	△×××
当期変動額		
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	△×××	△×××

株主資本合計			評価・換算差額等合計		
前期末残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	×××	×××	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××	当期変動額合計	×××	×××
当期純利益	×××	×××	当期末残高	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	新株予約権		
……………	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	当期変動額		
当期末残高	×××	×××	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	×××	×××
評価・換算差額等			当期変動額合計	×××	×××
その他有価証券評価差額金			当期末残高	×××	×××
前期末残高	×××	×××	少数株主持分		
当期変動額			前期末残高	×××	×××
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	×××	×××	当期変動額		
当期変動額合計	×××	×××	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期変動額合計	×××	×××
繰延ヘッジ損益			当期末残高	×××	×××
前期末残高	×××	×××	純資産合計		
当期変動額			前期末残高	×××	×××
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	×××	×××	当期変動額		
当期変動額合計	×××	×××	新株の発行	×××	×××
当期末残高	×××	×××	剰余金の配当	△×××	△×××
土地再評価差額金			当期純利益	×××	×××
前期末残高	×××	×××	自己株式の処分	×××	×××
当期変動額			……………	×××	×××
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	×××	×××	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期末残高	×××	×××
為替換算調整勘定					
前期末残高	×××	×××			
当期変動額					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	×××	×××			
当期変動額合計	×××	×××			
当期末残高	×××	×××			

おわりに

株主資本等変動計算書が従前のマトリックス形式（横形式）から縦形式になったことにより、縦形式に馴染むことに戸惑いがあることも想定されます。しかしXBRL化の対象範囲が広がる場合を考えると

これからこのような表示の変更が今後もあると考えられるのではないのでしょうか。今般、国際会計基準のコンバージェンスやアダプションなど会計基準の変更等が想定されている状況下、変化に柔軟に対応する姿勢が求められるものと思われま

有価証券報告書の基礎 (第3回)

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 新保 秀一

「有価証券報告書の基礎」、第3回目を解説いたします。今回は、第一部【企業情報】の第2【事業の状況】を解説いたします。なお、本稿における意見にわたる部分は私見であることを申し添えます。

第2【事業の状況】

第1【企業の概況】は有価証券報告書の入口とも言え、企業グループに関する概括的なことが記載されていました。第2【事業の状況】においては、その事業年度における企業グループの活動実績がどのようなものであったかが記載されます。

その構成は、1【業績等の概要】、2【生産、受注及び販売の状況】、3【対処すべき課題】、4【事業等のリスク】、5【経営上の重要な契約等】、6【研究開発活動】、7【財政状態及び経営成績の分析】から成り立っております。

1【業績等の概要】

(1) 概要

【業績等の概要】においては、会社の置かれている環境や実績について、前期の実績と比較しながら連結ベースで大まかに記載されています。このように、前期と比較して記載されていますので、当期における業績の変動をつかむことができる箇所です。

(2) 記載内容

具体的な記載内容は以下のようになります。

- ① 企業グループを取巻く経済環境や業界の動向などの企業集団の状況
- ② 企業集団の営業の状況（連結損益計算書の主要項目を前期の実績と比較して記載）
- ③ 事業の種類別セグメントに区分した業績の概要（売上高、営業利益を前期の実績と比較して記載）
- ④ 事業の所在地別セグメントに区分した業績の概要（売上高、営業利益を前期の実績と比較して記載）
- ⑤ キャッシュ・フローの状況（営業活動、投資活動、財務活動におけるキャッシュ・フローの状況を前期の実績と比較して記載）

(3) 読み方

A株式会社（以下同様）で【業績等の概要】を読みます。＜図表1＞

＜図表1＞【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、前半は世界の景気は回復基調で推移しましたが、後半はサブプライムローン問題による国際金融市場の混乱が続き、中国・アジア経済へのマイナスの影響が懸念される状況にありました。

このような厳しい経営環境にあったものの、当グループはいち早くIT関連分野の強化を推し進め、消費者のニーズを的確にとらえた新製品を早期に完成させ、販売経路の見直し・販売力の強化に取り組むなど、経営全般にわたり積極的な諸政策を講じてきた結果、売上高は、1,941億5千1百万円と前年同期と比べ137億1百万円（7.5%）の増収となりました。利益面につきましては、経営のスリム化を図るとともに、諸経費の節減を行いました。企業間における値引き競争の激化等により、営業利益は、43億9千2百万円と前年同期と比べ9億3千3百万円（17.5%）の減益、経常利益は、31億2千6百万円と前年同期と比べ12億7千2百万円（28.9%）の減益、当期純利益は、28億1千9百万円と前年同期と比べ34億6千万円（55.1%）の減益となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 制御装置関連事業

当事業部門におきましては、一部の不採算製品が生産中止となったものの、インターネットの普及によるパソコンの購入者の増加に伴い、新製品の高速CD・DVDロム用ピックアップモータの売上が出だし好調であり、主力製品であるサーボモータ、ステッピングモータの売上也堅調に推移していった結果、売上高は1,161億3千3百万円と前年同期と比べ76億9千2百万円（7.0%）の増収となりましたが、コスト面においては新製品のための設備投資に対する減価償却費の増加等により営業利益は26億8千3百万円と前年同期と比べ5億7千6百万円減益（17.6%）となりました。

② 電源機器関連事業

当事業部門におきましては、近年の携帯電話の加入者の増大に伴い、通信設備用電源の受注が急激に増加していった結果、売上高は537億4千5百万円と前年同期と比べ40億6百万円（8.0%）の増収となりましたが、コスト面においては新製品のための人員の増加等により、営業利益は37億3千9百万円と前年同期と比べ2億3千8百万円減益（5.9%）となりました。

③ その他の事業

当事業部門におきましては、当社や関連会社が製造販売している製品のひとつである冷却用ファンモータの売れ行きが低調でしたが、ギヤードモータの売上が好調であったため、売上高は242億7千2百万円と前年同期と比べ20億3百万円（8.9%）の増収となりましたが、コスト面においては旧製造ラインの廃止に伴う固定資産処分損等により、営業損失は17億9千4百万円（前年同期は営業損失15億1千1百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は265億3千万円と前年同期と比べ17億6千3百万円（7.1%）の増加となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、企業間における値引き競争の激化から税金等調整前当期純利益が46億8千3百万円と前年同期と比べ62億1千万円（57.0%）の減益にとどまったこともあって、22億3百万円と前年同期と比べ63億7千3百万円（74.3%）の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び有価証券の売却による収入があったものの、有形固定資産の取得等があったため、△72億2千万円と前年同期と比べ48億4千4百万円（203.9%）の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の償還による支出があったものの、社債の発行による収入や長期借入金の新規借入があった結果、67億8千1百万円（前年同期は△37億1百万円）となりました。

<図表1>【業績等の概要】においては、売上高と営業損益について前年度との増減がわかるように記載されているケースが多く見受けられます。ここでは、2【生産、受注及び販売の状況】や、7【財政状態及び経営成績の分析】とセットで読んでほしい箇所です。

また、業績を読むときは、第1【企業の概況】の1【主要な経営指標等の推移】と照らし合わせながら読むことが必要となります。

(1) 業績

① 制御装置関連事業においては、インターネットの普及によるパソコン購入者の増加に伴うハード面の受注、販売が好調であり、売上は前期よりも増加しています。一方、新製品のため

の設備投資による減価償却費の増加等により、営業利益は前期よりも減少となっています。

② 電源機器関連事業においては、携帯電話の加入者増大に伴う附属設備の増加による売上高は増加しているものの、そのための人員増加に伴う人件費の増加により、営業利益が減少しています。

③ その他の事業においては、産業用電子部品であるギヤードモータの売れ行きが好調であり、増収となっています。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フロー関係については、営業活動によるキャッシュ・フローは企業間における値引き競争の激化から減少していますが、長期借入金による

金融商品取引法

新規借入や社債発行による資金調達があったため、財務活動によるキャッシュ・フローが大幅に増加しています。

この財務活動によるキャッシュ・フローにより調達した資金を、有形固定資産の取得に振り向けて投資を行っていることが判明します。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 概要

【生産、受注及び販売の状況】においては、当連結会計年度の生産活動、販売活動の実績について前年同期と比較して記載されます。生産活動は製造部門の業績を示し、販売活動は営業部門の業績を示しています。また、会社の根幹に関わるデータを示している箇所とも言えます。

(2) 記載内容

【生産、受注及び販売の状況】における記載内容は、当連結会計年度における生産実績、受注実績、

販売実績を前年同期と比較して事業の種類別セグメントに区分して記載されています。

なお、実績を記載するにあたり、以下の事象を補足して記載することとされております。

- ① 主要な販売先（総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先）がある場合には、相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合
- ② 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売先に関して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容

(3) 読み方

A株式会社で【生産、受注及び販売の状況】を読みます。＜図表2＞

<図表2>【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績				
当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。				
事業の種類別セグメント	生産高 (百万円)	前年同期比 (%)		
制御装置関連事業	115,355	△0.5		
電源機器関連事業	76,903	+1.4		
その他の事業	64,087	+0.7		
合 計	256,345	△1.7		
(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。 2 金額は、販売価格によっております。 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。				
(2) 受注実績				
当連結会計年度における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。				
事業の種類別セグメント	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
制御装置関連事業	121,939	+12.5	6,154	+7.4
電源機器関連事業	80,748	+3.1	27,219	+1.1
その他の事業	28,699	△19.4	4,515	△30.7
合 計	231,386	+4.1	37,888	△3.3
(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。				

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)
制御装置関連事業	116,133	+7.0
電源機器関連事業	53,745	+8.0
その他の事業	24,272	+8.9
合 計	194,151	+7.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)
(株) JKL	23,885	13.2	29,510	15.2
(株) HNO	15,803	8.8	20,192	10.4

<図表2>【生産、受注及び販売の状況】に記載されている事業の種類別セグメントごとの受注、生産、販売、の一連の関係を、制御装置関連事業で見ることにします。

まず、生産実績です。生産実績は115,355百万円と前年同期比で△0.5%と、生産は減少しています。次に受注実績です。受注実績は121,939百万円と前年同期比で+12.5%と増加しています。最後に販売実績です。販売実績は116,133百万円と前年同期比で+7.0%と増加しています。

それぞれの増減要因は、<図表1>【業績等の概要】から読みとれます。すなわち、【業績等の概要】の① 制御装置関連事業において「当事業部門におきましては、一部の不採算製品が生産中止となったものの、インターネットの普及によるパソコンの購入者の増加に伴い、新製品の高速CD・DVDROM用ピックアップ送りモータの売上が出だし好調であり、主力製品であるサーボモータ、ステッピングモータの売上も堅調に推移していった結果、売上高は1,161億3千3百万円と前年同期と比べ76億9千2百万円(7.0%)の増収となりましたが・・・」と記載されています。

このように、上記“一部の不採算製品が生産中止となった”ということにより生産実績の減少が読みとれます。さらに、“インターネットの普及によるパソコンの購入者の増加に伴い、新製品の高速CD・DVDROM用ピックアップ送りモータの売上が出だし好調であり・・・”ということから新製品の受注、および販売実績が増加していることが読みとれます。

3 【対処すべき課題】

(1) 概要

【対処すべき課題】においては、会社が現在抱えている問題点は何か？および今後の会社の方針、目標等が記載されています。この部分は、会社の将来を予測する際の、重要な手がかりになるものと考えられます。

(2) 記載内容

具体的な記載内容は、以下の通りです。

- ① 事業上および財務上の対処すべき課題について、経営者が会社の置かれた状況をどのように認識し、会社の事業の進展のために克服すべき当面の課題をどのように捉えているか、また、どのように対処するかなどについての、その内容、対処方法等
- ② 敵対的買収防衛策として、事前警告型又は信託型(ライツプラン)を採用している場合には、その内容

(3) 読み方

【業績等の概要】においては、当期の会社の経営状況を全社的に、およびセグメント別に把握することができます。その内容から、会社がどのような問題を抱えているかある程度読むことができます。しかし、より具体的には、【対処すべき課題】を読むことによって、グループ全体を含めた会社が、現在直面している問題点や克服すべき課題、およびそれに対する経営者自身の姿勢を読み取ることができます。また、事業の力点をどこに置かなども記載されていますので、投資情報としての役割を果たす箇所でもあります。

この、【対処すべき課題】として掲げられている事項は、通常【事業等のリスク】におけるリスク情報として記載されているケースが多いので、両者をセットで読むことが必要となります。

また、当面の経営環境や、受注・生産・販売の動向も踏まえて記載されているケースがほとんどです。このため、【生産、受注及び販売の状況】を合わせて読むと理解が深まると思われます。

さらに、事業の種類別セグメントごとに【対処すべき課題】が記載されているケースもあります。そのため【経理の状況】の【事業の種類別セグメント情報】に目を通すことも必要となってきます。

4 【事業等のリスク】

(1) 概要

昨今、財務諸表の虚偽表示などによる不祥事の発生や、違法行為による準拠性違反によるマスコミ報道が公表されています。このように、企業は絶えずその業績に影響を及ぼすリスクにさらされています。この、【事業等のリスク】においては認識されたリスクにどのように対応しているかなどの方針等が記載されています。

(2) 記載内容

具体的な記載内容は、以下の通りです。

- ① 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動
- ② 特定の取引先・製品・技術等への依存
- ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針
- ④ 重要な訴訟事件等の発生
- ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項
- ⑥ その他

(3) 読み方

【事業等のリスク】は、リスクの認識、把握、分析、対応策などを記載することにより、投資者の判断に資する情報を提供することを目的としています。ここにおける記載内容は、事業を運営する過程で発生するリスクの中で、重要なものを記載することが求められています。これらのリスク情報は、経営者が今後の経営において重要視している事項について、具体的に記載したものであるため、企業グループの将来を予測するにあたり、必要不可欠な情報と言えるでしょう。

有価証券報告書は外部公表されるため、建前的な事項が記載されていると思われるかもしれませんが、かなり具体的に記されている箇所もあります。例えば、以下の<図表3>のような事が記載されています。

<図表3> A社の仕入に関するリスク状況

当社グループは、重要部品の〇〇%を自社で製造していますが、残りの α 材を含む重要部品においては複数のグループ外の供給元に依存しております。その供給元と当社グループの間には協力関係が構築され、安定的な供給が確保されるよう態勢を整えております。

しかし、 α 材等の需要の増加等により、その需給関係が崩れる恐れが発生した場合、必要とする数量が必要とする時期に納入されない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 概要

【経営上の重要な契約等】は、会社が事業活動を行うにあたり、他社とどのような結びつきがあり、どのような契約等を結んでいるか、などを記載した箇所です。

(2) 記載内容

最近連結会計年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間において、以下の様な事象が発生した場合には、その内容が記載されます。

- ① 合併が行われることが、意思決定された場合

の目的や条件、引継資産・負債の状況等

- ② 重要な事業の譲渡又は譲受けが行われることが意思決定された場合のその概要
- ③ 事業の全部若しくは重要な部分の賃貸借又は経営の委任
- ④ 株式交換又は株式移転などの契約締結
- ⑤ 技術援助契約の締結
- ⑥ その他の経営上の重要な契約締結

(3) 読み方

A株式会社で【経営上の重要な契約等】を読みます。<図表4>

<図表4>【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約				
契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
当社	EF. Co.,Ltd(米国)	ディーゼル機関発電の製造技術	技術情報の提供	平成19年4月1日から平成23年3月31日まで
当社	GH. Co.,Ltd(米国)	マグネットモータの製造技術	製造権又は販売権の許諾	平成17年8月1日から平成25年7月31日まで

(注) 対価として一定料率のロイヤルティを支払っております。

<図表4>において、A社では技術受入契約として、相手方の名称、契約品目、契約内容および契約期間が記載されています。事業を展開する上で、契約の相手方の動向次第で、A社の事業展開が今後、大きくプラスの方向に影響を受けることも考えられます。このため、投資者に対する上質な情報提供としての役割を果たすと考えられます。

6 【研究開発活動】

(1) 概要

企業が、今後伸び続けていくかは、企画や開発に大きく依存しています。企業は常に研究開発活動を行うことによって、将来の主力製品やサービスを生み出していく必要があります。その活動内容が記載されているのが、【研究開発活動】です。

(2) 記載内容

最近連結会計年度における研究開発活動の状況、例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等が記載されます。その他に、事業の種類別セグメントに関連付けて記載することとされております。

また、連結財務諸表及び個別財務諸表においては、一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費（ソフトウェアに係るものを含む）について、その総額を注記することとされています。そのため本項における研究開発費との整合性にご留意ください。

(3) 読み方

同様に、A株式会社で【研究開発活動】を読みます。<図表5>

<図表5>【研究開発活動】

<p>当連結会計年度の研究開発活動は、従来通り、顧客に信頼される「製品」を開発することに加え、地球の環境に配慮した製品を開発すべく研究を日々積み重ねております。また、今後もIT市場における関連機器等に設備投資の増加が期待できることから、引き続きこれらの分野におきましては新製品を開発すべく鋭意努力をしております。</p> <p>研究開発体制は、当社の研究開発機関と子会社であるB（株）の研究開発機関とが密接な連携・協力関係を保ち、効果的かつ迅速的に活動を推進していきます。</p> <p>当連結会計年度における当グループが支出した研究開発費の総額は2,024百万円であります。</p> <p>事業の種類別セグメントの研究開発活動を示すと次のとおりであります。</p> <p>① 制御装置関連事業</p> <p>制御装置関連では、引き続き、インターネットの普及等により成長著しいパソコン分野に注力し、ノートパソコン用の高速CD・DVD-ROM用ピックアップモータの高性能化、低コスト化に向けて研究開発しております。また、半導体製造装置に使用される機器に見られるような、真空度の高い環境で使用される回転機などの特殊な要求に応える商品、インテリジェント機能を導入したデジタル機器、多機能化されつつあるデータ処理制御機器の商品についても着々と成果を上げております。当連結会計年度における研究開発費の金額は1,214百万円であります。</p> <p>② 電源機器関連事業</p> <p>電源機器関連では、引き続き、飛躍的に成長している携帯電話分野に注力し、通信設備用の電源（移動</p>
--

体通信網の小規模基地用)の高性能化、低コスト化に向けて研究開発しております。また、情報機器関連の回転形・静止形電源の小型化、高性能化の開発にも成果をあげております。当連結会計年度における研究開発費の金額は769百万円であります。

③ その他の事業

冷却ファンモータは冷却性の向上を主眼にし、製品開発を行い、成果を上げております。さらに冷却ファンモータの周辺装置においては樹脂製フィルターを開発し商品化に至っております。

また、当グループは今まで開発してきた技術を、地球規模の環境対策に活かすべく、省エネルギーの為に技術を開発し社会へ貢献することを目指しております。その第一歩として、生ごみ等を高熱発酵させメタン濃度の高いガスを発生させ、そのガスを燃料にして効率的に発電できる新しいタイプのディーゼル発電機の開発に着手しており、現在、この研究は実証実験の段階にあります。当連結会計年度における研究開発費の金額は41百万円であります。

<図表5>によれば、A社は、電気機器、制御装置を主力として事業展開してきた会社です。

制御装置関連事業では、インターネットの普及によるパソコン関連機器に注力しています。今後、多機能化が図られることを予測して、データ処理制御機器も着実に成果を挙げていることが読みとれます。

電気機器関連事業では、昨今、飛躍的に普及している携帯電話関連機器に注力しています。携帯電話も今後、良質な性能を有する製品や、低価格での需要が市場で望まれると思われれます。したがって、これらの事象を予測して、高性能化や低コスト化に向けて研究開発活動を日々行っていることが読みとれます。

その他の事業でも環境問題に対応すべく、生ごみ等を高熱発酵させ、メタン濃度の高いガスを発生させ、そのガスを燃料として新規のディーゼル発電機の開発に着手しており、社会へ貢献すべく研究開発活動を行っていることが読みとれます。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 概要

【財政状態及び経営成績の分析】には、経営者独自の視点による分析や、検討すべき事項が記載されています。経営者の現状認識や今後の経営において重視する方針等が記載されており、その企業グループの将来のあり方を示す重要な情報です。

(2) 記載内容

ここにおける記載内容は具体的に定められていませんが、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容が記載されます。例え

ば以下の事項が挙げられます。

① 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

② 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

また、将来に関する事項を記載する場合には、当連結会計年度末現在において判断したものである旨も記載されます。

(3) 読み方

上記、概要にも述べたとおり、【財政状態及び経営成績の分析】には、経営者独自の視点による分析や検討すべき事項が記載されています。そのため経営者が何に注目して会社の状況を把握しているかを読みとる必要があります。

ここでは、1【業績等の概要】、3【対処すべき課題】、4【事業等のリスク】の各記載事項と密接に関連する事項が多いため、これらの関連記載事項と併用して読む必要があると思われれます。また、ハイライト情報と呼ばれる、【主要な経営指標等の推移】に立ち戻って読むことも必要となります。

それでは、どのような内容が分析・検討されているのでしょうか？

まず第1に経営成績の分析です。端的に言いますと、損益計算書の内容を文章で読むような形式になっています。損益計算書は段階的に利益が算出されるようになっています。すなわち、①売上高、②売上原価・売上総利益、③販売費及び一般管理費・営業利益、④営業外収益、営業外費用、⑤経常利益、⑥特別利益、特別損失、⑦税金等調整前当期純利益(損失)⑧法人税等、⑨少数株主損益、⑩当期純利益(損失)といったように段階的に利益を表示して、それぞれ、その内容が記載されます。特に本業に関わる売上高と営業利益に着目して読みとる必要性が

あります。なお、経営成績の分析は、損益計算書の段階的な利益を読みとる必要がありますが、特に高度な会計知識がなくても読むことができます。

第2に流動性および資金の源泉です。流動性に関しては、資産・負債・資本の各々の増減分析が記載され、資金の源泉に関しては、キャッシュ・フローの増減分析が記載されます。この流動性および資金の源泉に関しては、ある程度の会計知識が必要となります。このため会計知識がない人は、最初は読み流す程度にとどまり、重視されている、第1の経営成績の方に力を注いだ方が望ましいと思われます。

以上が、第2【事業の状況】でした。次回は、第3【設備の状況】等を解説いたします。

ディスクロージャー実務Q & A —平成21年6月提出 有価証券報告書作成上の留意点—

総合ディスクロージャー研究所客員研究員 公認会計士 茨澤 玲子
総合ディスクロージャー研究所研究員 倉田 紀和子

はじめに

今回のディスクロージャー実務Q&Aでは、平成21年3月期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の有価証券報告書（以下、「有報」とします。）の記載に当たってのポイントを取り上げます。

3月決算会社にあつては、平成21年6月末までに提出する有報において、主に、財務諸表のXBRL化、【その他】における四半期情報の記載、「リース取引に関する会計基準」等の原則適用、【関連当事者情報】の開示、【提出会社の状況】における種類株式規定の追加などの改正に対応することとなります。

これら数ある改正の中から、改正のあつた【コーポレート・ガバナンスの状況等】に関する記載、及び今期から原則適用となる「リース取引に関する会計基準」等に関する記載にスポットを当てて解説いたします。

【コーポレート・ガバナンスの状況等】においては、平成20年に行われた「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、本稿において「開示府令」という。）の改正により、様式の変更並びに記載項目の追加が行われております。当該項目については、前回、前々回と、訂正報告書の提出が非常に多い項目であることから、今回も十分な注意が必要です。

本稿では、独立項目となり内容が充実した監査報酬の開示内容、並びに、新規に追加された種類株式に関する規定等の記載内容についての解説を行います。

ご承知の通り、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」は平成20年4月1日以後開始する連結会計年度等から適用とされており、今回から原則適用となります。

その影響の大きさから四半期財務諸表への適用を見送った企業にあつては、今決算実務において注意を要する項目の1つと思われます。開示面におきましても、当該会計基準等の適用に伴う改正後の財務諸表等規則等が適用されることとなります。

会計基準等の適用及び規則改正による直接的な表示の変更以外にも、影響が及ぶと想定される箇所が幾つか考えられ、有報の作成においても留意が必要となります。また、新会計基準等に関連して会社法の計算書類における開示についても改正が行われております。

本稿では、平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）の有報の早期適用事例をご紹介します。これらの複雑な状況に対応するための解説を行います。

今回の解説が、来たる21年3月期有報の作成の一助になれば幸いです。

なお、本稿の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

I コーポレート・ガバナンスの状況等

Q1 本年6月に提出する有価証券報告書の「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】」と、昨年6月に提出した有価証券報告書における「6【コーポレート・ガバナンスの状況】」では、どこがどのように改正されているのですか。ポイントを教えてください。

1. 平成21年6月に提出する有価証券報告書の「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】」は、昨年の6月に提出した有価証券報告書の「6【コーポレート・ガバナンスの状況】」と比較して、全部で3回分の改正が反映されることとなります。

最初は、平成20年3月28日内閣府令第10号（監査報酬の開示内容の充実等）、次が平成20年7月22日内閣府令第47号（促音表記の小文字化・記載上の注意の枝番号の廃止）、最後は平成

20年12月5日内閣府令第79号（種類株式及び利益相反防止措置に関する記載上の注意の追加）です。

その結果、今年6月に提出する有価証券報告書の「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】」の記載内容は以下のようになりました。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

a～g (略)

h 会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

i 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
提出会社				★
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

(注) 「(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】」のa～iは、開示府令の第二号様式における「記載上の注意」である。

2. 大きな変更点は、「(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】」の記載上の注意が2項目追加されたこと、並びに監査報酬の開示内容の充実化が図られたことです。

改正時点ごとに見ていくと、第1の改正では、監査報酬の開示が「(2)【監査報酬の内容等】」として独立項目とされました。これは、金融審議会公認会計士制度部会報告（平成18年12月金融庁）による監査人の独立性と地位の強化のための施策の一環であるとともに、前回までの有報でも記載対象であったものの、開示が明確に義務づけられていないことや、開示の内容が連結・単体など企業ごとにバラバラで比較可能性に乏しい等の問題を解決することを目的としたものです。(Q3参照)

Q2 「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】」の「(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】」における2つの新設項目というのは、それぞれ何を記載すればよいのでしょうか。

「(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】」では、aからiまでの9項目の記載上の注意が配されていますが、今回2つの項目が新設されました。それが、Q1の図における「h」及び「i」の規定になります。なお、「d」の項目について改正が行われておりますが、これは公認会計士法の改正に伴い業務を執行した公認会計士の定義に「外国公認会計士」を含むとする改正です。

<hの規定について>

1. まず、当該規定に該当すると考えられるのは、普通株と無議決権優先株の両方を発行している会社です。

他にも、複数議決権株式発行スキーム（株式の種類ごとに議決権の数が異なる方法。実際には、株式の種類ごとに異なる単元株式数を設定する。以下同様。）を採用した会社や、議決権制限株式を発行している会社（※1）が該当しますが、前者は現状では存在せず、後者はほとんど存在しない（※2）ため、普通株と無議決権優先株を発行している会社が該当すると思われます。なお、普通株式のみを発行している会社は該当しません。（ただし、該当がない旨を記載するかどうかについては、今後の実務動向にご留意下さい。）

2. 普通株と無議決権優先株を発行している会社については、「その旨」と「理由」及び「株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合にその内容」の3つを記載する必要

第2の改正は、記載上の影響がないため省略いたします。

第3の改正では、種類株式に関する記載事項の充実化を目的とした規定が追加されました。

欧米市場では既に種類株式の制度が存在していましたが、日本においても、平成20年6月26日に東証から公表された「上場制度総合整備プログラム2007（第二次実施事項）に基づく業務規程等の一部改正について」の中で、議決権種類株式の上場制度が整備されました。こうした状況を踏まえ、開示府令の改正がなされております。(Q2参照)

があります。

記載に際して、「その旨」は特に問題がないと思えますが、「理由」については、なぜ議決権のある株式と議決権のない株式を設けたのか、という会社のスタンスを投資家に明らかにするために「理由」を記載することが規定の目的であると考えられることから、例えば、「資金調達を目的として金融機関に対して議決権のない株式を発行した」、といった理由で発行した場合には、そのような内容を記載することが考えられます。（資料1）そして、その理由と共に、株式の保有又は議決権行使について基本方針等がある場合には、それについても開示を行って明らかにすることになります。

いずれにしても、議決権の内容、理由及び特記事項については、会社の事情によって異なるものと思われるので、規定の趣旨を踏まえ、各社の実態に沿った記載をすることが望まれます。

なお、当該hの規定については、「第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】(1)【株式等の総数等】」においても、同じ内容の規定が設けられておりますので、整合性にご注意下さい。

<iの規定について>

1. こちらについては、種類株発行会社だけでなく、普通株式のみを発行している会社についても、場合によって該当しますので注意が必要となります。金融庁解説では、複数議決権株式スキ-

ムを採用する会社が例示として挙げられておりますが（資料1）、「もっとも、種類株式発行会社に限らず、特定の大株主が会社に対して強い影響力を行使している場合に、当該大株主と会社が取引する際はそのような措置を取ることを決定している場合等も考えられる。」ともされている（資料1）ことから、普通株式のみの発行会社についても、これに該当する場合には記載が必要と考えられます。該当しない場合には、記載は不要と思われま。す。（ただし、該当がない旨を記載するかどうかについては、今後の実務動向にご留意下さい。）

具体的な記載を行うにあたり参考になると考えられるのは、東証上場会社が提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における、「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」項目の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の記載です。（※3）「支配株主」は取引所独自の用語ですが、ここをiの規定の「特定の株主」に置き換えると、会社と特定の株主との取引について、少数株主の利益が害されないための措置をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載する、と解釈できますので、iの規定にあたっての参考になるものと思います。

以下の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の事例をご覧ください。

例1 ***との取引については、内部牽制体制を含めた取引条件等のチェック体制を構築しております。

具体的には、***との取引について、通常の実取引条件と比べて当社に不利益を与えるような条件で取引を行うことのないよう、取引所管部が自らチェックするとともに、コンプライアンス所管部署がモニタリングによって牽制する体制としております。加えて、重要性の高い取引については、（中略）、取引条件等の適切性を慎重に検討した上で取引を行っております。

例2 ***との取引につきましては、一般の実取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議の上、決定し、会社ひいては少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。

なお、上記は例に過ぎず、各社ごとの実態を踏まえ、記載内容をご検討いただくことが必要と思えます。

2. 一方、iの規定（Q1の図参照）に例示されている「いわゆる特別委員会の設置等」ですが、具体的には、会社が利益相反防止策として、会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に、独立した立場の取締役、監査役又は特別委員会が関与して意見を聴取することを決定している場合などが該当するものと考えられます。（※4）

翻って、事前警告型買収防衛策導入企業において有事の際に設置される「特別委員会」については、会社が取引の当事者となる場面ではないため、利益相反取引防止措置が決定されていることには該当しないと考えられております（資料1）。

- ※1 ここていう「議決権制限株式」を発行している会社とは、有価証券報告書の「第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】」における「(1)【株式の総数等】②【発行済株式】」及び「(7)【議決権の状況】」の「種類」欄に「議決権制限株式」と記載している会社を指す。
- ※2 平成20年1月1日から平成20年12月31日までを対象期間とする有報提出会社のうち、1社。5月決算の(株)周防夢座のみ。（筆者調べ）
- ※3 大阪証券取引所、ジャスダック証券取引所及び福岡証券取引所の各ホームページに掲載された「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領においては、当該規定は定められていない。また、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の同報告書については、各ホームページに記載要領が掲載されていないため、確認不可。（平成21年3月19日現在：筆者調べ）
- ※4 東証の懇談会より公表された「議決権種類株式の上場制度に関する報告書」では、「支配株主と会社が重要な取引をするような場面において、かかる取引の公正さを担保できるよう、十分な情報開示に加えて、支配株主から独立した立場の取締役、監査役又は特別委員会等の関与を必要とし、その意見を聴取することを求めることなどが考えられる」（資料3）という記載があり、下線部について、iの規定に例示されている「いわゆる特別委員会の設置等」の内容に該当するのではないかと考えられる。

Q3 (2)【監査報酬の内容等】の各小項目について、それぞれ具体的に何を記載すれば良いのでしょうか。

1. 今回の監査報酬に係る改正にあたってのポイントは、主に以下のとおりです。

- ① 提出会社が監査人に対して支払う報酬のみならず、その連結子会社が提出会社の監査人に支払う報酬についても開示を義務づける
- ② 提出会社が監査人に支払う非監査業務に基づく報酬および当該業務の内容についても開示を義務づける
- ③ 監査報酬の決定方針を定めている場合に、その概要の開示を求める

2. 「(2)【監査報酬の内容等】」では、①から④の小項目が設けられております。(Q1の図参照)

提出会社と連結子会社及び監査人の関係状況は会社によって大きく異なるものと思われ、また、その態様によっては、①～④のそれぞれの項目について、会社ごとに記載内容が大幅に異なることが想定されるため、「コメントの概要とそれに対する金融庁の考え方」(資料4)等を吟味し、趣旨等を汲むことが必要であると思われま。なお、①～④において該当のない項目があっても、いずれも様式上定められた項目であるため、項目自体を省略することはせず、該当がない旨を記載することが適当と思われま。

以下では、①～④の項目ごとに、記載の要否や記載事項をまとめております。

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

＜記載の要否＞強制記載事項になります。

＜具体的な記載事項＞提出会社の監査人(※1)に対して、提出会社と連結子会社それぞれが支払った、又は支払うべき報酬を記載します。記載する金額は、以下のとおりです。

「監査証明業務に基づく報酬」⇒各連結会計年度の財務計算に関する書類等(※2)の監査証明業務に係る報酬

「非監査証明業務に基づく報酬」⇒各連結会計年度において費用計上した金額

＜記載対象から除外される事項の例＞

* 提出会社が「監査人とは別の監査人」に支払う非監査業務に基づく報酬

* 連結子会社が「提出会社の監査人とは別の監査法人」に支払う監査証明業務に基づく報酬

＜備考＞「監査証明業務に基づく報酬」には、財

務諸表監査に加え、四半期レビュー、内部統制監査の金額も含まれる点に注意が必要です。

②【その他重要な報酬の内容】

＜記載の要否＞全ての提出会社に対して一律の開示事項を定めるのではなく、監査人と提出会社との報酬関係を明確化することによって監査人の独立性と地位の強化を図るとの制度の趣旨に照らし、提出会社において重要と判断される事項を記載します。

＜具体的な記載事項＞

●開示府令において例示されている事項

連結子会社の財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者(提出会社の監査人と同一のネットワーク(※3)に属する者に限る)に対して、当該連結子会社及び提出会社がそれぞれ支払った、又は支払うべき報酬の内容。これについては、「基本的には開示が望ましい」とされています。

●上記以外に必要なに応じて記載される事項の例

* 連結子会社が、提出会社の監査人のネットワーク(メンバーファーム)の会計事務所等に対して支払った、非監査業務に係る報酬及び内容

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

＜記載の要否＞提出会社の監査人に対する非監査証明業務の内容を記載。①の表右上(Q1の様式で★が付された箇所)に金額を記載している場合には、記載が必要です。

＜具体的な記載事項＞例示はされておりません。参考までに、前回の有報では公認会計士法第2条第1項以外の報酬の内容として、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務に基づく報酬を挙げた会社がよく見受けられました。他に散見された事例としては、コンフォートレター作成作業に係る報酬、財務デュー・デリジェンス業務に係る報酬、四半期財務開示情報に係る相談業務などがあります。

なお、提出会社が公認会計士法に規定される「大会社等」である場合、記載にあたっては、監査人について同時提供が禁止されている対象業務以外の非監査証明業務が記載されることとなります。以下は、参考資料です。

- *『独立性に関する法改正対応解釈指針第4号「大
会社等監査における非監査証明業務について」
- *『監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告
に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱
い」』の「5.」
- *『倫理委員会報告第1号「職業倫理に関する解
釈指針」』の「2.」
- *『倫理委員会報告「職業倫理に関する解釈指針
(その3)」(公開草案)』(H21.3.19現在パブ
コメ期間中)

＜記載事項に該当しないと考えられるものの例＞

- *提出会社が「監査人とは別の監査法人」に支払
う非監査業務の内容
- *連結子会社が「提出会社の監査人」に支払う非
監査業務(Q1の様式で表右下の金額)の内容

④【監査報酬の決定方針】

＜記載の要否＞一律開示ではありませんが、趣旨
を踏まえた積極的な開示が期待されています。ちな
みに、この方針の開示の狙いは、支払い体系が
監査人の独立性を確保している事の明確化、並び
に監査報酬額の適切な決定の確保・維持等である
と考えられます。

＜記載事項＞提出会社が監査人に対する報酬の額
の決定に関する方針を定めている場合に、当該方
針の概要を開示します。

- ※1 Q3でいう「監査人」は、開示府令第19条
第2項第9号の2に規定される「監査公認会
計士等」である。同規定において「監査公認
会計士等」とは「財務書類監査公認会計士等」
又は「内部統制監査公認会計士等」と定義さ
れており、前者は、提出会社の財務計算に関
する書類について金商法第193条の2第1項
の規定により監査証明を行う公認会計士若し
しくは監査法人、後者は、提出会社の内部統制
報告書について、同条第2項の規定により監
査証明を行う公認会計士若しくは監査法人で
あるとされている。
- ※2 「財務計算に関する書類等」について、具体
的な内容は明記されていないが、金商法第
193条の2及び監査証明府令第1条第2号に
規定される「財務計算に関する書類」である
と推測される。なお、「等」の示す内容につ
いては、定かではない。

- ※3 ここでいうネットワークとは、当該項目の記
載上の注意の規定である、「共通の名称を用
いるなどして2以上の国においてその業務を
行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事
務所等によって構成される組織」を指す。し
かしながら、提出会社の監査人と連結子会社
の監査人が国内のみにおいて共通のブランド
名を使用するなどの相互の協力を目的とした
関係を有する場合、連結子会社の監査人に対
する報酬を記載対象から排除するものではな
く、重要な報酬に該当するものがある場合に
は記載対象となる。

＜参考文献＞

資料1

経営財務No.2902「有価証券届出書・公開買付届
出書等の記載内容の見直しについて」宮下央ほか

資料2

商事法務No.1831「監査報酬・監査人異動時の開
示に係る内閣府令改正の概要」野崎彰ほか

資料3

平成20年1月16日公表「議決権種類株式の上場制
度に関する報告書」東京証券取引所 種類株式の上
場制度整備に向けた実務者懇談会

資料4

金融庁平成20年3月28日公表「「企業内容等の開
示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
(案)」(監査報酬の開示・監査人交代時の開示に係
る部分)に対するパブリックコメントの結果等につ
いて」の資料「コメントの概要とそれに対する金融
庁の考え方」

その他

商事法務No.1806「公認会計士法等の一部を改正
する法律の概要」大来志郎
金融審議会公認会計士制度部会「一公認会計士・監
査法人制度の充実・強化について」
経営財務No.2907「21年3月期から変わる！「監
査報酬の開示」」

II リース会計基準

Q1 年度決算において、初めて「リース取引に関する会計基準」を適用します。適用にあたっての留意事項を教えてください。

1. 「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「新リース会計基準等」という。）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度等から本適用となります。当連結会計年度等の四半期財務諸表について新リース会計基準等の適用を見送った会社であっても、年度決算においては当連結会計年度等の期首にさかのぼり新リース会計基準等を適用する必要がありますのでご注意ください。新リース会計基準における大きな改正点は、ファイナンス・リース取引の経済的実態を重視し、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、例外処理（賃貸借処理）が廃止され、原則として売買取引に係る方法に準じて処理すること（以下、売買処理という。）が義務付けられる点にあります。

すなわち、所有権移転外ファイナンス・リース取引の借主であれば、原則として、リース資産とリース債務が貸借対照表に計上され、リース資産はリース期間にわたり減価償却費として費用化され、リース料の支払いは、リース債務の返済と支払利息の計上として処理されることとなります。リース料としてリース期間にわたり定額費用計上される賃貸借処理の場合と比較し、費用の計上区分及びリース料総額の各期費用配分額への影響が想定されます。

また、「リース取引に関する会計基準の適用指針」において、不動産リース取引にかかる取扱いが明確にされました。契約上、賃貸借となっているものも含み、新リース会計基準等に基づきファイナンス・リース取引に該当するか否かを判断することが求められております。不動産賃貸借契約に基づき店舗展開を行う企業等にあっては、その影響は少なくないものと思われる。

2. 新リース会計基準の適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理を採用していた場合（以下、既存のリース取引という。）の取扱いは、以下のとおりとなっております。

<借主>

①原則的な取扱い

リース取引開始日にさかのぼって新リース会計基準等を適用する。変更による影響額は、特別損益として計上する。

②例外処理（期首取得とみなす）

新リース会計基準等適用初年度の前年度末における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額として、当該リース資産を期首に取得したものととして貸借対照表に計上する。

③例外処理（賃貸借処理継続）

新リース会計基準等に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する。

<貸主>

①原則的な取扱い

リース取引開始日にさかのぼって新リース会計基準等を適用する。変更による影響額は、特別損益として計上する。

②例外処理（期首取得とみなす）

新リース会計基準等適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額とする。

③例外処理（賃貸借処理継続）

新リース会計基準等に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する。

Q2 有価証券報告書における、新リース会計基準等適用に伴う開示規則等の主な改正点を教えてください。

1. ご質問の開示面におきましても、リース取引の性質や会計処理の厳格適用の影響を受け、新会計基準等と整合性を図った所要の改正が行われました。年度におけるリース取引にかかる主な開示規

則等を取りまとめたものが、以下の表となります。なお、このような開示形式となった背景については新リース会計基準等をご参照下さい。

(借主)

	主な項目	内容	関連条文等	留意事項
貸借対照表	貸借対照表の様式の改正	リース資産、リース債務項目の追加。	[財規]様式第2号 [連結財規]様式第4号	
	リース資産及びリース債務	<p>1. リース資産は、原則として区分掲記。ただし、各科目に含めて表示することも認められる。※1 ※2</p> <p>2. リース資産として区分掲記した場合の減価償却累計額の取扱いは、他の固定資産と同様である。</p> <p>3. リース債務はワンイヤールールに基づき、流動負債及び固定負債に区分する。原則として区分掲記。</p>	<p>[財規]22①八、23①八、23③、25、26、27①12、28①十、28③、30、48の3、49①四、51の3、52①四</p> <p>[連結財規]22、26①四、26③、27、28①二、28③、29、36、37①三、38①三</p>	<p>従来はリース資産は原則として各科目に含めて表示することとされ、またリース債務についても区分掲記することは求められていなかった。</p> <p>海外子会社において所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買処理していた場合などで、新リース会計基準等の適用にあたり前年度と異なる表示方法を選択する場合は、表示方法の変更の記載を検討することが必要と思われる。</p>
キャッシュ・フロー計算書	支払リース料の計上区分	<p>1. 売買処理されたファイナンス・リース取引にかかるリース料の開示</p> <p>①元本返済部分は「財務CF」。</p> <p>②利息相当額は企業が採用した支払利息区分に従う。</p> <p>③利息相当額を区分しない場合は「財務CF」に表示。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引にかかる支払リース料のキャッシュ・フローは、原則として「営業CF」に表示。</p> <p>3. Ⅲ 設例8において、財務CF区分に、「リース債務の返済による支出」が例示。</p> <p>4. 非資金取引のひとつとして、「貸借対照表に計上されたリース資産の取得」が例示。</p>	[CF実務指針]34項、Ⅲ 設例8	従来からの取扱いと同様であるが、ファイナンス・リース取引につき売買処理が義務付けられたことを受けて、賃貸借処理された支払リース料にかかるキャッシュ・フローの取扱いについての記載が削除されている。

	主な項目	内容	関連条文等	留意事項
注記関係	所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計方針	(削除)	[旧財規]8の2①八	従来は所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理又は通常の賃貸借取引に準じた会計処理のいずれによったかを記載することが求められていた。所有権移転外ファイナンス・リース取引に原則として売買処理が適用されることを受けて当該規定は削除されたが、リース適用指針第79項において、既存リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している場合には、その旨を記載すべきことが求められていることに留意が必要である。
	リース注記（重要性が乏しい場合を除く）	(ファイナンス・リース取引) ①当該事業年度末におけるリース資産の内容（主な資産の種類等） ②リース資産の減価償却の方法	[財規]8の6①ー [財ガ]8の6、8の6-1-1、8の6-2 [連結財規]15の3 [連ガ]15の3	②の減価償却の方法は、会計方針における記載を参照することも考えられる。注記開示の重要性が乏しいと判断する基準は、リース料総額から利息相当額を控除しない方法を採用する場合や利息相当額を定額法により配分する場合の基準と同様である（リース適用指針32、71項）。
		(オペレーティング・リース取引) 当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引のうち解約不能のリース取引について以下の内容を記載。 ①一年内のリース期間に係る未経過リース料 ②一年超のリース期間に係る未経過リース料	[財規]8の6②	以下のいずれかに該当する場合、注記開示の重要性が乏しい場合に該当する（リース適用指針75項）。 ・ 個々のリース料総額が減価償却資産の費用処理基準額以下の場合 ・ リース期間が1年以内 ・ 解約において数ヶ月前における事前予告が必要である場合に当該解約不能期間に係る部分 ・ 事業内容に照らし重要性が乏しく、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下
	リース注記（所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理継続している場合）	旧財規8の6①ーに定める内容を記載（重要性が乏しい場合を除く）。	(平成19年内閣府令第65号) 附則9③一、10③一	従来と同様の記載内容である。

	主な項目	内容	関連条文等	留意事項
附属明細表	借入金等明細表	<p>1. 様式にリース債務（1年内、1年超を区分）の項目が追加。</p> <p>2. リース債務につき、以下に該当する場合は、平均利率の記載は要しない。ただし、記載を行わない場合はその旨及びその理由を注記する。</p> <p>①利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上している場合 ②利息相当額を定額法により費用配分している場合</p> <p>3. 貸借対照表日後5年内における返済予定額の記載に、リース債務を追加。</p>	<p>[財規]様式第10号（記載上の注意）4、5</p> <p>[連結財規]様式第10号（記載上の注意）5、6</p>	

- ※1 リース資産については、各科目に含める場合とリース資産として掲記する場合が選択できる。各科目に含めた場合の各科目の区分掲記の重要性はリース資産を含めた合計額で判断すると考えられる。
- ※2 所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引において、別々の開示方法を選択することも認められる。
- ※3 表中では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）、をそれぞれ、「財規」、「連結財規」、「財ガ」、「連ガ」としている。また、「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」を「CF実務指針」と、「リース取引に関する会計基準の適用指針」を「リース適用指針」としている。
- なお、それぞれについて、以下本稿において同様の略称を使用している。

（貸主）

	主な項目	内容	条文等	留意事項
貸借対照表	貸借対照表の様式の改正	リース債権、リース投資資産項目の追加。	[財規]様式第2号 [連結財規]様式第4号	
	リース債権又はリース投資資産	<p>1. 企業の主目的たる営業取引により発生したものはリース債権又はリース投資資産として流動資産に表示。</p> <p>2. 企業の主目的以外の取引により発生したものは、ワンイヤールールにより、リース債権又はリース投資資産として、流動資産もしくは投資その他の資産に表示。</p>	<p>[財規]16の3、17① 四・五、31の4 [財ガ]19、33</p> <p>[連結財規]23①三 [連ガ]23-3</p>	従来は所有権移転の有無にかかわらずリース債権として表示することのみ明示されていたことから、新リース会計基準等の適用にあたり、所有権移転外リース取引にかかるリース投資資産について、表示方法の変更が生じることも考えられる。
キャッシュ・フロー計算書	受取リース料の計上区分	<p>売買処理されたリース料の開示</p> <p>①営業損益計算の対象となる場合：「営業CF」に表示 ②上記以外：元本返済部分については「投資CF」、利息相当額は企業が採用した受取利息の表示区分 ③利息相当額を区分していない場合は「投資CF」</p>	[CF実務指針]34	

	主な項目	内容	条文等	留意事項
注記関係	収益計上の会計方針	収益及び費用の計上基準にかかる例示に、ファイナンス・リース取引を追加。以下のうち採用した方法を記載する。 ①リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法 ②リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法 ③売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法	[財規]8の2①七 [財ガ]8の2-7	
	所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計方針	(削除)	[旧財規]8の2①八	第82項において、既存リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している場合には、その旨を記載すべきことが求められていることに留意が必要である。
	リース注記（重要性が乏しい場合を除く）	(ファイナンス・リース取引) ①当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額 ②当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額	[財規]8の6①二 [財ガ]8の6、8の6-1-2 [連結財規]15の3 [連力]15の3	注記開示の重要性が乏しいと判断する基準は、利息相当額を定額法により配分する場合の基準と同様である（リース適用指針60、71項）。
		(オペレーティング・リース取引) 当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記	[財規]8の6② [財ガ]8の6-2	
	リース注記（リース業を主たる事業とする会社が既存の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、直前事業年度末日の帳簿価額を期首のリース投資資産の価額として計上している場合）	通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上される税引前当期純損益金額との差額を残存期間の各期において記載する（重要性が乏しい場合を除く）。	(平成19年内閣府令第65号) 附則9③三、10③三	
	リース注記（既存の所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理継続している場合）	[旧財規]8の6①二に定める内容を記載（重要性が乏しい場合を除く）。	(平成19年内閣府令第65号) 附則9③二、10③二	従来と同様の記載内容である。

(転リース)

転リース取引とは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引である。借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引の双方がファイナンス・リース取引に該当する場合には、貸借対照表上はリース債権またはリース投資資産とリース債務の双方を計上するが、損益計算書上は支払利息、売上高、売上原価等は計上せず、貸主として受け取るリース料総額と借主として支払うリース料総額の差額を手数料収入（転リース差益等）として各期に配分する。当該転リース取引に係るリース債権又はリース投資資産とリース債務について、利息相当額控除前の金額で計上した場合に下記の注記が求められている。

	主な項目	内容	条文等	留意事項
注記関係	リース注記（重要性が乏しい場合を除く）	リース債権又はリース投資資産とリース債務について、利息相当額控除前の金額で計上した場合に、下記の金額を注記 ①リース債権又はリース投資資産の金額 ②リース債務の金額	[財規]8の6③ [連結財規]15の3 [連ガ]15の3	従来は借主と貸主の未経過リース料の期末残高を開示することが求められていた。

2. 早期適用会社事例

(1) リース注記（借主）

全日本空輸(株) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

注記事項（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）	
(1) リース資産の内容	
① 有形固定資産	主として航空機、空港作業車、ホストコンピューター及びその周辺機器である。
② 無形固定資産	ソフトウェアである。
(2) リース資産の減価償却方法	
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。	
2. オペレーティング・リース取引	
（借主側）	
未経過リース料	
1年内	33,275百万円
1年超	173,860 //
合計	207,135 //
（貸主側）	
未経過リース料	
1年内	1,175百万円
1年超	3,526 //
合計	4,701 //

(2) リース注記（貸主）

日鉄鉱業(株) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

注記事項（リース取引関係）

(貸主側)	
1	リース投資資産の内訳
	リース料債権部分 9,311百万円
	受取利息相当額 4,524
	リース投資資産 4,787
2	リース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額
	1年以内 591百万円
	1年超2年以内 572
	2年超3年以内 570
	3年超4年以内 567
	4年超5年以内 565
	5年超 6,443

(3) 借入金等明細表（平均利率にかかる脚注記載）

日鉄鉱業(株) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(注) 1 「平均利率」については借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。リース債務は利息相当額を控除しない方法で計上しておりますので、平均利率は記載しておりません。

(株)エヌ・ティ・ティ・データ (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(注) 1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。
 2 (略)
 3 リース債務については、利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載していない。

(4) キャッシュ・フロー計算書関係注記（非資金取引の記載）

ニフティ(株) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

注記事項（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. (略)
 ※2. 重要な非資金取引の内容
 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ4,534百万円であります。

Q3 所有権移転外ファイナンス・リース取引の借主です。開示規則等の改正点以外に、記載上留意すべき項目はありますか？

1. 開示規則上の手当てについてQ2で取りまとめましたが、規則上において明文にて規定されていない項目についても、新リース会計基準等適用の影響を記載することが考えられます。特に、既存リース取引について売買処理を適用し多額のリース資産を計上した場合に、固定資産関連の項目記

載に影響が生じることとなります。早期適用会社の事例をもとに取りまとめたものが、以下のようになります。なお、早期適用会社数が少ないことから、事例以外の記載方法も十分に考えられることにご留意ください。

主な項目	記載にあたっての検討事項	早期適用会社 主な事例
財政状態及び経営成績の分析（財政状態の分析）	既存のリース取引につき売買処理した場合であって、当該リース資産計上額が重要な増減に該当する場合に、増減理由のひとつとして新リース会計基準等の適用を記載することが考えられる。	全日本空輸(株) ニフティ(株) 特殊電極
設備の状況（設備投資等の概要）	重要な設備投資をリース契約で行っている場合には、設備投資総額に当該リース取引総額を含めることが適当と思われる。なお、設備投資総額とキャッシュ・フローにおける投資額に重要な乖離が生じる場合にリース取引にかかるものが含まれる旨を記載することは有用と思われる。	ニフティ(株)
設備の状況（主要な設備の状況）	貸借対照表においてリース資産として区分掲記している場合であって当該項目に重要性がある場合には「リース資産」として項目を設けてその内容を記載することが適当と思われる。 なお、早期適用会社の事例では、表中に含めずに脚注にて期末残高相当額を開示している事例、リース資産について開示していない事例が見受けられた。	マツダ(株) ニフティ(株) 日鉄鉱業(株) 四国化成工業(株) 富士通(株) ㈱エヌ・ティ・ティ・データ
損益計算書	既存リース取引について、リース取引開始日にさかのぼって新リース会計基準等を適用した場合に生じる影響額は、特別損失に計上する。早期適用会社の事例では、「リース会計基準の適用に伴う影響額」等の科目名で開示されている。	全日本空輸(株) マツダ(株)
重要な会計方針の記載（固定資産の減価償却の方法）	所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産と所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産では、減価償却方法が必ずしも同一とならない場合が想定されることから、どちらの取引にかかる会計方針であるかを明記することが望ましいと考えられる。	全日本空輸(株) マツダ(株) 富士通(株) 日本電信電話(株)
会計方針の変更に關する記載	既存のリース取引につき売買処理を適用した場合に、資産及び負債に重要な変動が生じる場合が考えられる。早期適用会社において、損益における影響額に加えて貸借対照表における影響額を記載している事例が見受けられた。	全日本空輸(株) マツダ(株) 東洋エンジニアリング(株) 富士通(株)
固定資産等明細表	貸借対照表において採用した表示方法をもとに項目を開示する。従って、リース資産として区分掲記した場合には、リース資産を区分して記載し、リース資産を各科目に含めた場合には各科目に含めて記載することになる。 既存リース売買処理をした場合における期首残高の開示方法が問題となる。前期末における期末残高とのつながりを重要視すれば、期首残高分を含めて当期増加に含め、その旨脚注にて説明することが考えられる。 各科目に含めて記載する場合でリース資産計上額が多額である場合には、増減理由として新リース会計基準の適用を記載することが考えられる。早期適用会社の事例では、各科目別の金額を開示している事例も見受けられた。	全日本空輸(株) ニフティ(株) 富士通(株) ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ

2. 平成21年6月提出の有価証券報告書「連結財務諸表等」の「(2) その他」、及び「財務諸表等」の「(3) その他」において、新たに、四半期報告書を提出した場合には当年度における四半期の損益推移を記載することが求められました（開示府令第三号様式（記載上の注意）(46) b、(54) b（第二号様式（記載上の注意）(66) d、(74) e 準用）。年度の連結財務諸表等における新リース会計基準等の適用は、四半期財務諸表での適用の有無にかかわらず、当連結会計年度等の期首にさ

かのぼって会計処理を適用することが求められていることから、会計処理の選択によっては、開示済みの四半期損益と異なる数値が算定される場合もあると考えられます。しかしこの場合であっても、既往の四半期損益の修正は求められておらず、開示済みの数値を記載することで足りると思われる。なお、新リース会計基準等の適用による損益への影響額が大きい場合に脚注においてその旨を記載することは妨げられないものと思われる。

3. 早期適用会社事例

(1) 【財政状態及び経営成績の分析】

全日本空輸(株) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

一部抜粋

(1) 連結貸借対照表

1. 資産の部

当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準（平成19年3月30日改正）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（平成19年3月30日改正）」（以下「新リース会計基準」という。）を早期適用し、新たにリース資産を計上したことから有形固定資産が697億円、無形固定資産が3億円増加した。

(2) 重要な会計方針の記載（固定資産の減価償却の方法）

マツダ(株) (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4 会計処理基準に関する事項」

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

Q4 会社法（計算書類）におけるリースの開示は改正されていますか？

1. 新会計基準等の改正を受けて、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成20年3月19日公布）により、会社計算規則においても所要の改正が行われております。

具体的には、会社計算規則（以下、計規という。）第106条及び第107条において財規と同様の改正が盛り込まれ、定義規定にも若干の修正が行われました。計規におけるリース取引にかかる主な規定は以下のとおりです。

主な項目	内容	条文
定義規定	<p>リース物件：リース契約により使用する物件をいう。</p> <p>ファイナンス・リース取引：リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引：ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引：ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。</p>	[計規]2③七十三～七十六
リース債権又はリース投資資産	<p>1. 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、以下に該当するものは流動資産に区分。</p> <p>①通常の取引に基づいて発生したもの※1</p> <p>②通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの</p> <p>2. 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、流動資産に掲げるもの以外のものは、投資その他の資産に区分。</p>	[計規]106
リース資産及びリース債務（借主）	<p>1. 当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が各固定資産に掲げるものである場合にリース資産として区分。</p> <p>2. ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは流動負債、それ以外のものは固定負債に区分。</p>	[計規]106、107
リースにより使用する固定資産に関する注記	<p>ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合に記載。</p>	[計規]129、139

※1 破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。

2. 計算書類において、従来より、所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主）について賃貸借処理が採用された場合に「リースにより使用する固定資産に関する注記」が求められています（計規139）。この注記については、新リース会計基準等の適用後においても注記内容に変更はなく、従来同様の開示が求められています。

一方、財規等で求められている売買処理を前提とした注記は求められておりません。

改正がなされなかった理由として、新リース会計基準等適用後も一定の場合に賃貸借処理が

認められていること及び新リース会計基準等を適用しない中小企業等も想定されることが挙げられております。

3. 上述のように計規におけるリース取引にかかる注記の開示について変更はありませんが、早期適用会社の事例を見ますと、従来どおりの開示を行っている事例だけではなく、財規等で求められている内容を開示している事例も見受けられました。記載にあたっては規定の趣旨を勘案し、個々の状況を踏まえて検討していただくことが必要と考えられます。

国際会計基準を巡る日本の対応について

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 藤井 靖弘

(はじめに)

国際財務報告基準（以下、IFRS）を巡り、現在、日本において2つの大きな動きが見受けられます。1つは、日本の会計基準は、EUで採用されているIFRSと同等であるという欧州委員会による同等性評価です。これは、日本基準とIFRSのコンバージェンスの進捗状況に関連します。もう一つは、日本がIFRS導入に関する検討を開始したということです。米国が、IFRSの導入に向けた検討を始めたことによりIFRSが全世界共通の会計基準になる流れとなり、日本はどのような段階を踏んで、IFRSの導入を判断するのが注目されております。

本稿では、まず、EUの同等性評価と会計基準のコンバージェンスの状況について解説を試みます。加えて、IFRSの導入について、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」が金融庁より公表されましたので、当該中間報告（案）の要旨に触れたいと思います。なお、本稿の意見にわたる部分については、筆者の私見であることを申し添えます。

(EUの同等性評価と会計基準コンバージェンス)

EUは、2005年1月よりEU域内の上場企業にIFRSを義務付けました。そして、米国や日本などのEU域外の第三国の企業についても2009年1月から「IFRSまたはこれと同等と認められる会計基準」による財務諸表の作成を義務付けました。これを受け、企業会計基準委員会（ASBJ）は、2005年より、国際会計基準審議会（以下、IASB）と、日本の会計基準とIFRSの差異を縮小する作業（コンバージェンス）を開始することになります。

その後、2007年8月に日本基準とIFRSの間の重要な差異について2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月30日までに解消を図る、いわゆる「東京合意」により、会計基準のコンバージェンスのスピードアップが図られました。ASBJは「東京合意」を踏まえ、コンバージェンスプロジェクト項目を大きく3つに区分して以下のようなスケジューリングを行いました。

期間	プロジェクト項目
短期（2008年まで）	EUにおける同等性評価に関連するプロジェクト項目
中期（2011年6月30日まで）	既存の差異に係るプロジェクト項目
中長期	IASB/FASBのMOU（*）に関連するプロジェクト項目

（*）Memorandum of Understanding（IASBとFASBによる両基準の収斂へ向けたロードマップに関する覚書）

短期コンバージェンスプロジェクト項目に関しては、ASBJのコンバージェンス作業の結果、2008年12月、欧州委員会は、日本の会計基準について、「EUで採用されている国際会計基準（IFRS）と同等である」と発表しました。これにより、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となりました。

(IFRSの導入について)

IFRSの導入については、企業会計審議会では検討がおこなわれています。平成21年1月28日の審議会では、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」が議論され、今までの企業会計審議会での検討事項がまとめられるとともに、今後の方向性について一部分が示されました。当該中間報告（案）は、平成21年2月4日に公表され、広く一般に意見募集を行うこととされました。以下において、当該中間報告（案）の要旨（抜粋を含む）を記します。

我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）要旨

（項目）

- 一 会計基準を巡る国際的な動向
 - 1 会計基準におけるコンバージェンス（収れん）の進展
 - 2 海外におけるIFRSの適用に向けた動き
- 二 我が国の会計基準のあり方
 - 1 我が国の会計基準についてのコンバージェンス継続の必要性
 - 2 我が国におけるIFRSの適用に向けた課題と取組み
 - （1）我が国企業へのIFRSの適用に向けた基本的考え方
 - （2）IFRS適用に向けた課題
 - （3）任意適用
 - （4）将来的な強制適用の検討
- 三 今後の対応に向けて

（要旨）

（*）「二 我が国の会計基準のあり方、2 我が国におけるIFRSの適用に向けた課題と取組み」の（2）～（4）を中心に要旨を記したいと思います。

- 一 会計基準を巡る国際的な動向（略）
- 二 我が国の会計基準のあり方
 - 1 我が国の会計基準についてのコンバージェンス継続の必要性（略）
 - 2 我が国におけるIFRSの適用に向けた課題と取組み
 - （1）我が国企業へのIFRSの適用に向けた基本的考え方（略）
 - （2）IFRS適用に向けた課題

我が国におけるIFRS適用のための円滑な実務の準備のためには、その将来展望が示されることが有意義であると考えられる一方で、IFRSの適用の具体的な道筋は、実務の準備・対応をはじめとする諸課題への取組状況に依存する面がある。したがって、以下のような課題に対して、関係者の積極的な取組みが期待されるとして、6つの項目が挙げられている。

 - ① IFRSの内容
 - ② IFRSを適用する場合の言語

- ③ IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保
- ④ IFRSに対する実務の対応、教育・訓練
- ⑤ IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
- ⑥ XBRLのIFRSへの対応

（3）任意適用

これまでの実務の蓄積の上に立ち、さらに高品質な財務報告を目指して我が国企業に対しIFRSの適用を図っていく観点から、具体的なIASCFのガバナンス改革の状況や欧米等の国際的な動向を見極めた上で、IFRSの将来的な強制適用の展望を示し、IFRS適用の前提となる課題に着実に取り組みつつ、任意でIFRSの適用を認めることが考えられる。また、その際には、投資者の財務情報入手及び分析の便宜を損なわないよう配慮しながら、以下のような点を検討する必要がある。

① 任意適用の対象

具体的なIFRSの任意適用の対象となる企業の範囲については、例えば、継続的に適正な財務諸表が作成開示されている上場企業であり、かつ、IFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、前記のIFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示しているなどの企業であって、国際的な財務活動を行っている企業又は市場において十分周知されている一定規模以上の企業等の連結財務諸表を対象とすることが考えられる。ただし、対象企業については、IASCFのガバナンス改革の状況や欧米等の国際的な動向を見極めた上で、判断する必要があるものと考えられる。

② 任意適用時の並行開示

IFRS適用企業の財務諸表を理解する上で必要となる一定の連続性を確保する観点と作成者の並行開示に係る負担・コストの観点の双方に配慮し、並行開示は、導入初年度における開示（前年度及び当年度財務諸表各1年分）に限定し、継続的な並行開示に代えて、IFRSと我が国会計基準の重要な差異の注記にとどめることや、導入初年度の並行開示（旧

基準に基づく当年度分)については、監査人の監査の対象としないことなど、簡素で有効な情報提供の方策を検討することが適当である。

③ 任意適用時において適用するIFRS

会計基準を巡る大きな動きの中で我が国として戦略的にIFRS適用を検討していく必要があることを踏まえ、現在及び近い将来におけるIFRSの内容を十分吟味するとともに、基準設定プロセスにおける積極的な意見発信やデュー・プロセスの監視などを図った上で、基本的にはIASBが作成したIFRS（日本語翻訳版）をそのまま適用することが考えられる。

ただし、会計基準は財務報告におけるいわばものさしとして、これに違反すれば法的な制裁も発動され得るという極めて重い意味を持つものであり、万が一IASBが作成したIFRSに著しく適切でない部分があるため、我が国において「一般に公正妥当と認められる」会計基準とは認められない場合には、当局として、当該部分の適用を留保すべき場合がある。

このため、当局として、我が国における個々のIFRSの適用を認めるための手続を検討することが適当である。

④ 任意適用の時期

任意適用の時期については、IFRSの国際的な広まりを踏まえると、企業及び市場の競争力強化の観点から、できるだけ早期に容認することが考えられる。例えば、2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが考えられるが、とりわけIASCFのガバナンス改革の状況をはじめとする前期(2)の諸課題の取組状況、欧米等の国際的な動向を十分見極めた上で判断する必要があるものと考えられる。

⑤ 個別財務諸表の取扱い

少なくとも任意適用時においてIFRSを連結財務諸表作成企業の個別財務諸表に適用せず、連結財務諸表のみに適用することを認めることが適当であると考えられる。

ただし、上場企業の中にも、連結対象会社を有さず連結財務諸表を作成してい

ない企業がある。このような企業については、国際的な比較可能性等の観点から、我が国の会計基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として監査を受けたIFRSによる個別財務諸表を作成することを認めることが考えられる。

(4) 将来的な強制適用の検討

内外の諸状況を十分に見極めつつ、我が国として将来を展望し、投資者に対する国際的に比較可能性の高い情報の提供、我が国金融資本市場の国際的競争力確保、我が国企業の円滑な資金調達の確保、我が国監査人の国際的プレゼンス確保、基準設定プロセスにおける我が国からの意見発信力の強化などの観点から、我が国においてもIFRSを一定範囲の我が国企業に強制適用するとした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応することが望ましい。

他方で、今後の諸情勢については不透明なところもあり、また、IFRSの強制適用については、前期の多くの諸課題について全ての市場関係者において十分な対応が進展していることが必要であり、前記(2)の諸課題の達成状況等について十分に見極めた上で、強制適用の是非も含め最終的な判断をすることが適当である。

① 強制適用の判断の要素及びその時期

イ. 強制適用の判断の要素

前記(2)のIFRS適用に向けた課題の達成状況を確認するとともに、任意適用期間におけるIFRSの適用状況、いわゆる「プロ向け市場」におけるIFRSの適用状況等を確認する必要がある。

また、国際的な比較可能性や企業・市場の競争力の観点からは、EUやその他諸国のIFRSの適用状況に加え、世界最大の資本市場国である米国においてIFRSが米国企業に強制適用されるか否かも、重要な判断材料になると考えられる。

ロ. 強制適用の判断の時期

前記のとおり、IFRSの強制適用の是非を含めた判断の時期については、前記の諸課題の達成状況や内外の適用状況等を確認する必要があることから、現時点で決定するのではなく、む

しる将来の一定の時期に決定することが適当である。

具体的な決定の時期を検討するに当たっては、特に、作成者・監査人等の体制整備に必要な期間、任意適用の運用状況の見極めに必要な期間、欧米等の国際的な動向の見極めに必要な期間等を考慮する必要がある。

また、今後数年間のグローバルな金融経済情勢が及ぼす様々な影響についても注意する必要がある。特に、現在の世界的な金融危機を受けて、IASBにおいて、FASBと連携しつつ、金融商品会計等に関して、IFRS自体の基準の明確化や見直しの作業が行われている。IFRSの強制適用の判断の際には、こうしたIFRSの見直し等の今後の動向を踏まえた上で、IFRSが高品質であって今後の金融経済情勢の下で持続的に適用可能なものであるとして認められるかどうかを見極める必要があるものと考えられる。

これらを総合的に勘案すると、IFRSの強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とすることが考えられるが、前記の様々な考慮要素の状況次第で前後することがあり得ることに留意する必要がある。

② 強制適用対象及び方法等

IFRSによる財務諸表の作成を強制する対象としては、現時点では、国際的な比較可能性を向上するという観点を踏まえれば、グローバルな投資の対象となる市場において取引されている上場企業の連結財務諸表を対象とすることが適当であると考えられる。

強制適用の開始に当たって、米国で示されている案のように時価総額でみた規模に応じて段階的適用を進める方法がある。他方、段階的な適用を進める過程では、制度が複雑となり投資者等の財務諸表に対する理解が困難になるおそれがあること、IFRSに基づき適正な財務報告を実際に投資者に届けられるかどうかは必ずしも大きく変動する可能性のある時価総額による規模だけで判断できるとは限らないことなどを踏まえれば、IFRS

への移行が適当であると判断された場合に、実務対応上必要かつ十分な準備期間（少なくとも3年間）を確保した上で、上場企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行することが考えられる。いずれにせよ、強制適用を決定する際には、適切な移行の方法について、検討することが必要である。

③ 個別財務諸表の取扱い

上場企業の連結財務諸表へのIFRSの適用に加えて、上場企業の個別財務諸表（連結財務諸表を作成していない企業のものを含む。）へ適用することについては、強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある。

④ 非上場企業への任意適用の取扱い

非上場企業は、一般的に、上場企業に比してグローバルな投資の対象になっていないと考えられる。したがって、非上場企業に対し任意にIFRSでの財務報告を認めるかどうかについては、改めて検討される必要があるものと考えられる。

三 今後の対応に向けて（略）

平成21年6月開催の株主総会における 各種書類の準備に向けて —会社法施行規則の一部改正と株券の 電子化に伴う対応を中心として—

ディスクロージャー研究二部顧問 菊田 正夫

はじめに

平成18年5月1日に施行された会社法は本年で4年目に入り、会社法に基づく全面適用となる事業報告、株主総会参考書類の作成も3回目又は4回目を迎えることとなります。これまでも会社法施行規則や会社計算規則の一部改正がありましたが、平成20年4月1日に施行された改正は大規模なものではないものの、主に事業報告等における情報開示という点で補強された感があります。

また、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されたことから、各社の対応として注目すべき事項が多くあります。

そこで、平成21年の定時株主総会に向けての招集通知および株主総会参考書類、事業報告等について、現時点における株主総会の全体像を見渡し、弊社会社法セミナーで取り上げたことも含め、株主総会実務担当者の参考になると思われる点についてあらためて取り上げてみることにします。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りいたします。

1. 狭義の招集通知および株主総会参考書類

(1) 狭義の招集通知の作成上の留意点

狭義の招集通知の作成手続きについては各社とも、会社法・会社法施行規則の制定時以降数度経験し、実務も定着していることから特段の問題はありません。ここでは提供書類の一部省略（ウェブ開示）と議決権行使の電子投票（インターネット行使）につきまして説明いたします。

① 提供書類の一部省略（ウェブ開示）

提供書類の一部省略（ウェブ開示）を定款

に定めを置く会社にとっては、WEB開示（注）を利用して招集通知（広義）の記載を省略することができますが、現時点では少数の会社で実施されている程度です。

弊社での平成20年EDINET提出の招集通知による調査では、WEB開示をした会社は7社あり、そのうち6社が個別注記表と連結注記表のみのWEB開示でした。残りの1社は個別注記表と連結注記表のほか、事業報告の内容（社外役員に関する事項、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制、会社の支配に関する基本方針）のWEB開示を行いました。実施会社としては、富士電機ホールディングス、日本電気、東京電力などがあります。

（注）WEB開示は、株主に提供しなければならない「株主総会参考書類」・「事業報告」・「計算書類」・「連結計算書類」の一部又は全部について、招集通知を发出する時から株主総会の終了後3ヶ月が経過するまでの間、継続してインターネット上に掲載するとともに、そのアドレスを株主に通知することにより、株主への書面の提供に代えることができる制度です（会規94・133、計規161・162）。

② 議決権行使の電子投票（インターネット行使）

株主総会に出席できない株主が書面による議決権行使又は電磁的方法（以下「インターネット」といいます。）による議決権行使を行うことができる制度を採用する場合には、その旨を取締役会で決議し（会298①三、四）、招集通知に「当日に出席できない場合は書面又はインターネットにより議決権を行

使することができる旨」を記載することになります（会299④）が、電子投票を採用済みの会社は1,794社中376社と21.0%（前年比2.5ポイント増）（2008年10月全株懇アンケート結果より）となっており、引き続き増加傾向にあります。

(2) 株主総会参考書類（議案）の作成上の留意点

株主総会参考書類の作成手続きについては、各社とも、会社法・会社法施行規則の制定時以降数度経験し、実務も定着していることから特段の問題はないと思われます。

なお、今年特有のものとして、上場会社においては株券電子化に伴う定款変更があり注意が必要です。また、社外役員選任議案については、会社法施行規則による開示が定着しつつありますが、特に記載ミスが発生しやすい箇所ですので、これらの二点につきまして説明いたします。

① 株券電子化に伴う定款変更

決済合理化法が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に電子化されました。これに伴い、同法附則で、上場会社の定款においては「株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたもの」とみなされております（決済合理化法附則6①）が、このみなし定款変更が行われた場合でも、株主総会決議により形式的な定款変更を事後的に行うのが一般的であり、株券電子化後の最初の株主総会において、みなし定款変更部分を含む所要の変更を行うこととなります。そこで、各社の定款変更にあたっては、定款の記載事項は会社によって異なっていることから、定款変更議案の作成に際し、定款記載事項の見直しに遺漏がないよう留意が必要で

す。株券電子化に伴う定款変更の対象とはならない定款規定であっても、株券を発行する旨の規定の削除に伴う引用条文の条数の繰上げによる変更手当てが必要な場合がありますのでご注意ください。なお、定款変更モデルにつきましては、全国株懇連合をはじめ各証券代行機関からも公表されておりますが、弊社では全株懇モデルの新旧定款対照表案を用いて、定款変更議案の理由文を作成し、宝印刷モデルとして参考に供することといたしましたので下記のとおりご紹介いたします。

定款変更箇所は以下のとおりです。

- (1) 株券を発行する旨の規定を削除
- (2) 単元未満株券を発行しない旨の規定を削除。「株式取扱規程に規定した場合は単元未満株券を発行する」旨の規定を削除
- (3) 「実質株主」「実質株主名簿」についての定めを削除
- (4) 株券喪失登録簿、株券喪失登録の事務に関する定めを削除
ただし、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、株券喪失登録簿の作成・備置き等の株券喪失登録に係る事務が残ります（会221①）。その事務は株主名簿管理人が取り扱い、発行会社において当該事務を取り扱わないため、株券喪失登録に係る定め及びその有効期間についての経過措置の附則を新設します。
- (5) 株券を発行する旨の規定を削除することに伴う条数の変更

上記を踏まえた定款変更議案イメージは以下のとおりです。

株券電子化後最初の株主総会における定款変更イメージ（新旧定款対照表案は全株懇モデルをベースに記載）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同日の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第7条、第8条第2項、第11条第3項）

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨附則を設けるものであります。

- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条、第11条第3項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	(削除)
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (单元未満株式数および单元未満株券の不発行)	(单元株式数)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
2 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	(削除)
(单元未満株式についての権利)	(单元未満株式についての権利)
第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1	1
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
4	4
第10条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
第12条	第11条
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第40条	第39条
(新 設)	(附則)
	第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
	第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。

上記のほか、定款変更にあたり留意しなければならぬ事項は以下のとおりです。

A. 株主権行使の手続き

株券電子化後の株式取扱規程では、株主確認の手続きや少数株主権等の行使の手続き等、株主権行使についての手続きが中心となっていることから、株主に対し、株主権行使の手続きが株式取扱規程に定められていることを明確にするため、「株主権行使の手続きその他」が株式取扱規程に定め

られている旨を規定することが考えられます。

B. 手数料

買取請求及び買増請求における手数料は各社が独自に定めていますが、株券電子化に伴い、手数料を無料化した会社があり、その場合、定款における手数料の文言を規定しない（削除する）ことが考えられます。上記の場合の定款変更イメージは以下のとおりです。

(株主権行使の手続き・手数料についての定款変更イメージ)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

上記の株券電子化に伴う定款変更のほか、他に付議すべき定款変更（例えば、電子公告制度の導入など）がある場合には、それをも含めてひとつの議案として上程するのが一般的ですが、機関投資家からの反対が予想されるような定款変更を含んでいる場合には、株券電子化による定款変更議案とは別に、他に付議すべき定款変更を別議案として処理することも考えられます。

また、定款変更を行う際の開示等の留意点として次のものがあります。

上場会社の業務執行を決定する機関（取締役会等）が定款変更を決議した場合適時開示が必要になりますが、株券電子化に係るみなし変更及び株券電子化に伴う形式的な定款変更については、取締役会で決議（株主総会の議案の決定）した場合には、法令の改正に伴う変更であることから、適時開示における軽微基準に該当することとなり、任意開示事項となります（開示義務はありません。）（東京証券取引所平成20年10月15日東京証券取引所「株券電子化に伴う「みなし定款変更」に係る取扱い等について」ほか）。

もっとも、株券電子化の定款変更を取締役会で決議し適時開示（任意開示）した会社は、多数にのぼっています。適時開示を行う場合、株主総会承認後に行うのではなく、業務執行を決定する機関（取締役会等）が変更を決議した直後に行うこととされていますので注意が必要です（株主総会承認後ではありません。）。

また、定款変更後（株主総会終了後）は、証券取引所に対して、変更後の定款の提出義務があり、TDnetにより提出することとなります。

なお、株券電子化に係る定款変更により株式取扱規程（規則）を変更することとなった場合には、形式的な変更であっても証券取引所へ提出する必要があると思われます。この場合、定款と異なり、変更後の株式取扱規程を書面で提出することとなります。

② 社外役員の選任議案

取締役選任議案又は監査役選任議案の候補者に社外取締役候補者又は社外監査役候補者がいる場合には、こうした社外役員候補者の適格性、独立性を判断するにあたって参考となる事項を記載することとされています（会規74④・76④）。

平成19年5月決算会社からは、株主総会参考書類に記載すべき事項について会社法施行規則に定める各議案の記載が全面適用されていますが、全面適用後まだ一度も社外役員の選任を行っていない会社もありますので、社外役員候補者の法定記載事項の記載漏れに留意する必要があります。全面適用後に初めて社外取締役、社外監査役を選任する場合には、候補者本人や関係者に株主総会参考書類の記載事項を前提とした詳細なアンケート調査を書面送付又は面談により行うことが必要です。なお、補欠役員の選任議案の場合も同様です。

参考書類作成上のチェックポイントとしては、社外取締役の選任に関する議案では、会社法施行規則74条4項（社外監査役の選任では同規則76条4項）に規定する事項のうち特に以下の事項に該当するか否かを調査しておくことが必要です（会規74④）。

以下は、社外取締役選任議案の記載事項の一部です（会規74④一～三までは記載を省略）。

- ・ 過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令・定款の違反等が行われた事実を当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防行為と発生後の対応策の概要を含む。）（会規74④四）

☆「知っているとき」とは、会社が調査を行った結果「知っているとき」という意味であり、十分な調査を行わないで、「知らない」とすることを認めるものではないとされています。

- ・ 過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役の職務を適切に遂行することができるものと判断した理由（会規74④五）
- ・ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨（会規74④六）

(イ) 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。

(ロ) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。

(ハ) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに

準ずるものであること。

(ニ) 過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。

(ホ) 過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受（以下「合併等」という。）により、他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

- ・ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査役であるときは就任してからの年数（会規74④七）
- ・ 当該候補者と当該株式会社との間で責任限定契約を締結しているか又は締結する予定がある場合、契約内容の概要（会規74④八）
- ・ 上記各号について当該候補者の意見がある場合、その意見の内容（会規74④九）

2. 事業報告の作成上の留意点

昨年4月以降の決算会社の事業報告については、平成20年4月1日に施行された「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成20年法務省令第12号）（以下、「改正省令」といいます。）の影響を受けますので、その対応方法のほかその他の留意点につきまして以下に説明いたします。

なお、改正省令の変更点を考慮したモデルが、日本経団連および全国株懇連合会より決定・公表されていますので参考となります（「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」（平成20年11月25日・日本経団連）・「事業報告モデルの改正について」（平成21年2月6日・全国株懇連合会））。

(1) 「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」の影響を受ける事項（会規119条・121条・124条ほか）

改正省令により、平成20年4月以降の決算会社では、事業報告における役員報酬等の開示対象の範囲が変更されておりますので、以下、各項目ごとに説明いたします。なお、改正省令による改正後のものを「会社法施行規則」、改正前のものを「旧施行規則」と記載しています。

① 報酬開示の対象となる会社役員（「社外役員に関する事項」も含まれます。）の変更

平成20年3月期決算の会社までは、会社役員について「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたものに限る」という在任時期の限定（当該事業年度の開始の日後から直前の定時株主総会の終結の日までの間に退任した会社役員が含まれないという限定）が付されておりましたので、直前の定時株主総会の終結の日の翌日から事業年度末日まで在任していた役員が開示対象でしたが、その定義が氏名等の記載に限定されることになり（会規119二の括弧書きの削除と同121一の括弧書きの追加）、平成20年4月決算の会社からは、報酬等を開示する会社役員の限定がなくなりました。

会社法施行規則119条2号において旧施行規則では会社役員に関する事項全体をカバーするものとして、役員の範囲が明記されてい

ましたが、その範囲の規定が削除され、会社法施行規則121条1号に移ることになり、同規則121条1号では、会社役員とは、原則として、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたものに限る、という下線部分の規定が本条に移り、限定が適用される条項は、同規則121条の1, 2, 3, 8, 9の各号のみに限られることとなりました。結果、同規則121条4, 5, 6（以上、会社役員の報酬に関する記載事項）、7, 10の各号については役員の範囲が限定されないこととなり、対象範囲の役員には過去の在任者や、直前の定時株主総会日以前の在任者も含まれることとなります。

「会社役員に関する事項」の各記載事項の開示対象となる会社役員の範囲については、以下のとおりとなります。

記載事項	
I 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの	(会社役員に関する事項) (会規121) ○氏名 (一号) ○地位及び担当 (二号) ○他の法人等の代表状況 (三号) ○重要な兼職状況 (八号) ○財務及び会計に関する相当程度の知見 (九号)
	(社外役員に関する事項) (会規124) ○他の会社の業務執行取締役等との兼任状況 (一号) ○他の株式会社の社外役員を兼任している事実 (二号) ○特定関係事業者との親族関係 (三号) ○事業年度中の活動状況 (四号) ○責任限定契約の内容 (五号)
II 「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの」に限定されない会社役員	(会社役員に関する事項) (会規121) ○当事業年度に係る報酬等の総額 (四号) ○当事業年度に受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等 (五号) ○報酬等の額又はその算定方法の決定方針等 (六号) (委員会設置会社以外の会社では省略可能) ○当事業年度中の辞任又は解任に関する事項 (七号) ○その他会社役員に関する重要な事項 (十号)
	(社外役員に関する事項) (会規124) ○当事業年度に係る報酬等の総額 (六号) ○当事業年度に受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等 (七号) ○親会社等からの報酬等の額 (八号) ○社外役員の意見 (九号)

これにより、「会社役員に関する事項」において、開示対象となる会社役員は、「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの」に限定される記載事項と、この範囲に限定されない記載事項に大別されま

す。すなわち、「当該事業年度以前の事業年度においてすでに退任している会社役員についても開示の対象となりうる点に留意する必要があります（たとえば、当該事業年度以前に退任していた会社役員に対して、当該事業年度になって退職慰労金を付与した場合等においても、事業報告での開示が必要となる場合がある）」（奥山健志「改正会社法施行規則による事業報告の作成はこうする」旬刊経理情報No.1186 42頁）ので、前事業年度に退任した役員に当事業年度に報酬等を支払っている場合には、当該役員についても記載する必要があります。

開示対象となる会社役員の範囲が限定されない記載事項については、各記載事項において開示が要求されている内容を勘案しながら会社役員の開示対象を考えていくこととなります。

② 会社役員（社外役員を含む。）の報酬等の明確化

会社法施行規則では、従来どおりの「当該事業年度に係る会社役員の報酬等」（会規121四）に加えて、事業年度との対応関係

がない報酬等の開示が明確化され、「当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等」（会規121五）の規定が新設されています。

以下には、「当該事業年度に係る会社役員の報酬等」と「当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等」に区分けして説明いたします。

A. 当該事業年度に係る会社役員の報酬等（会規121四・124六）

会社法施行規則では、当事業年度に係る会社役員の報酬等に関して、改正前と比べて、開示対象となる会社役員（社外役員を含みます。）の範囲が変更（前述のとおり）されたほか、改正省令により、会社役員ごとの総額に加えて、会社役員の員数（取締役、監査役、執行役の区分ごと）を記載することが明確になりました。また、「社外役員」の員数も記載することが明確になりましたが、「会社役員」と異なり、総数の員数のみの記載が求められています。これらは、改正前も記載していた内容でしたので対応済みといえるかと思えます。

以下は、会社役員の報酬等の欄の従来からの基本的なイメージですが、この記載に関して、前記の①報酬開示の対象となる会社役員についての改正点を補足していくこととなります。

（従来の基本的なイメージ）

（2）取締役及び監査役の報酬等の額		
区 分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	○名 （○名）	○○○百万円 （○○百万円）
監査役 （うち社外監査役）	○名 （○名）	○○○百万円 （○○百万円）
合 計	○名	○○○百万円

（注）1. 上記支給額には、平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会において決議予定の役員賞与○百万円（取締役○百万円、監査役○百万円）を含んでおります。

2. 上記支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（○百万円）を含んでおります。

3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額○百万円（取締役○百万円、監査役○百万円）を含んでおります。

4. 上記支給額のほか、平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会決議に基づき、退任取締役○名に対して○○○百万円（うち社外取締役○名 ○○百万円）、退任監査役○名に対して○○○百万円（うち社外監査役○名 ○○百万円）を支給しております。

5. 上記支給額のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は○百万円です。

※（注）4.については、（注）3.を記載した場合には、改正省令前までは記載されないことが一般的でした。

役員報酬等の記載対象者については、会社法施行規則121条4号で求められる「当該事業年度に係る会社役員の報酬等」に関し、在任期間の限定がなくなったため、対象者の範囲が原則として「当該事業年度の開始の日から事業年度の末日」までとなります。すなわち、対象者には直前の定時株主総会の当日まで在任していた役員も含まれることとなりますので、会社法施行規則121条1項により記載される「取締役及び

監査役の氏名等」の員数よりも「取締役及び監査役の報酬等」の欄に記載される員数のほうが多くなることがあります。そのため、記載事例では、脚注で退任者があった旨を記載する例がみられたりします。また、無報酬の役員がいることを示す脚注の事例もあります。

この影響を受けての「取締役及び監査役の報酬等の額」の記載事例は以下のとおりです。

(支給人員に前定時株主総会の終結時をもって退任した会社役員を含めている旨説明している例)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○○百万円)
監査役 (うち社外監査役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○○百万円)
合 計	○名	○○○百万円

(注) 1.
 2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役○名及び監査役○名を含んでおります。

(当事業年度中に退任した会社役員がいる場合で、かつ無報酬の会社役員がいる場合の例)

(注) 1. 上記には、退任した取締役○名の報酬等の額を含んでおり、無報酬の社外取締役○名分は含んでおりません。
 2.

(当事業年度中に退任した会社役員がいない場合で、無報酬の会社役員がいる場合の例)

(注) 1.
 2. 期末現在の人員数は取締役○名、監査役○名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役○名、監査役○名がそれぞれ在任していることによるものであります。

B. 当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等（会規121五・124七）

改正省令により新設された記載事項ですが、事業年度との対応関係がない報酬等として退職慰労金等が考えられます。「当該事業年度において受けた」とは、現に支給されたこと（支給ベース）、例えば前回の定時株主総会の決議に基づき支給された退職慰労金が該当し、「受ける見込みが明らかとなった」とは、支給予定額が当該事業

年度中に明らかになったこと（決定ベース）、例えば定時株主総会の決議に基づく支給予定の退職慰労金が該当します。在任期間の限定がないため、過去の在任役員で現任でない者であっても、当該事業年度に支給した報酬等や、当該事業年度において支給見込み額が明らかとなった報酬等も記載対象となります。

なお、このような報酬等に「会社法施行規則121条4号により記載する報酬等」と「当該事業年度前に係る事業報告の内容と

した報酬等」が含まれている場合には、重複開示となるため会社法施行規則121条5号で記載すべき報酬等はそれらの報酬等を除くこととされています（会規121五括弧書き、124七括弧書き）。（後記、(d)の項目に詳述）

したがって、当該事業年度に対応する退職慰労金の額が定まっている場合、例えば、会計上、退職慰労引当金を各事業年度に対応して計上している場合には、当該金額は同規則121条4号に規定する報酬として開示されていれば、当該支給額又は支給予定額についての記載は不要です（従来の基本的なイメージ(前掲)の脚注の3.参照）。

以下には、当事業年度との対応関係がない報酬等で当事業年度中に支給したもの又は当事業年度中に支給予定額が明らかとなったものについて、「当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等」（会規121五・124七）の記載方法および記載事例を取り上げます。

なお、記載方法としては、次の二方法が考えられます。

- ①「当事業年度に係る会社役員の報酬等」について説明する項目（「取締役及び監査役の報酬等の額」）のみ設けて、注記で「当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等」について説明する方法（従来どおりの方法）
- ②「当事業年度に係る会社役員の報酬等」を記載する項目とは別項目を設けて記載する方法

現状では①の記載方法により記載するのが一般的です。

以下は、ケース毎の事例です。

- (a) 当該事業年度に支払った退職慰労金がある場合

旧施行規則118号1号に基づく開示事項として取扱われてきた退職慰労金の支給ですが、今後は会社法施行規則121条5号（社外役員の場合、124条7号）の報酬として開示することとなります。

なお、本規定においては、対象となる会社役員について在任期間の限定が付されていませんので、すでに役員でなくなった者も含まれることとなります。

(当事業年度に決議し支給した役員退職慰労金がある場合に注記で説明する例)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○○百万円)
監査役 (うち社外監査役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○○百万円)
合 計	○名	○○○百万円

(注) 平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会決議に基づき、退任取締役○名に対して○○○百万円（うち社外取締役○名 ○○百万円）、退任監査役○名に対して、○○○百万円（うち社外監査役○名○○百万円）を支給しております。

(別項目(当事業年度に支払った役員退職慰労金)を設けて記載している例)

③取締役および監査役の報酬等の額

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	○	○○○
(うち社外取締役)	(○)	(○○)
監査役	○	○○○
(うち社外監査役)	(○)	(○○)
合 計	○	○○○

(注) (略)

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・ 取締役○名に対し ○○百万円(うち社外取締役○名 ○百万円)
- ・ 監査役○名に対し ○百万円(うち社外監査役○名 ○百万円)

(b) 当該事業年度において受ける見込みの額が明らかとなった報酬等株主総会に付議予定の退職慰労金議案がある場合においては、支給予定が明らか

かとなった報酬額を受取る見込みの額が明らかとなった報酬等として記載することがあります。記載事例はまだ少数にとどまっています。

(当事業年度に係る会社役員の報酬等を記載する項目において注記するイメージ)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	○名	○○○百万円
(うち社外取締役)	(○名)	(○○百万円)
監査役	○名	○○○百万円
(うち社外監査役)	(○名)	(○○百万円)
合 計	○名	○○○百万円

(注) 上記のほか、当事業年度において受け又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額は次のとおりであります。

- ・ 平成20年○月○日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金
取締役○名 ○○百万円(うち社外取締役 ○名 ○百万円)
監査役○名 ○○百万円(うち社外監査役 ○名 ○百万円)
- ・ 平成21年○月○日開催の定時株主総会決議に基づき支給予定の役員退職慰労金
取締役○名 ○○百万円(うち社外取締役 ○名 ○百万円)
監査役○名 ○○百万円(うち社外監査役 ○名 ○百万円)

(c) 役員退職慰労金の打切り支給議案を承認済みの場合の役員退職慰労金の記載

役員退職慰労金の打切り支給議案を承認済みの場合で、退任役員に対し役員退職慰労金の支給があった場合には、当事業年度との対応関係がない報酬等で当事業年度中に支給したものに該当することとなり、「当該事業年度において受け、

又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等」として記載することとなります(会規1215・1247)。

したがって、前年の株主総会決議に基づき退職慰労金を記載する方法と同様の方法により記載します。

(過年度の総会で役員退職慰労金制度を廃止して当事業年度に支給実績がある場合の例)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額		
区分	人数	報酬額
取締役	○名 (うち社外○名)	○○○百万円 (○百万円)
監査役	○名 (うち社外○名)	○○○百万円 (うち社外○○百万円)
合計	○名	○○○百万円

(注) (略)

3. 平成○年○月○日開催の第108期定時株主総会をもって退任した監査役1名には、平成△年○月○日開催の第106期定時株主総会で決議した役員退職慰労金の打切り支給に基づく退職慰労金○○○百万円を支給しております。

また、今後増加していくと思われませんが、過去に役員退職慰労金の打切り支給決議を行い、当該決議により支給される未払残高を開示する事例があります。

(当事業年度の支給実績と過年度の総会で役員退職慰労金制度を廃止して当事業年度に支給実績がある場合の例)

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額	
取締役○名	○○○百万円 (うち社外○名○○百万円)
監査役○名	○○○百万円 (うち社外○名○○百万円)

(注) (略)

2. 当社は、平成17年○月○日開催の第○回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、第○回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。当該決議に基づき、上記支給額に含まれない退職慰労金として、当期中に退任した取締役のうち1名に対し○百万円および社外監査役○名に対し○百万円支給しております。

また、当該決議に基づく今後の退職慰労金支給予定額の総額は、当期末現在、次のとおりであります。

取締役○名 ○○百万円
監査役○名 ○○百万円 (うち社外○名○百万円)

(過年度の総会で役員退職慰労金制度を廃止して支給される予定額について記載している例1)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	○名	○○○百万円
監査役 (うち社外監査役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○○百万円)
合 計	○名	○○○百万円

(注) (略)

3. 上記以外に、平成○年○月○日開催の当社第○回定時株主総会において、役員退職慰労金支給制度廃止に伴い、打ち切り支給が承認可決され、今後、実際の退任日に支給されます。その支給予定金額は取締役○名で○○,○○○千円、監査役○名で○○,○○○千円(うち社外監査役○名で○○,○○○千円)となっております。

なお、当該合計額の○○,○○○千円は、未払金としてすでに計上済みとなっております。

(過年度の総会で役員退職慰労金制度を廃止して支給される予定額について記載している例2)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○百万円)
監査役 (うち社外監査役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○○百万円)
合 計	○名	○○○百万円

(注) (略)

3. 上記表の報酬のほか、平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額総額○○○百万円(取締役○名 ○○○百万円、監査役分○名 ○○百万円(うち社外監査役○名 ○百万円))は、それぞれの退任時に支給いたします。

(過年度の総会で役員退職慰労金制度を廃止して支給される予定額について記載している例3)

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支払総額
取締役 (うち社外取締役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○百万円)
監査役 (うち社外監査役)	○名 (○名)	○○○百万円 (○○百万円)

(注) (略)

3. 上記支払総額のほか、平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、取締役○名に対し総額○○,○○○,○○○円(うち社外取締役○名に対し総額○○,○○○,○○○円)及び監査役○名に対し総額○○,○○○,○○○円(うち社外監査役○名に対し総額○○,○○○,○○○円)を各人の退任時に支払うこととしております。これにより、当該打ち切り支給対象者で、平成○年○月○日開催の第○回定時株主総会終結の時をもって退任する取締役○名に対し総額○○,○○○,○○○(うち社外取締役○名に対し総額○○,○○○,○○○円)及び監査役○名に対し総額○○,○○○,○○○円をそれぞれ支払う予定であります。

- (d) 役員退職慰労金の支給額又は支給予定額として開示した金額に、「当事業年度に係る報酬等」として開示した金額及び当事業年度より前の事業年度において開示した金額が含まれている場合（前記のB. (a) ~ (c) に共通）

当事業年度中に会社役員に対して役員退職慰労金を支給した場合、又は当事業年度中に会社役員に対する役員退職慰労金の支給予定額が明らかとなった場合は、「当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等」として、当該役員退職慰労金の支給額又は支給予定額について記載することとなります。

ただし、当該支給額又は支給予定額

が、「当事業年度に係る報酬等」として開示した額及び過年度の事業報告において役員退職慰労引当金等の額として開示した内容と重複する場合は、当該支給額又は支給予定額についての記載は不要となります。

しかし、当該支給額又は支給予定額が当事業年度及び過年度の事業報告において開示した金額の合計額を超える場合は、当該支給額又は支給予定額の超過分について開示が必要となりますので、留意が必要です。

当該支給額又は支給予定額が当事業年度及び過年度の事業報告において開示した合計額を超える場合の記載方法としては、次の3つに大別することができます。

- ① 役員退職慰労金の支給額又は支給予定額の総額のみ開示しているもの
- ② 役員退職慰労金の支給額又は支給予定額の総額を開示し、当該総額のなかに「当事業年度に係る報酬等」として開示した額及び当事業年度より前の各事業年度に係る事業報告において役員退職慰労金の支給予定額（役員退職慰労引当金繰入額を含む。）として開示した金額を含む旨明示するもの
- ③ 役員退職慰労金の支給額又は支給予定額から、「当事業年度に係る報酬等」として開示した額及び当事業年度より前の各事業年度に係る事業報告において役員退職慰労金の支給予定額（役員退職慰労引当金繰入額を含む。）として開示した金額を除いた金額を開示するもの

現状では簡単であることから①の記載例が多く見受けられます。②および③については、会社法施行規則121条5号括弧書き及び124条第7号括弧書きに基づき除かれる部分を明示する方法です。例えば、支給額を「当事業年度に支払った退職慰労金」から「当事業年度の内容とした報酬等」と「過年度の事業報告の内容として報酬等」を控除した上で記載す

ることや、実際に支払った退職慰労金の額の記載に加えて、さらに「当事業年度の内容とした報酬等」と「過年度の事業報告の内容として報酬等」を脚注で既開示である旨を記載する事例が見受けられますが、分かりにくさもあり、少数にとどまっています。

なお、上記の②③の事例は以下のとおりです。

（脚注で既開示額が含まれている旨説明している例1）

③取締役および監査役の報酬等の額

- i) 当事業年度に係る報酬等の総額

（略）

- ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会決議に基づき、同総会終結のときをもって退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・ 取締役〇名に対し 〇〇百万円（うち社外取締役〇名 〇百万円）
- ・ 監査役〇名に対し 〇百万円（うち社外監査役〇名 〇百万円）

※上記には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に計上した退職慰労引当金、取締役分〇百万円、監査役分〇百万円（うち社外監査役〇名 〇百万円）が含まれております。

(脚注で既開示額が含まれている旨説明している例2)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

(略)

4. 平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会決議に基づき、退任取締役〇名に対し、役員退職慰労金〇〇千円を支給しております。なお、この金額には、前事業年度および当事業年度の事業報告に記載した、各年度の当該退任取締役〇名に係る役員退職慰労引当金の増加額〇〇千円が含まれております。

(脚注で既開示額が含まれている旨説明している例3) (金額は明示せず)

②取締役および監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

(略)

(2) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

(略)

・ 取締役〇名に対し 〇〇〇〇千円

(上記の金額には、上記(1)及び過年度における退職慰労引当金の繰入額が含まれております。)

(脚注で既開示額を除いた額を記載している例)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

(注)

(略)

4. 平成〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会決議に基づき、退任取締役〇名、退任監査役〇名に対し、前事業年度および当事業年度の事業報告に記載した各年度の役員退職慰労引当金を除いて、役員退職慰労金をそれぞれ〇百万円、〇百万円支給しております。

③ 親会社又は当社の親会社の子会社の役員を兼任している場合に親会社又は当社の親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額 (当社に親会社がない場合は、当社の子会社の役員を兼任している場合に子会社から受けた役員報酬等の総額)

当社に親会社がある場合、社外役員が親会社又は当社の親会社の子会社 (当該親会社が会社でない場合におけるその子会社に相当するものを含む) の役員を兼任している場合は、

当事業年度中に当該親会社又はその子会社から受けた役員報酬等の総額を記載しますがここまでは、改正前と同様です。

改正省令により、当社に親会社がない場合であっても、社外役員が当社の子会社の役員を兼任している場合は、当社の子会社から受けた役員報酬等の総額を記載することとなりましたので、留意が必要です (会規124八)。

当該報酬等の記載事例としては、以下のとおりです。

(親会社がない場合において、当社の子会社からの役員報酬を記載している例)

4. 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額	当社の子会社からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	〇名	〇〇,〇〇〇千円	〇〇,〇〇〇千円

④ 当事業年度中に辞任又は解任された会社役員に関する事項（会規121七）

当事業年度中に辞任又は解任された会社役員に関する事項の対象となる役員は、「直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの」に限定されない会社役員とされたことから、当事業年度中の直前定時株主総会日以前に在任していた会社役員も含まれ、当事業年度の期首から直前の定時株主総

会の日までに辞任又は解任された役員についても該当することとなりました。また、当事業年度中に辞任又は解任（総会決議によって解任されたものを除く。）された役員の意見や理由の記載において、会社法345条の準用の明確化が図られています。

以上を踏まえての「取締役及び監査役」の欄の注記での記載事例は以下のとおりです。

（辞任した役員を注記で説明する例）

1. 監査役のうち〇〇〇〇及び〇〇〇〇の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役のうち〇〇〇〇及び〇〇〇〇の両氏は、金融機関において財務分析及び融資判断業務の経験・実績を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役〇〇〇〇氏は、平成20年4月30日付にて辞任により退任いたしました。また、監査役△△△△氏は、平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
4. 取締役〇〇〇〇氏は、平成21年2月20日付にて辞任により退任いたしました。

※上記は、事業年度末を3/31、前定時株主総会を20/6/27とします。

（事業年度中に退任した取締役の氏名、地位、担当等について別表を設けて記載している例）

（注）1. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当および他の法人等の代表状況	退 任 日
取 締 役	〇〇〇〇	〇〇統括本部長	平成〇年〇月〇日

なお、取締役〇〇〇〇は、辞任による退任であります。

（2）事業報告におけるその他の留意すべき記載事項

① 発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主の氏名又は名称及び当該株主の有する当該株式会社の株式数

会社法施行規則119条3号に規定する「会社の株式に関する事項」とは、同規則122条に定められており、「自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主（以下、大株主といいます。）の氏名又は名称及び所有株式数等」ならびに「その他株式に関する重要な事項」となっています。

一昨年5月までの株主総会までは、会社法施行規則の規定に従い、同規則122条1号に定める主要株主だけを記載する事例が多く見受けられていましたが、昨年6月総会会社（資料版商事法務297号）では法令に従って記載した会社は20.8%となり（うち該当が

ない旨を表示した会社2.9%を含む。）、大株主を含む上位7名～10名の株主を記載した会社が多数に達したことが判明しています。

また、平成20年10月の全国株懇連合会「株主総会等に関する実態調査集計表」によっても同様の傾向がみられ、1,796社中、「10%以上の株主のみ記載（10%以上の株主がない場合は記載しない）」が387社（21.6%）、「上位7～10位程度の株主を記載」が1,366社（76.1%）、「その他」43社（2.4%）であり、法定事項以上の開示をする会社の割合が多くなっています。前回調査との比較では、「10%以上の株主のみ記載（10%以上の株主がない場合は記載しない）」は4.5%減、「上位7～10位程度の株主を記載」は2.2%増となっています。なお、上位10名程度の株主名を記載する場合には、「大株主」とするのが一般的です。

② 会社の体制及び方針の改定（反社会的勢力への対応・財務報告に関する内部統制）

昨年の事業報告での内部統制システムの内容として、「反社会的勢力への対応」につき記載する会社が増加しました。これは、各証券取引所も反社会的勢力排除のための取り組みを行っており、例えば東京証券取引所は平成20年2月6日に有価証券上場規程を一部改正し、上場会社に対して反社会的勢力排除に向けた体制整備についての内容を反映したコーポレートガバナンス報告書を同年4月30日までに提出することを求めたことに因ります。

会社法では反社会的勢力への対応を事業報告に記載すべき旨の規定はありませんが、各証券取引所の要請を踏まえ、「反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方」も内部統制システムの内容として取締役会決議し、事業報告での内部統制システムの概要の一部として記載したことが考えられます。昨年6月総会で反社会的勢力についての記載があった会社は1,991社中545社（27.4%）という結果でした（資料版商事法務No299 110頁）。

記載例としては、①内部統制システムの各項目の内容として記載する例、②内部統制システムの中の独立した項目として記載する例、③完全に独立した項目として記載する例が存在します。

以下は、記載事例です。

②反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力排除に関して下記のとおり基本方針を取締役に於て決議いたしております。

私たちは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては外部専門機関と連携をとり毅然と組織として対応します。

(2) 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

また、内部統制システムについては、金融商品取引法に基づき、財務報告に関する「内部統制報告書」の作成が平成20年4月1日以降に開始する事業年度から求められており、これに伴い、内部統制システムに「財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制」を設置する動きもみられます。昨年6月総会の事業報告で財務報告についての記載があった会社は1,991社中427社（21.4%）という結果でした（資料版商事法務No299 110頁）。

以下は、記載事例です。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制体制を整備し運用する。

⑩財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の重要性を理解し、財務報告の適正性を確保するため、関連諸規程類を整備するとともに内部統制の体制強化と有効性向上を図ることとする。

3. 計算書類、監査報告

(1) 株主資本等変動計算書の書式

平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書等をEDINETへ提出する場合、財務諸表をXBRL形式により提出することになりました。これに伴い、株主資本等変動計算書の書式が、金融商品取引法による財務諸表での書式において、従来の横並び形式から縦並び形式に変更されました。一方、会社法下での株主資本等変動計算書の書式におきましては特

に規定がなく、各企業の実態により、適当と考えられる表示方法が認められています。そこで、横並び形式から縦並び形式へ変更すべきかどうか検討することが考えられます。これにつきましては経団連モデルに説明がなされており、いずれの形式でも考えられるとしております（「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改定版）」35頁）。

以下は、経団連モデルの解説です。

【記載上の注意】

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 会社法上、株主資本等変動計算書の様式は規定されておりませんが、XBRL導入後の有価証券報告書に含まれる株主資本等変動計算書の様式に準じて、縦並び形式で作成することも考えられます。

(2) 監査役会（又は監査委員会）の監査報告書の書式

昨年の統計では、監査役会（又は監査委員会）の監査報告書の作成方法として、事業報告・計算書類・連結計算書類についてすべて一体化する方法が82.7%にのぼっており、一昨年の統計に比べて7.5ポイント増加しました。

事業報告・計算書類・連結計算書類についてすべて一体化	1,333社	82.7%
事業報告・計算書類について一体、連結計算書類は別途	200社	12.4%
事業報告、計算書類、連結計算書類それぞれ別	53社	3.3%
その他	26社	1.6%
合 計	1,612社	100.0%

出典：全国株懇連合会「株主総会等に関する実態調査集計表（平成20年10月）」

4. 各種書類に記載ミス等が発生したときのWEB修正について

「株主総会参考書類」「事業報告」「計算書類」「連結計算書類」に、招集通知発送後に修正事項が生じた場合、修正後の事項の周知方法を、招集通知と併せて株主に通知することで、招集通知発送後から株主総会日の前日までに修正すべき事項が生じた場合にその方法により修正することができます（会規65③・133⑥、計規161⑦・162⑦）。

周知方法にインターネットを利用する場合（以下、WEB修正といいます。）が一般的ですが、修正事項が生じた場合は修正した事項をウェブサイトに掲載することによって、WEB修正ができます。当該修正により修正可能な事項は、原則とし

て、誤字・脱字等軽微な修正、ならびに議案の撤回、役員候補者の急逝等、議題・議案の縮小を伴う変更において可能と考えられています（「定款変更議案を除く株主総会参考書類の作成の実務」旬刊商事法務1828号45頁）。なお、修正事項が発生した場合の参考文献として、旬刊商事法務1834号「WEB修正の実務対応」があります。

『旬刊商事法務1850号 株主総会白書2008年版』の調査結果によると、WEB修正を採用していると回答した会社は95.7%で、前年比2.2ポイント増となっています。

また、招集通知に何らかのミス等が発見された会社数は、同調査結果では、一昨年は610社（回答会社全体の31.3%）、そのうちWEB修正を実

施した会社は325社（ミスあり会社の53.3%）でしたが、昨年は、460社（回答会社全体の23.9%）、そのうちWEB修正を実施した会社は266社（ミスあり会社の57.8%）でした。ミス等が発見された会社数が昨年減少した理由として、一昨年の会社法全面適用から二度目の招集通知の作成であり慣れてきたことが考えられます

が、開示事項等が多いことからのミスや理解不足によるミスが考えられますので引き続き注意が必要です。

なお、各社における招集通知にミス等が発見された場合の対処方法は次表のとおりであり、万一ミスが発生した場合の対応としての参考となります。

招集通知にミス等が発見された場合の対処方法（調査対象1,962社）（重複回答）（該当なし1,342社を除く）『旬刊商事法務1850号 株主総会白書2008年版』

	社数	百分率	前年比
作成し直して送付	109社	(23.7%)	(+0.7ポイント)
再送した	1社	(0.2%)	(+0.2ポイント)
貼紙で訂正	2社	(0.4%)	(+0.3ポイント)
訂正文を同封	18社	(3.9%)	(-2.0ポイント)
訂正文を別送	12社	(2.6%)	(-1.2ポイント)
総会当日に訂正文を配布	141社	(30.7%)	(+5.8ポイント)
総会場で口頭訂正	90社	(19.6%)	(-1.9ポイント)
軽微なので対処せず	58社	(12.6%)	(-4.3ポイント)
HPに修正事項を掲載	266社	(57.8%)	(+4.5ポイント)
その他	8社	(1.7%)	(-0.9ポイント)
無回答	2社	(0.4%)	(+0.1ポイント)

次に、ミス等によるWEB修正を実施した場合の株主総会での運営についてですが、株主があらかじめWEB上の修正事項を見ていないことが考えられるため、総会当日に役員から修正内容の報告を行うか受付で正誤表を交付するなどの対応が無難な方法と思われます。また、総会での役員からの修正内容の報告に代えて、総会開始前の時間帯に司会者（事務局員など）より修正内容の報告を行うことも考えられます。

なお、作成ミスをなくす方法としては、特別の方法があるわけではありませんが、招集通知の校正計画をあらかじめ立てた上で関係者が責任をもって校正作業等を進めていくことが必要です。ま

た、計数や文章の変更が行われた場合には、その経過記録を明らかにしておくことで転記などの確認が容易になります。

以下の表は、招集通知の校正回数を示した統計（株主総会白書2008年版）ですが、4回～6回が中心となっています。なお、昨年は全面適用後2年目であったためか、校正回数が減少していました。特に、「5校」「6校以上」という回答が大きく減少しています。これは、会社法全面適用という一昨年の調査結果が異常値を示していたのかも知れませんが、ミスは慣れた頃に発生し易くなることが多いですから引き続き注意が必要です。

招集通知の校正回数『旬刊商事法務1850号 株主総会白書2008年版』

	社数	百分率	前年比
1校	95社	(4.8%)	(+2.0ポイント)
2校	147社	(7.5%)	(+3.2ポイント)
3校	512社	(26.1%)	(+3.6ポイント)
4校	392社	(20.0%)	(+0.6ポイント)
5校	417社	(21.3%)	(-4.0ポイント)
6校以上	357社	(18.2%)	(-5.2ポイント)
無回答	42社	(2.1%)	(-0.2ポイント)

会社法

ミス等が発生しないことを願いますが、発生した際におけるWEB修正を実施する場合の事例は以下のとおりです。

(連結計算書類をWEB修正した場合に、ウェブサイトに掲載する修正事項の例)

	平成〇年〇月〇日		
株 主 各 位	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
「第〇回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正に関するお知らせ			
平成〇年〇月〇日にご送付申し上げました「第〇回定時株主総会招集ご通知」の提供書面の一部に訂正を要する箇所がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。			
記			
【正誤表】 (訂正部分には__を付して表示しております。)			
頁	箇所	誤	正
〇〇	連結株主資本等変動計算書の評価・換算差額等合計の平成〇年〇月〇日残高(千円)	0,000,000,000	0,000,000,000
以上			

(株主総会参考書類をWEB修正した場合に、ウェブサイトに掲載する修正事項の例)

	平成〇年〇月〇日
株 主 各 位	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇
「第〇回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について	
平成〇年〇月〇日付で株主の皆様にご送付いたしました「第〇回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部修正すべき点がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。	
記	
株主総会参考書類 第〇号議案 監査役〇名選任の件 (注) 〇 (〇ページ)	
(下線_は修正部分であります)	
誤	正
社外取締役候補者の選任理由について	社外監査役候補者の選任理由について
以上	

5. その他

(1) 株券の電子化に伴う少数株主権の行使の場合の対応

株券電子化後における株主名簿閲覧謄写請求権（会125㉔）、株主代表訴訟提起権（会847①）や株主提案権（会303、305）、株主総会招集請求権（会297）等の権利行使については、株券電子化前のように株主名簿の記載状況を基準として権利者を確定するのではなく、個別株主通知（「社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）154条3項の通知をいいます。）の制度により、振替口座簿の記録を基準として権利行使を認めることとなります。つまり、会社は、株主からの請求に基づいて作成される個別株主通知により株主資格や継続保有等の確認を行うこととなります。また、株券電子化前と異なり、株主名簿に記録されていない加入者も個別株主通知により権利行使することができることとなります。

具体的な株主からの請求にあたっては、権利行使の請求書のほか、株主本人であることを証明する資料を会社に対して提出してもらうことが考えられます。また、株主は、個別株主通知が会社（株主名簿管理人）に到達した日から4週間（注）を経過する日までに当該請求を行う必要があります（振替法154㉔、社債、株式等の振替に関する法律施行令40）。

なお、事業報告、計算書類及び定款等のEDINETを通じたの開示済み書類についての請求の場合は、株主からの個別株主通知の添付は不要と考えられます。

また、全国株懇連合会では、株券電子化への実務対応として、株主提案権等の権利行使に関する「株主本人確認指針」や「少数株主権等行使対応指針」を公表していますので参考となります。

（注）「社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成21年3月23日に公布され、即日施行されたことから、振替法154条2項で定める個別株主通知の有効期間が「2週間」から「4週間」となりました。

(2) 定時株主総会後の事業報告書の株主メモ欄の変更

事業報告書の株主メモ欄の記載については、株券電子化への移行に伴い、株主名簿管理人の取次所を廃止したこと、特別口座の口座管理機関が設置されたこと、株券電子化に伴う照会先の変更などを記載することが予想されます。各証券代行機関からは、会社に対してモデル案が提供されることとなると思いますが、これまでの各社それぞれの書式に合わせながら、工夫も加え作成していくことになろうと思います。

以 上

会社法施行規則等の新しい改正について

「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成21年法務省令第7号）」が平成21年3月27日に公布され、同年4月1日に施行されました。同改正につきましては、附則による経過措置により、事業報告については平成21年4月決算から適用され、また、株主総会参考書類については同じく平成21年4月決算の定時株主総会から適用されます。なお、平成21年3月決算会社への影響はありません。

会社法コラム第38回 荒れる株主総会も想定すべきか

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼 重和

株価の異常な下落は異常な株主総会を招くか

昨年9月のリーマンショック以来、金融危機から始まり、いまでは、実体経済が急速に悪化している。まさに、クレジットバブルの崩壊で、世界経済が100年に1度の危機的状況にある。そのため、日本でも、株価の下落傾向は続き、株価が底を打ったとはいえない状況にある。現在の日経平均株価は、7,000円から8,000円余のボックス圏の中で上下しているが、実体経済の影響如何によっては、7,000円を割り込む可能性も指摘されている。

このような状況の中で、株主総会が開催されると、その出席者のほとんどが一般株主であり、その中には、昨年来の株価の大幅な下落で、大きな含み損を抱えて相当な程度の経済的な痛みを負っている者も多いと想定される。そうであれば、株価下落の程度の高い会社の株主総会は、程度の差はあれ、不満を抱いた株主が多数出席する中で開催される。

このような総会場は、ある意味では、通常の潜在的に経営者を支持する雰囲気ではなく、むしろ、経営者への不満・批判が潜在化した雰囲気にあると理解すべきであろう。そのため、株主総会の議事運営において一般株主の反発を受けることがあれば、一気に会場の雰囲気は一種の敵対的なものが顕在化するものとなる可能性がある。さらに、場合によっては、一般株主の中から、激情的な行動に出るものが現れないともかぎらない。とくに、総会準備段階で、総会担当者に電話等で接触する際に、異常な兆候が現れているような場合は、そのような激情型の者が株主総会に出席する可能性があるかと捉える必要がある。このような場合には、議長席めがけて物を投げる者、あるいは、議長席に近づき詰め寄ろうとする者、集団的に騒ぐ者等が出てくる可能性がある。

加えて、今回の経済危機の中、会社の存続を図るため、ある程度の規模で正社員等のリストラを実施した会社では、当該リストラ対象になった元社員等の株主が怒りを発散させるために、ある程度の人数で総会場に来場する可能性も否定できない。その上、

一般株主が経営者の側に立たない雰囲気を利用しようとして、一般株主の不満・批判を顕在化させようとする特殊株主や愉快犯的な株主が登場する可能性も否定できない。

以上のように、異常に株価が下落した中で開催される株主総会では、株主総会の議事運営状況如何によっては、このように異常なことが起こりえるのである。まさに、異常な株価が異常な株主総会を招来する可能性があるのである。繰り返しになるが、物を投げる、議長席に詰め寄ろうとする、集団的に騒ぐ等の行動を起こさなくても、異常な株価である場合には、一般株主の質問・意見等の発言も激しいものが想定されるし、質疑応答を聞いている他の一般株主も、議長・答弁担当役員に批判的な反応を示すこともありえる。

たとえば、発言株主が業績の低迷の原因となった部門を担当している取締役に対し説明を求めているときに、議長が別の答弁担当役員を指名して答えさせる場合には、質問をする株主ばかりでなく、他の一般株主もブーイングをする可能性がある。また、答弁に立った役員が、重要な経営に関する質問に対し、想定問答集を読み上げるような説明をすると、それを聞かされる一般株主はその説明に納得できないことも多く、会場の雰囲気が経営陣に批判的なものになる可能性がある。

以上のように、異常な株価の下での株主総会では、会社の事情によっては、株主総会の運営について、昨年の株主総会の運営とは異なる点に配慮することが必要となる。本稿は、この点を中心に述べることにする。

危機管理型の株主総会運営

かつて、多数の総会屋が総会運営を妨害することに対応する策として、会社主導型株主総会が行われた。議長の議事整理権という総会運営におけるオールマイティーな権限を最大限に生かし、同時に、多

数派株主の支持を背景として、株主総会の運営に工夫をし、その工夫を生かすための準備としてのリハーサルが重視されたのである。

今年の株主総会でも、基本的にはIR型株主総会で総会運営をしながらも、危機管理的な考え方から創造された会社主導型株主総会の総会運営方法を柔軟に活用することが有用である。そうすれば、潜在的な一般株主の不満・批判を和らげることもできるし、特殊株主や愉快犯的な株主の扇動に応じて会場の雰囲気を経営陣に対立的になることを防止できる。さらに、騒ぐなどして円滑な議事進行を妨害する株主が登場したとしても、なんら慌てることも恐れる必要もなく、的確に危機管理的に対応できる。

総会担当者が大幅に変わって、危機管理的手法である会社主導型株主総会に十分な知識を持っていない総会担当者も多い現状であることから、以下に、その代表的な手法とその効用を簡単に説明することにする。ここで重要なことは、以下の手法を適切かつ柔軟に活用すれば、どのような会社においても、例外なく、株主総会運営は適法かつ円滑に進行できることを十分に理解することである。会社主導型株主総会は、議長が初めての経験であり、激しく議事進行を妨害する株主がいる場合を想定して、それでも、総会運営が適法かつ円滑に行くように創造されたものだからである。

・シナリオの活用

本来、全体のシナリオによって、総会屋の妨害があっても、円滑に議事運営をできるようにしたのである。また、個別シナリオによって、動議・質疑の打ち切りを適法に円滑にするようにしたのである。この手法は、今のIR型の株主総会でも踏襲されている。

ただ、最近では、総会運営を妨害する特殊株主がほとんどいなくなったので、株主が総会運営を妨害する場面を想定したリハーサルは少ない。ほとんどの企業では、議事妨害の局面でのシナリオの効用が理解されにくくなっている。

そこで、潜在的な一般株主の不満・批判を顕在化させないようにシナリオの見直しが必要である。ビジュアル化で分かりやすく説明するのは良いが、将来の課題についての取り組みについては、議長が口頭で説明する方が良い場合もある。議事進行は分かりやすさを出し、一般株主が理解できないために反発することを避ける必要もある。一般株主の立場からのシナリオの見直しが必要なのである。

・一括回答

従来、会社に事前質問があった場合には、特に、不祥事に関する質問の際の回答に説明義務上の過不足がないようにするため、一括して回答するようになった。事前質問がない場合にも、同じ趣旨で一括回答されていた。現在でも、これを活用する会社は少なくない。

ただ、IR型の株主総会では、長い時間をかけての一括回答は、説明義務を果たすという会社側の都合で行う面が強いため、一般株主に理解しにくいこともあり、評判が良いとは言いがたい。一般株主の個別の質問に対して、丁寧に答える方が一般株主は納得しやすいことは明らかである。

今回の金融危機・景気の急速な悪化で、業績が著しく低下し、株価が低迷している企業では、当然、一般株主が質問したい、意見が言いたいと思う点がある。その点について会社側が先取りする方が親切であり、会社の姿勢を示しやすいことから、議長、あるいは答弁担当役員から、簡潔、かつ、会社の姿勢を理解してもらいやすい、ある程度まとまった説明があるほうが良い会社が多いだろう。それによって、質疑応答の機会の前に、一般株主の不満や批判がある程度、鎮めることができることもあるからである。

・一括上程一括審議方式の採用

これは、審議妨害を狙う総会屋の質問回数を1人当たり1回に限定して円滑な議事整理を行うために開発された手法である。すなわち、通常、報告事項と一括上程したすべての議案についての質疑応答や動議の提出を一括して行い、それを打ち切った後、各議案の採決のみを行うとするものである。

この方式は、IR型の総会の審議方法としても活用できるので、現在でも、多くの企業で使われているものである。ただ、この方式は、荒れそうな総会で大いに活用できる手法であるので、今年の株主総会で一般株主が激昂する可能性がある会社では、この手法の効用をよく理解しておくとうり便利である。

・議長はオールマイティーに議事整理役ができる

議長は、総会の議事整理について、オールマイティーともいふべき広範な包括的権限を持っている。総会運営の円滑化を妨害しようという強い意図をもった株主が発言の機会を得たとしても、議長の適切な議事整理によって、円滑に

総会運営をすることができるようになる。そのような議事整理の適切な行使のためには、議長自身がオールマイティーな権限を持っていることを十分理解している必要がある。

反対に、議長がオールマイティーであることを誇示するような無理な議事整理をすると、一般株主の反発を招き、潜在化している一般株主の不満・批判が一気に顕在化しかねないので、この点には注意が必要である。

加えて、総会屋対応の会社主導型株主総会では、より一層の議事整理の円滑化と議長の負担軽減の見地から、議長は議事整理役に徹し、株主の質問に対して、答弁することをしない手法も取られた。ただ、危機的な経済状況の中で開催される今年の株主総会では、議長の回答する姿勢・態度等から会社の将来性を判断したい一般株主が多いことから、議長が議事整理役に徹することは望ましいことではない。総会事務局の支援を得れば、仮に騒ぐ一般株主がでたとしても、議長の議事整理に支障はなく、議長が自ら株主質問に回答することの余裕はあるというべきだからである。

さらに、一般株主の中に、議長等経営陣に向かって物を投げつける者や議長席に詰め寄ろうとする者が現れた場合には、株主総会の会場の秩序を維持するために、議長は、それら株主に対し退場命令を出し、総会場の外へ出すこともできる。この適切な行使のために、総会事務局の支援を受ければよい。

・株主の発言の制限

株主の質問等の発言は無制限に許されるわけではない。株主の質問等の発言が適切でないときは、議長は、その発言が適切になるように議事整理することが許される。IR型株主総会でも、最近では、質問者が多い会社では、あらかじめ、1人当たり、質問数を1問、2問というように質問数や、質問時間を制限する会社が比較的多くなってきている。株主総会は、無制限な時間の中で開かれるものではないから、なるべく多くの株主に質問等発言の機会を与えるためには、株主の質問等にある程度の制限をすることは議事整理として合理的であり、株主の質問等の発言権を不当に制限するものではないからである。ただ、質問者も多くもないのに、質問数や質問時間を制限しすぎるときには、一般株主の反発を招く可能性もあるので注意が必要である。

今年の株主総会では、一般株主でも、ある程度感情的に発言することもあり、他の一般株主も同様の感情を抱いている場合もあるから、そのような発言に対して、無闇に質問制限をすると一般株主の反発を招きやすい。このような点を配慮して柔軟に質問制限をすべきである。

さらに、株価下落による損失に関して、激しく怒りをあらわにして、経営者に罵詈雑言を浴びせ、しかも、長い時間発言を確保しようとする一般株主が登場する可能性があるが、このような株主に対しては、他の一般株主は同調せず、その発言を認めて制限しない議長に対し多数の一般株主は反発するから、このような場合には、会場の空気を読んで、議長の議事整理権を適切に活用して、株主の発言をコントロールすべきである。

・議長・答弁担当役員の答弁の仕方の工夫

今年の株主総会に出席する一般株主の多くは、株価下落による大きな損失を抱えているので、会社ないし経営者にある程度の不満をもち、会社の不透明な将来に相当な不安を持っているものである。

そのため、発言する一般株主の発言内容が他の多くの一般株主が共感するものである場合に、それに対する議長や答弁担当役員の答弁の態度・内容が不適切で、多くの一般株主の感情を害するものである場合には、総会場全体が経営陣に反発する雰囲気となる可能性がある。

とくに、今年の株主総会では、株価下落で損を抱えている多くの一般株主が扇動されやすい心理状態になっている。そこで、多くの一般株主を扇動することを意図している特殊株主、愉快犯的な一般株主、会社に恨みを持っているクレマー的な株主が、多くの一般株主の心情を刺激するための質問・発言を用意していることも考えられる。そのような質問・発言に対しても、議長・答弁担当役員が答弁する場合には、多くの一般株主の心情的反発を受けないように注意する必要がある。

この点について、従来のIR型株主総会でも、答弁の際に注意を払っていたのであるが、今年の株主総会では、さらに、注意の程度を高めておく必要がある。通常、次のように注意される。質問に対して回答する、あるいは、分かりやすく簡潔に説明する、自信のある態度で説明する、自分の言葉で説明する等、答弁する際の当たり前のことが注意されるのである。

このような注意点について、答弁者からすれば、注意して答弁しているつもりであったとしても、その答弁を聞く一般株主から反発を受ける場合も考えられる。なぜなら、各注意点について、そのとおり注意が払われているかは、答弁者が思っただけでは十分ではなく、あくまでも、一般株主の立場からみて、そのとおりになっていなければならないからである。この点は、全体のリハーサル、あるいは役員個別のリハーサルによって調整する必要がある。

・質疑の打ち切り

今年は、質疑の打ち切りについて、例年よりも、慎重な配慮が必要である。基本的には例年と同じように、質疑応答である程度の時間が経過し、つまらない質問が出たときに、「あと1人」の株主に質問の機会を与えることで終わることを議長が予告して、その最後の株主で質疑を打ち切ることが望ましい。ただ、同じような質問が繰り返されたとしても、一般株主が議長・答弁担当役員の説明で納得できないことから繰り返されると見られる場合には、程度問題を判断する必要はあるが、繰り返しの質問というだけで、つまらない質問とみなして、それを機会に質疑を打ち切ることには慎重なほうが良い場合もある。

同様に、質疑応答である程度の時間が経過したとしても、この「ある程度の時間」はその場の雰囲気をも考慮して慎重に判断したほうが良い場合もある。予め決めたスケジュールを遵守するだけでは一般株主の反発を招く可能性があるからである。最終的には、総会場の空気、雰囲気を読む必要があり、そのためには、総会事務局の支援を得る方が適切な判断が得られるであろう。

・リハーサルの重視

危機管理的な株主総会運営が必要だと判断した会社では、例年よりも、リハーサルを重視する必要がある。会社主導型株主総会は、総会目的を明確化し、その目的達成が必ず旨くいく手法であるが、それは、リハーサルという練習があつてのことであることはいうまでもない。危機管理的状況を想定するのであるから、例年のIR型総会用のリハーサルだけで十分であるはずもないからである。

最近、リハーサルを軽視する会社も少なくない。IR型総会に慣れすぎ、問題株主が株主総会に足を運ぶ会社が極めて稀になったからであ

る。たとえば、お茶を濁す程度のリハーサルをする会社が多くなったのである。しかし、株主の不満・批判が強いと見られる会社では、今年の株主総会では、例年以上にリハーサルは重視されるべきである。

・会場の設営と警備の万全

会社主導型株主総会では、特殊株主のあらゆる攻撃に対応できるように、危機管理的手法で会場設営と警備に万全を期した。そのため、物を投げたり、議長席に詰め寄ることも防止できた。

しかし、最近のIR型株主総会では、一般株主は物を投げたりしない、議長席に詰め寄ることをしないという前提で、会場が設営されている。リハーサルでは、ほとんど警備の練習もしないようになった。そのため、激昂した一般株主が議長席に近づくことは容易であり、その上で、物を投げる一般株主ができれば、その物はある程度の確率で議長や他の役員に当たる可能性がある。

今年の株主総会でもIR型を基本にすべきであり、むしろ、危機管理的な物々しい会場設営は一般株主の反発を招く可能性がある。そのため、会場設営よりは、警備を重視する必要があるだろう。

・従業員株主の支援

今年の株主総会は、会社によっては、総会運営が難しい場面が出てくる可能性もあるが、これを乗り切るのは議長の議事進行であり、そのために必要なのが議長の議事進行に同意する会場の株主の拍手（発声ではない）である。このためには、従業員株主の度を超さない、ある程度の支援が必要である。

・総会事務局の協力体勢

今年の株主総会では、例年にも増して、議長の役割が重要であるが、議長がその役割を果たすには、議長を支援する総会事務局が重要である。議長と総会事務局の強力な協力体勢が整備されて初めて万全な総会運営が可能となるのである。

今年の株主総会では、他にも重要なことはあるが、それに関しては十分な情報があり、危機管理的な総会運営を述べるものが少ないことから、本稿はそこに重点を置いて述べた。

議長はじめ役員の皆様、総会担当各位のご健闘をお祈りします。

他社株式の公開買付けに関する 適時開示について

総合ディスクロージャー研究所客員研究員 鈴木 広樹

今回説明するのは、他社株式の公開買付けに関する適時開示です（東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第402条第1号x）。なお、自己株式の公開買付けに関する開示については、拙著『タイムリー・ディスクロージャー（適時開示）の事実 改訂増補版』（税務研究会出版局）において説明していますので、そちらを参照して頂ければと思います。

1. 開示の基準

他社株式の公開買付けに関しては、開示基準がありません。それを行うことを決定した場合、全て開示が必要になります。公開買付けの規模がどんなに小さくても開示が必要になりますので、注意して下さい。

2. 開示の構成

まず他社株式の公開買付けを決定した時点で以下のような構成の開示を行います。他社株式の公開買付けは決定事実ですので、その開示資料の記載内容は、決定した理由、決定事実の内容、業績への影響の3つに分けることができます。「1. 買付け等の目的」が決定した理由、「3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し」が業績への影響の記載に当たります。

この開示の記載内容は、公開買付届出書の記載内容とほとんどが重複するため、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令・第二号様式の「記載上の注意」に沿って作成して問題ありません。ただし、目的（決定した理由）の内容は様々であり、その記載については工夫が必要になるため、この後で説明することとします。

なお、以下にあげた内容の他に、対象者の上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合は、上場廃止となる見込みがある旨及びその事由、上場廃止を目的とする理由、公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項、二段階買収に関する事項について、上場子

会社に対する公開買付けを行う場合は、公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程、公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置についての記載も求められます。

〇〇株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり〇〇株式会社株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的
2. 買付け等の概要
 - (1) 対象者の概要
 - ① 商号
 - ② 事業内容
 - ③ 設立年月日
 - ④ 本店所在地
 - ⑤ 代表者の役職・氏名
 - ⑥ 資本金
 - ⑦ 大株主及び持株比率
 - ⑧ 買付者と対象者の関係等
 - (2) 買付け等の期間
 - ① 届出当初の買付け等の期間
 - ② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
 - (3) 買付け等の価格
 - (4) 買付け等の価格の算定根拠等
 - ① 算定の基礎
 - ② 算定の経緯
 - ③ 算定機関との関係
 - (5) 買付予定の株券等の数
 - ① 買付予定数
 - ② 超過予定数

- (6) 買付け等による株券等所有割合の異動
 - ① 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数
 - ② 買付け等前における株券等所有割合
 - ③ 買付け等前における株券等に係る議決権の数
 - ④ 買付け等後における株券等所有割合
 - ⑤ 対象者の総株主の議決権の数
- (7) 買付代金
- (8) 決済の方法
 - ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
 - ② 決済の開始日
 - ③ 決済の方法
- (9) その他買付け等の条件及び方法
- (10) 公開買付開始公告日
- (11) 公開買付代理人

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

以上

そして、公開買付けが終了した時点で以下のような構成の開示を行います。こちらの記載内容は、公開買付報告書の記載内容とほとんどが重複するため、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令・第四号様式の「記載上の注意」に沿って作成して問題ありません。

〇〇株式会社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成～年～月～日開催の取締役会において、〇〇株式会社株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成～年～月～日から実施していましたが、本公開買付けが平成～年～月～日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

- 1. 公開買付けの概要
 - (1) 対象者の名称

- (2) 買付け等による株券等所有割合の異動
 - ① 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数
 - ② 買付け等前における株券等所有割合
 - ③ 買付け等前における株券等に係る議決権の数
 - ④ 買付け等後における株券等所有割合
 - ⑤ 対象者の総株主の議決権の数
- (7) 買付代金
- (8) 決済の方法
 - ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
 - ② 決済の開始日
 - ③ 決済の方法
- (9) その他買付け等の条件及び方法
- (10) 公開買付開始公告日
- (11) 公開買付代理人

2. 買付け等の結果

- (1) 応募の状況
- (2) 買付け等を行った後における株券等所有割合
- (3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
- (4) 買付け等に要する資金
- (5) 決済の方法
 - ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
 - ② 決済の開始日
 - ③ 決済の方法

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

以上

また、以上の開示の他にも、対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答を決定した場合は、その回答に関する開示を行う必要があります。

3. 開示の時期

他社株式の公開買付けは決定事実ですので、あくまで決定した時点で、どんなに遅くとも決定した当日中に開示しなければなりません。注意しなければならないのは、公開買付届出書の提出と同時ではないということです。通常、公開買付けの決定は、公開買付届出書の提出の前日までに行われ、当然、開示も公開買付届出書の提出の前日までに行われることになります。

公開買付届出書の提出の前日までには公開買付けを決定して、それに関して開示するのは、公開買付届出書の提出日と同日に公開買付開始公告を行うからです（金融商品取引法第27条の3第1項、第2項）。公開買付開始公告を日刊新聞紙に掲載するのであれば、決定した日に掲載するのは不可能であり、掲載日の前日までには決定しておかなければならないはずですが。

4. 目的の記載

他社株式の公開買付けの目的は様々ですが、主に、経営資源の獲得、関連会社の子会社化、純投資、子会社等の上場廃止、子会社等以外の上場廃止、MBOの6つに分類することができると思われます。そして、その分類に応じて目的の記載内容が異なってきます。

(1) 経営資源の獲得

これは、対象者の保有する経営資源を獲得するために公開買付けを行うものです。この場合は、自社と対象者の事業内容や経営方針などを記載したうえで、対象者の経営資源を獲得して自社の経営資源と融合させることによって、自社にいかによりプラスの効果をもたらされるのか、また、自社だけでなく対象者にもプラスの効果をもたらされることなどを記載します。

(2) 関連会社の子会社化

これは、関連会社である対象者を子会社化するために公開買付けを行うものです。この場合は、まず自社と関連会社である対象者とのこれまでの関係（対象者を関連会社にして、自社と対象者の経営資源を融合させることによりプラスの効果があったこと）を記載したうえで、対象者を子会社にして、関係をこれまでよりも密にすることによって、より一層の効果が期待できることなどを記載します。

(3) 純投資

これは、純投資（取得した対象者の株式を他者に売却するなどして利益を得ること）を目的として公開買付けを行うものです。この場合は、自社と対象者の経営資源の融合などを記載するのではなく、対象者の事業内容などを記載したうえで、その成長性などに着目したことを記載します。

(4) 子会社等の上場廃止

これは、子会社または関連会社である対象者を完全子会社化して上場廃止にするために公開買付けを行うものです。この場合は、自社と関連会社または子会社である対象者とのこれまでの関係を記載した後、対象者を完全子会社化することによって、自社と対象者にいかによりプラスの効果をもたらされるのか（効率的な経営が可能になるなど）を記載します。

(5) 子会社等以外の上場廃止

これは、子会社および関連会社でない対象者を完

全子会社化して上場廃止にするために公開買付けを行うものです。この場合は、自社と対象者の事業内容や経営方針などを記載したうえで、対象者を完全子会社化して自社と対象者の経営を統合することによって、両者の経営資源が融合され、自社と対象者にいかによりプラスの効果をもたらされるのかを記載します。

(6) MBO

これは、MBO（マネジメント・バイアウト：経営陣による企業買収）により対象者を上場廃止にするために公開買付けを行うものです。この場合は、対象者の上場を維持するメリットがもはや無いこと（経営環境が厳しいといった理由により）を記載した後、対象者を上場廃止するためにこの公開買付けを行うこととしたと記載します。

また、MBOのための公開買付けの場合、対象者の経営陣が公開買付者となり、利益相反の回避が重要になるため、それについても記載します。公開買付者の側からすると、買付価格は低い方がいいはずですが、対象者の株主の側からすると、買付価格は高い方がいいはずで、MBOのための公開買付けの場合、公開買付者は対象者の経営陣であり、対象者の株主の側にも立たなければならないため、利益の相反する立場にいることとなります。そのため、目的にも買付価格の決定方法を記載して、公開買付者の側に偏った立場から買付価格を決定していないことを示します。

なお、この目的の記載については、「週刊経営財務」No.2898、No.2899、No.2901に掲載された「公開買付け開示書類の事例分析「買付け等の目的」の開示事例（1）～（3）」において、記載例を示しながら詳細に解説されていますので、こちらも参照して頂ければと思います。

また、ここで述べた事項の他にも、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令・第2号様式の「記載上の注意（5）」に示された事項については、当然記載すべきですので、注意して下さい。

5. 開示例

開示全部は分量が多くなるため、ここでは目的の記載例を1つあげることにします。株式会社吉野家ホールディングスが平成20年7月18日に行った「株式会社どん株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の「1. 買付け等の目的」の記載で

す。

この公開買付けは、関連会社の子会社化を目的としたものです。まず第2段落から第5段落にかけて自社と対象者の事業内容と経営方針が、第6段落において両者の属する業界の現状が記載された後、第7段落から第8段落にかけて、そうした状況を受け、「原材料の仕入、商品の製造、物流、その他の業務分野において各々の経営ノウハウ及び経営資源を補完・有効活用することにより、両者の事業基盤の強化拡大を図り、更なる業容の拡大を目的とした協力関係の構築を目指す」ため、対象者を関連会社化したことが記載されています。

そして、第9段落において、「従前にも増して連携を強化することにより、各々の経営ノウハウ及び経営資源を相互に補完・有効活用することによる相乗効果が増し、両社の事業基盤の強化拡大を図り、更なる業容の拡大を得られるものとの判断に至」ったため、対象者を子会社化することとしたことが記載されています。

なお、省略しましたが、この「(1) 本公開買付けを実施する背景及び理由」の後に、「(2) 本公開買付け実施後の経営方針」(公開買付け実施後、対象者の経営方針に大きな変更は無く、協力関係を更に深めていくこと)、「(3) 本公開買付けに関する合意等」(対象者の大株主との間で本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結していること、対象者の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の決議が行われていること)、そして、「(4) 上場廃止の有無について」(本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針であること)が記載されています。

(1) 本公開買付けを実施する背景及び理由

公開買付者である当社は、現在、発行済株式総数の34.85%を保有し、持分法適用関連会社としている対象者について、この度、その発行済株式総数の過半数を取得し、連結子会社とすることを目的に対象者の普通株式7,000,000株を上限として、公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたします。

当社グループは、牛丼のファーストフード店「吉野家」を軸に、「京樽」等の外食事業を展開しております。(以下略)

一方、対象者は、ステーキ料理を主体としたファミリーステーキハウスのチェーン展開を行い、ステーキハウスという業態において、お客様の多様な食生活に対するニーズを満たすため、ステーキのポピュラープライス化を実現し、豊富なバリ

エーションのステーキメニューを提供する外食企業であります。

現在、当社グループは、グループ企業価値の最大化を図るため、中期経営計画「The Next Stage 2010」を推進しております。(以下略)

一方、対象者は、No.1ステーキレストランチェーンとしての基盤確立を目指して、業容拡大と収益性の向上を目指しております。

当社及び対象者の事業領域である外食業界におきましては、市場規模の縮小、原油価格の高騰による原材料価格の上昇、同業他社との競争激化などにより既存店売上高は伸び悩み、利益確保が容易でない状況になっており厳しい事業環境となっております。

そのような事業環境の中、当社と対象者は原材料の仕入、商品の製造、物流、その他の業務分野において各々の経営ノウハウ及び経営資源を補完・有効活用することにより、両者の事業基盤の強化拡大を図り、更なる業容の拡大を目的とした協力関係の構築を目指し協議を重ねてまいりました。

その結果、当社と対象者との間で平成19年12月27日に業務・資本提携契約を締結するに至りました。その契約に則り、平成20年2月27日開催の対象者における臨時株主総会での同社の定款変更(発行可能株式総数の変更)及び第三者割当による新株式の有利発行の決議を受け、当社が平成20年2月28日に当該新株式発行価額全額の払い込みを行った結果、当社は対象者の発行済株式総数の34.85%を所有し、当社の持分法適用関連会社としております。

その後、当社と対象者は相乗効果の創出のための施策について検討・協議を進めてまいりましたが、従前にも増して連携を強化することにより、各々の経営ノウハウ及び経営資源を相互に補完・有効活用することによる相乗効果が増し、両社の事業基盤の強化拡大を図り、更なる業容の拡大を得られるものとの判断に至りました。そして、それにより中期経営計画を達成し、確固たる経営基盤の構築と財務体質の強化を実現し、結果として株主価値の向上が実現されるものと判断いたしましたので、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

(以下略)

総合ディスクロージャー研究所の活動状況について

総合ディスクロージャー研究所 事務局長 小西 千秋

総合ディスクロージャー研究所では、平成20年7月の本誌創刊号発行以降、以下のような活動を行ってまいりました。

1. 調査研究プロジェクト

(1) 内部統制に関する研究会

会社法上の内部統制（監査役の監査対象）と金融商品取引法上の内部統制（公認会計士の監査対象）との関連性及び実務上の問題点等についての調査研究をテーマとして、引き続き議論が展開されました。

(2) 開催状況

第六回 平成20年 8月7日（木） 13:30~15:30

・内部統制の評価及び監査における「重要な欠陥」の実質に関する実態調査研究について

第七回 平成20年 10月9日（木） 13:30~15:30

・内部統制報告書制度と監査役監査について

第八回 平成20年 11月13日（木） 13:30~15:30

・会社法・金商法の内部統制と取締役の責任について

第九回 平成20年 12月17日（水） 13:30~15:30

・COSOモニタリング公開草案の解説について

第十回 平成21年 1月27日（火） 13:30~16:30

・内部統制報告書の制度のあり方を中心として

なお、調査研究報告に関しては、近々冊子として取りまとめ公表する予定にあります。

2. 国際会計基準セミナー

世界的に、会計基準の国際的統一化へ向けた動きが国際財務報告基準（IFRS）を軸に加速化している折しも、国際会計基準の動向に精通されております2人をご講師にお招きし、大阪、東京会場においてセミナーを開催いたしました。

(1) 日時・場所

①平成20年12月8日（月）
大阪会場（リサイタルホール）
13:30~16:30

①平成20年12月16日（火）
東京会場（九段会館）
13:30~16:30

(2) プログラム

- ・国際財務報告基準（IFRS）の動向及び日本企業に与える影響 橋本 尚氏
- ・国際会計基準の動向に対する日本企業の実務的対応 竹原相光氏

3. 入門セミナー

株主総会関係事務又は有価証券報告書作成事務の初心者を対象にした、定期的な「入門セミナー」の第2回、第3回を次のとおり開催しました。

(1) 株主総会入門セミナー

・第2回

① 日時
第1日~第3日
平成20年9月1日（月）~平成20年9月3日（水）
13:30~16:45

② 場所
日本印刷会館

③ 講師
宝印刷 ディスクロージャー研究二部スタッフ
（第3回も同じ）

・第3回

① 日時
第1日~第3日
平成21年2月18日（水）~平成21年2月20日（金）
13:30~16:45

② 場所
東京証券会館

(2) 有価証券報告書入門セミナー

・第2回

① 日時
第1日~第5日
平成20年9月5日（金）~平成20年9月11日（木）
13:30~17:30

（但し土、日は除く）

② 場所
日本印刷会館

③ 講師

- ・大阪経済大学教授 小谷 融氏
- ・(株)スリー・シー・コンサルティング
代表取締役 公認会計士 児玉 厚氏
- ・総合ディスクロージャー研究所 スタッフ
(公認会計士) (第3回の各会場も同じ)
- ・宝印刷 XBRL推進室 スタッフ

・第3回 (東京、大阪、名古屋の3会場にて開催)

i) 東京会場

① 日時

第1日～第5日

平成21年2月23日(月)～平成21年2月27日(金)

13:30～17:30

② 場所

東京証券会館

ii) 大阪会場

① 日時

第1日～第5日

平成21年3月9日(月)～平成21年3月13日(金)

13:30～17:30

② 場所

ヴィアーレ大阪

iii) 名古屋会場

① 日時

第1日～第5日

平成21年3月23日(月)～平成21年3月27日(金)

13:30～17:30

② 場所

名古屋会議室

金融商品取引法関連法令の改正日誌 平成20年12月1日～平成21年2月28日

<「企業内容等の開示に関する内閣府令」についての改正一覧>

府令名	公布日	主な内容	施行日	経過措置	改正された様式
金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令 (内閣府令第七十九号)	H20.12.5	平成20年改正金商法においてプロ向け市場が創設されたことに伴い、「特定投資家向け有価証券」に係る規定が設けられた 平成20年改正金商法において課徴金制度に開示書類の不提出が追加されたことに伴い、有報等の提出期限延長に係る規定が設けられた 届出書、有報、四半期報告書、臨報等の様式において、種類株式の開示に係る「記載上の注意」の充実化が図られた	H20.12.12	【有報様式】 施行日以後に終了する事業年度に係る有報から適用 【臨報（海外募集等）】 施行日以後に開始された有価証券の募集等について適用 【通知書・届出書・発行登録関係様式】 施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等から適用 【四半期報告書様式】 施行日以後に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書から適用 【半報様式】 事業年度開始の日から6月を経過する日が施行日以後である場合の半報から適用 【親会社等状況報告書様式】 施行日以後に終了する事業年度に係る親会社等状況報告書から適用	<内国> 1号（通知書）、 2号（届出書・通常方式）、 2号-2（届出書・組込方式）、 2号-3（届出書・参照方式）、 2号-4（届出書・新規上場）、 2号-5（届出書・少額募集等）、 2号-6（届出書・特定組織再編成発行手続等）、 2号-7（届出書・新規上場に係る特定組織再編成発行手続等）、 3号（有報）、 4号-3（四半期報告書）、 5号（半報）、 5号-3（臨報）、 12号（発行登録追補書類） <外国> 6号（通知書）、 7号（届出書）、 7号-2（届出書・組込方式）、 7号-3（届出書・参照方式）、 7号-4（届出書・特定組織再編成発行手続等）、 8号（有報）、 9号（有報・新規上場形式）、 9号-3（四半期報告書）、 10号（半報）、 10号-3（親会社等状況報告書）、 15号（発行登録追補書類）
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (内閣府令第八十七号)	H20.12.26	「振替機関」に関する規定が追加された 「社債等の振替に関する法律」が「社債、株式等の振替に関する法律」に改題することに対応した規定が改正された	H21.1.5	—	<内国> 1号（通知書）、 2号（届出書・通常方式）、 2号-4（届出書・新規上場）、 2号-5（届出書・少額募集等）、 3号（有報） <外国> 7号（届出書）

府令名	公布日	主な内容	施行日	経過措置	改正された様式
金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(内閣府令第一号)	H21.1.23	届出書(様式:2号、2号-4、2号-5)の記載事項のうち、株券の募集について、その発行者の親法人等又は子法人等を主幹会社とする場合に、当該発行者と主幹会社との関係の具体的な内容等について記載が求められることとなり、「記載上の注意」が整備された	H21.6.1	H21.6.1以後に開始する有価証券の募集(*1)又は売出し(*2)から適用 *1 金商法第2条第3項に規定するもの *2 金商法第4条第4項に規定するもの。同法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続は除く。	<内国> 2号(届出書・通常方式)、 2号-4(届出書・新規上場)、 2号-5(届出書・少額募集等)

★未公布(案の段階のものも含む)のものは除いている。

★有価証券報告書を「有報」、有価証券届出書を「届出書」、半期報告書を「半報」、臨時報告書を「臨報」と、それぞれ略称を使用している。

★経過措置は全文言掲載が困難であるため、抜粋であることをお断りしておく。また、経過措置の中で、「~については、なお従前の例による」については掲載していない場合がある。

★「金融商品取引法」について「金商法」と略称を使用している。

<「財規諸表等規則」等についての改正一覧>

府令名	公布日	主な内容	施行日	適用日・経過措置	改正された財規の種類
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第八十号)	H20.12.12	「満期保有目的の債券」の定義が改正された 有価証券に関する注記事項が追加された(財規及び連結財規のみ)	H20.12.12	—	財規、 連結財規、 中間財規、 中間連結財規、 四半期財規、 四半期連結財規

★未公布(案の段階のものも含む)のものは除いている。

★「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(財務諸表等規則)」を「財規」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(連結財務諸表規則)」を「連結財規」、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(中間財務諸表等規則)」を「中間財規」、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(中間連結財務諸表規則)」を「中間連結財規」、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(四半期財務諸表等規則)」を「四半期財規」、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(四半期連結財務諸表規則)」を「四半期連結財規」と、それぞれ略称を使用している。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律（案）」について

平成21年3月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出されました。

今回の金融商品取引法の改正内容は、金融審議会金融分科会第一部会より平成20年12月17日に公表された「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」及び「金融分野における裁判外紛争解決制度（ADR）のあり方について」等を踏まえたものとなっております。

金融庁が公表した概要及び要綱案によると、「信

頼と活力のある金融・資本市場の構築」を図ることを目的として、「信用格付業者に対する規制の導入」、「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設」、「特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し」、「有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入」、「金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ」、「社債等の発行登録制度の見直し」、「有価証券の売出し」定義の見直し」が行われる予定です。

金融庁資料 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要



金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

<背景>

グローバルな金融市場の混乱への対応

利用者が安心して取引できる環境整備 ⇒ 信頼と活力ある金融・資本市場の構築

我が国金融・資本市場の機能強化

I 市場の公正性・透明性の確保

・信用格付業者に対する公的規制の導入

- 信用格付業者に対する登録制の導入
 - 信用格付業を公正かつ的確に遂行するための体制が整備された格付会社を登録
- 信用格付業者に対する規制・監督
 - 登録を受けた信用格付業者に対し以下を義務付け
 - ・誠実義務
 - ・格付方針等の公表、説明書類の公衆縦覧の情報開示義務
 - ・利益相反防止、格付プロセスの公正性確保等の体制整備義務
 - ・格付対象の証券を保有している場合等の格付の提供の禁止
 - 登録を受けた信用格付業者に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等の監督規定を整備
- 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限
 - 金融商品取引業者等が、無登録業者による格付である旨等を説明することなく無登録業者による格付を提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘を行うことを制限

II 利用者保護の充実

1. 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

※金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において共通の枠組みを横断的に整備

- 紛争解決機関の指定
 - 紛争解決等業務を行う機関（紛争解決機関）を、申請により、以下の要件に基づき主務大臣が指定することができる（指定にあたって法務大臣に協議）
 - ・紛争解決等業務を的確に実施できる経理的・技術的な基礎を有すること
 - ・役職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼさないこと
 - ・業務規程について一定割合以上の金融機関が異議を述べていないこと等
 - ※業態ごとに紛争解決機関を指定。指定紛争解決機関は業態で一つに限られず、また、複数の業態で指定を受け、業態横断的な指定紛争解決機関となることも可能
 - 苦情処理・紛争解決の手続に関する諸規定を整備
 - ・業務規程において紛争解決等業務に関する手続等を規定
 - ・紛争解決手続は弁護士等からなる紛争解決委員が実施
 - ・紛争解決手続に時効の中断及び訴訟手続の中止の法的効果を付与
- 指定紛争解決機関の利用
 - 指定紛争解決機関がある業態においては、金融機関に対し、一の指定紛争解決機関と以下の内容を含む契約の締結を義務付け
 - ・苦情処理・紛争解決手続の応諾
 - ・手続における事情説明・資料提出
 - ・紛争解決委員の提示する和解案（特別調停案）の尊重
 - 指定紛争解決機関がない場合には、金融機関が苦情処理・紛争解決の取組みを実施
- 指定紛争解決機関に対する監督規定の整備
 - 指定紛争解決機関に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令等（業務改善命令等にあたって法務大臣に協議）の監督規定を整備

2. 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し

- プロからアマへの移行の効果（現行は1年）を、顧客の申出があるまで有効に
- アマからプロへの移行の効果は、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能に

3. 有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入

- 有価証券店頭デリバティブ取引について、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に

III 公正で利便性の高い市場基盤の整備

1. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

- 金融商品取引所による商品市場の開設
 - 株式会社金融商品取引所が、認可を受けて商品市場を開設できることを明確化（株式会社商品取引所も金融商品取引所の免許を受けて金融商品市場を開設可能）

- 金融商品取引所と商品取引所のグループ化
 - 金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社が、認可を受けて商品取引所を子会社とできることを明確化
 - 商品取引所及び商品取引所持株会社が、(商品取引所法による認可を受けて)金融商品取引所を子会社とすることを可能に
- 金融商品取引清算機関による商品取引債務引受業の実施
 - 金融商品取引清算機関が、承認を受けて商品取引債務引受業(商品取引のクリアリング業務)を行うことができることを明確化

2. 開示制度の見直し

- 社債等の発行登録制度の見直し
 - 発行登録書の記載事項として、「発行予定額」に代えて「発行残高の上限」の記載を容認
- 「有価証券の売出し」定義の見直し
 - 既発行有価証券の売付け勧誘等について、有価証券の性質(主要国の国債、主要海外取引所の上場有価証券、その他)及び投資者の属性(適格機関投資家のみ、多数の一般投資者)に応じ、法定開示、簡易な情報提供、開示免除等とする3種類の開示規制を整備

IV 施行日

以下を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

- ①金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ(商品取引所法の改正と合わせて施行するもの)
 - ・・・・上記施行日と改正商品取引所法の施行日のいずれか遅い日から施行
- ②信用格付業者に対する公的規制の導入(無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定)及び金融ADR制度の創設(金融機関による指定紛争解決機関の利用に係る規定)
 - ・・・・公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日から施行

今回の改正金商法のうち、ディスクロージャーに関する改正として「有価証券の売出し」定義の見直し並びに「社債等の発行登録制度の見直し」が予定されております。

金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱」より抜粋

(1)「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し等

- ①「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することとする。(金融商品取引法第2条第4項関係)
- ②既に発行された有価証券の売付け勧誘等のうち、適格機関投資家のみを相手方として行う場合であって当該有価証券が適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないもの、少人数の者を相手方として行う場合であって当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないもの等は「有価証券の売出し」に該当しないこととする。これらの場合には、その相手方に対し当該売付け勧誘等について届出が行われていない旨等を告知することを義務付けることとする。(金融商品取引法第2条第4項、第23条の13関係)
- ③金融商品取引業者等が行う外国で既に発行された有価証券又はこれに準ずる有価証券の売出しのうち、国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報を容易に取得することができることその他の要件を満たすもの(以下「外国証券売出し」という。)については、当該有価証券の売出しに関し届出をしているものでなくても行うことができることとする。(金融商品取引法第4条関係)
- ④金融商品取引業者等は、外国証券売出しを行う場合には、当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報(以下「外国証券情報」という。)を、その相手方に提供し、又は公表しなければならないこととする。(金融商品取引法第27条の32の2関係)
- ⑤外国証券売出しにおいて外国証券情報を提供し、又は公表しないで有価証券を売り付けた場合、重要な事項について虚偽のある外国証券情報を使用して有価証券を売り付けた場合等において、金融商品取引業者等はこれを買付けた者に対し損害賠償の責めに任ずることとする。(金融商品取引法第27条の34の2関係)

(2)「発行登録制度」の見直し

「発行登録制度」における発行登録書の記載事項として、「発行予定額」の記載に代えて、「発行残高の上限」を記載することができることとする。(金融商品取引法第23条の3、第23条の4関係)

「金融商品取引法等の一部を改正する法律（案）」に関する新旧対照表

※ 以下は、国会審議の参考用として作成された新旧対照表（金融庁公表）をもとに、総合ディスクロージャー研究所が編集を行ったものです。

① 社債等の発行登録制度の見直しに関する条文

改正案	現行
<p>金融商品取引法</p> <p>(発行登録書の提出)</p> <p>第二十三条の三 有価証券の募集又は売出しを予定している当該有価証券の発行者で、第五条第四項に規定する者に該当するものは、当該募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額（以下「発行予定額」という。）が一億円以上の場合（募集又は売出しを予定している有価証券が新株予約権証券である場合にあっては、発行予定額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、当該募集又は売出しを予定している期間（以下「発行予定期間」という。）、当該有価証券の種類及び発行予定額又は発行残高の上限、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者又は登録金融機関のうち主たるものの名称その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録書」という。）を内閣総理大臣に提出して、当該有価証券の募集又は売出しを登録することができる。ただし、その有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）、特定投資家向け有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）及びその有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が同条第四項に規定する少人数向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）を予定している場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>金融商品取引法</p> <p>(発行登録書の提出)</p> <p>第二十三条の三 有価証券の募集又は売出しを予定している当該有価証券の発行者で、第五条第四項に規定する者に該当するものは、当該募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額（以下「発行予定額」という。）が一億円以上の場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該募集又は売出しを予定している期間（以下「発行予定期間」という。）、当該有価証券の種類及び発行予定額又は発行若しくは売出しの限度額、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者又は登録金融機関のうち主たるものの名称その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録書」という。）を内閣総理大臣に提出して、当該有価証券の募集又は売出しを登録することができる。ただし、その有価証券発行勧誘等が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）、その取得勧誘又は売付け勧誘等が特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等（同条第三項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）及びその有価証券発行勧誘等が同条第四項に規定する少人数向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）を予定している場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案	現行
<p>(訂正発行登録書の提出)</p> <p>第二十三条の四 発行登録を行つた日以後当該発行登録がその効力を失うこととなる日前において、発行登録書において前条第二項の規定により参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたときその他当該発行登録に係る発行登録書及びその添付書類（以下この条において「発行登録書類」という。）に記載された事項につき公益又は投資者保護のためその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、当該発行登録をした者（以下「発行登録者」という。）は、内閣府令で定めるところにより訂正発行登録書を内閣総理大臣に提出しなければならない。当該事情がない場合において、発行登録者が当該発行登録書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたとときも、同様とする。この場合においては、発行予定額又は発行残高の上限の増額、発行予定期間の変更その他の内閣府令で定める事項を変更するための訂正を行うことはできない。</p>	<p>(訂正発行登録書の提出)</p> <p>第二十三条の四 発行登録を行つた日以後当該発行登録がその効力を失うこととなる日前において、発行登録書において前条第二項の規定により参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたときその他当該発行登録に係る発行登録書及びその添付書類（以下この条において「発行登録書類」という。）に記載された事項につき公益又は投資者保護のためその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、当該発行登録をした者（以下「発行登録者」という。）は、内閣府令で定めるところにより訂正発行登録書を内閣総理大臣に提出しなければならない。当該事情がない場合において、発行登録者が当該発行登録書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたとときも、同様とする。この場合においては、発行予定額の増額、発行予定期間の変更その他の内閣府令で定める事項を変更するための訂正を行うことはできない。</p>

② 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しに関する条文

改正案	現行
<p>金融商品取引法</p> <p>(定義) 第二条 (略) 2～3 (略)</p> <p>4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。）のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該売付け勧誘等が第二項有価証券に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。</p> <p>二 多数の者（適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合（特定投資家のみを相手方とする場合を除く。）</p> <p>三 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合</p> <p>イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合</p> <p>ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。</p> <p>(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。</p> <p>ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合</p> <p>三 その売付け勧誘等に応じることにより相当程度多数の者が当該売付け勧誘等に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合</p> <p>5～39 (略)</p>	<p>金融商品取引法</p> <p>(定義) 第二条 (略) 2～3 (略)</p> <p>4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（以下「売付け勧誘等」という。）のうち、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。</p> <p>一 第一項有価証券 均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（次に掲げる要件のすべてに該当する場合を除く。）</p> <p>イ 当該売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方として行われること。</p> <p>ロ 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。</p> <p>ハ 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。</p> <p>二 第二項有価証券 その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を相当程度多数の者が所有することとなる場合として政令で定める場合</p> <p>5～33 (略)</p>

改正案	現行
<p>(適格機関投資家向け勧誘の告知等)</p> <p>第二十三条の十三 <u>有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等のうち、次の各号に掲げる場合に該当するもの(第二号に掲げる場合にあつては第二条第三項第一号の規定により多数の者から除かれる適格機関投資家を相手方とするもの)に限り、第四号に掲げる場合にあつては同条第四項第一号の規定により多数の者から除かれる適格機関投資家を相手方とするものに限る。以下この条において「適格機関投資家向け勧誘」という。)を行う者は、当該適格機関投資家向け勧誘が当該各号に掲げる場合のいずれかに該当することにより当該適格機関投資家向け勧誘に関し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額又は譲渡価額の総額が一億円未満の適格機関投資家向け勧誘で内閣府令で定める場合に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>一 第二条第三項第二号イに掲げる場合</p> <p>二 第二条第三項第二号ハに掲げる場合(同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。)</p> <p>三 第二条第四項第二号イに掲げる場合</p> <p>四 第二条第四項第二号ハに掲げる場合(同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。)</p> <p>五 第二条の二第四項第二号イに掲げる場合</p> <p>六 第二条の二第五項第二号イに掲げる場合</p> <p>2 前項本文の規定の適用を受ける適格機関投資家向け勧誘を行う者は、当該適格機関投資家向け勧誘により有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(適格機関投資家向け勧誘の告知等)</p> <p>第二十三条の十三 <u>適格機関投資家向け勧誘(有価証券発行勧誘等のうち、第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該有価証券発行勧誘等の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものをいう。以下この項において同じ。)又はこれに係る有価証券の有価証券交付勧誘等で第四条第二項本文の規定の適用を受けないもの(次項において「適格機関投資家向け勧誘等」という。)を行う者(内閣府令で定める者に限る。)</u>は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が次に掲げる場合に該当するものであつた有価証券(第一号に掲げる場合にあつては、第二条第三項第一号の規定により当該有価証券発行勧誘等の相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に限る。)の有価証券発行勧誘等に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額の総額が一億円を超えない範囲内で内閣府令で定める金額未満である適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券について行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 第二条第三項第一号に掲げる場合</p> <p>二 第二条第三項第二号イに掲げる場合</p> <p>三 第二条の二第四項第二号イに掲げる場合</p> <p>2 前項本文の規定の適用を受ける適格機関投資家向け勧誘等を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該適格機関投資家向け勧誘等により取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>4 有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等のうち次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するもの（第二条第一項第九号に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等その他政令で定めるものを除き、第一号イ又はロに掲げる場合にあつては適格機関投資家向け勧誘に該当するものを除く。以下この条において「少人数向け勧誘」という。）を行う者は、当該少人数向け勧誘が次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合（第一号イ又はロに掲げる場合にあつては適格機関投資家向け勧誘に該当する場合を除く。）のいずれかに該当することにより当該少人数向け勧誘に関し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該少人数向け勧誘に係る有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額又は譲渡価額の総額が一億円未満の少人数向け勧誘で内閣府令で定める場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>二 第一項有価証券 次のいずれかの場合</p> <p>イ 第二条第三項第二号八に該当する場合</p> <p>ロ 第二条第四項第二号八に該当する場合</p> <p>ハ 第二条の二第四項第二号ロに該当する場合</p> <p>ニ 第二条の二第五項第二号ロに該当する場合</p> <p>二 第二項有価証券 次のいずれかの場合</p> <p>イ 第二条第三項第三号に掲げる場合に該当しない場合</p> <p>ロ 第二条の二第四項第三号に掲げる場合に該当しない場合</p> <p>5 前項本文の規定の適用を受ける少人数向け勧誘を行う者は、当該少人数向け勧誘により有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。</p>	<p>4 少人数向け勧誘（有価証券発行勧誘等のうち次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するもの（政令で定めるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）又はこれに係る有価証券の有価証券交付勧誘等で第四条第一項本文の規定の適用を受けないもの（次項において「少人数向け勧誘等」という。）を行う者は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し同条第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額の総額が一億円を超えない範囲内で内閣府令で定める金額未満である少人数向け勧誘に係る有価証券について行う場合は、この限りでない。</p> <p>二 第一項有価証券 次のいずれかの場合</p> <p>イ 第二条第三項第二号八に該当する場合</p> <p>ロ 第二条の二第四項第二号ロに該当する場合</p> <p>二 第二項有価証券 次のいずれかの場合</p> <p>イ 第二条第三項第三号に掲げる場合に該当しない場合</p> <p>ロ 第二条の二第四項第三号に掲げる場合に該当しない場合</p> <p>5 前項本文の規定の適用を受ける少人数向け勧誘等を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該少人数向け勧誘等により取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。</p>

※ 外国証券に係る条文（金商法第4条関係、第27条の32の2関係、第27条の34の2関係）の新旧は省略しています。

今後、当該「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」については、進展があった際又は当該法律案に関連する政令・府令等の公表案が発表された際に、本紙において解説等を行う予定としております。

参考資料

これらの改正は、昨年10月22日に開始された金融審議会金融分科会第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループが、全5回の会合の内容をもとに取りまとめた「金融審議会金融分科会第

一部会 ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告 ― 開示諸制度の見直しについて ―」(平成20年12月11日 金融審議会金融分科会第一部会にて報告)が基になっております。

「金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告 ― 開示諸制度の見直しについて ―」より一部抜粋

II. 「発行登録制度」の見直し

1. 利用適格要件の見直し
 - (1) 周知性要件の要否 (略)
 - (2) 格付要件の撤廃 (略)
2. SPCによる発行登録制度の導入 (略)
3. プログラム・アマウント方式の採用

発行登録制度を利用した機動的な資金調達をより利用しやすいものとするため、海外のMTNプログラムと同様、発行登録にあたりプログラム・アマウント方式(発行登録書に発行残高の上限を記載し、償還等により発行残高が減少した場合に発行可能額の増額を認める方式)の選択を認めることが適当である。

なお、償還等により発行可能額が増加した際には、訂正発行登録書に代えて、一定の補足書類により開示を行うこととすることが考えられる。

IV. 「有価証券の売出し」概念の見直し

1. 売出し概念見直しの必要性 (略)
2. 売出し概念の見直しの方向性

売出し概念を今日的な形に見直すに当たっては、投資家が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示とする法定開示制度の趣旨に照らし、投資家に情報収集・分析能力があるか、流通市場が国内に存在するか、販売者との間に情報の非対称性があるか、海外を含めた公開情報の有無・程度、取引の態様、有価証券の種類等を考慮し、以下の方向で見直すことが適当である。

(注) 米国においては、いわゆるディーラー特権及びブローカー特権と呼ばれる仕組みがとられ、日常的な取引が発行開示の適用から除外されている。

(1) 「均一の条件」要件

「均一の条件」要件については、前述のとおり、この要件に依拠することにより、開示が必要な場面について開示がされない、開示が不要な場面について開示が求められる、情報提供の有無が二者択一的であるという問題があることを踏まえ、「売出し」の要件から「均一の条件」を削除した上で、投資家が投資情報を必要とする程度に応じて、以下のように開示・情報提供を要する場面を3つに分類し直すことが考えられる。

- ①国内において十分に投資情報が周知されている既発行の有価証券の日常的な売買取引の取扱いについては、基本的には法定開示・情報提供は不要とすることが考えられる。
- ②海外において投資情報が十分に存在するが国内には投資情報が存在しない既発行の有価証券の取扱いについては、一定の情報提供の法的枠組みの下で、法定開示は不要とされる類型があると考えられる。
- ③投資情報が乏しい既発行の有価証券の取扱いについては、原則として法定開示が必要である。また、勧誘を行う金融商品取引業者等が引受けた有価証券については、情報の非対称性の問題等を考慮すれば、法定開示の対象とすべきである。

- (2) 「50人以上」要件 (略)
- (3) いわゆる「私売出し」の整備 (略)
3. ～7. (略)

RID ディスクロージャーニュース vol.4

2009年4月発行

編集・発行 総合ディスクロージャー研究所
宝印刷株式会社
(総合ディスクロージャー研究所事務局)
〒171-0033
東京都豊島区高田3-32-1 大東ビル3階
TEL 03-3971-3154

無断掲載・複写を禁じます。



総合ディスクロージャー研究所



本 社／〒171-0033 東京都豊島区高田3-28-8 Tel. 03(3971) 3101代表
大 阪 支 店／〒541-0048 大阪市中央区瓦町3-6-5 Tel. 06(6203) 5760代表
札幌営業所／〒060-0042 札幌市中央区大通西11-4 Tel. 011(271) 9891代表
横浜営業所／〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 Tel. 045(317) 6461代表
名古屋営業所／〒460-0003 名古屋市中区錦1-20-25 Tel. 052(221) 6901代表
広島営業所／〒730-0031 広島市中区紙屋町1-1-20 Tel. 082(241) 0755代表
福岡営業所／〒810-0001 福岡市中央区天神3-4-8 Tel. 092(712) 0012代表